

子ども教育常任委員会要点記録

日 時： 令和元年6月27日（木）
午前10時01分～午後6時40分
場 所： 第2委員会室

出席委員 (6人)	委員長 委員 委員	いじま 文彦 岩崎 みなこ しらた 満	副委員長 委員 委員	大くま 真一 本間 としえ 山崎 ゆうじ
出席説明員	企画課長 施設保全課長 くらしと文化部長 コミュニティ・生活課長 文化施策担当課長 スポーツ振興課長 オリンピック・パラリンピック推進課長 子ども青少年部長 公立保育園担当課長 児童青少年課長 公園緑地課長 教育部長 教育振興課長 文化財担当課長 図書館本館整備担当課長 学校給食センター長	田島 元 澤井 貴之 松尾 銘造 麻生 孝之 立花 寛 鈴木 隆史 齊藤 義照 芳野 俊彦 田坂 清子 植田 威史 長谷川 哲哉 須田 雄次郎 鈴木 恭智 藤田 純 萩野 健太郎 澤井 吉之	行政管理課長 オリンピック・パラリンピック(兼) スポーツ振興担当部長 文化・市民協働課長 複合文化施設改修担当課長 (兼)特定施設担当課長 子育て支援課長 子育て総合センター長 子育て・若者政策担当課長 参事 教育指導課長事務取扱 教育企画担当課長 永山公民館長 学校支援課長 発達支援担当課長 (兼)教育センター長	小柳 一成 小林 弘宜 古谷 真美 奥 空武夫 松崎 亜来子 角谷 美喜子 室井 裕之 山本 武 加藤 大輔 北方 静史 伊野 元康 田島 佐知子

案 件

件 名	審 査 結 果
1 元陳情第6号 アクアブルーの改修に関する陳情	不採択
2 元陳情第8号 総合体育館及び多摩東公園駐車場有料化に対する陳情	趣旨採択
3 第67号議案 多摩市立総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について	修正可決すべきもの
4 第68号議案 多摩市立武道館及び多摩市立陸上競技場の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
5 第69号議案 多摩市立温水プール条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
6 第70号議案 多摩市体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
7 第71号議案 多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
8 第72号議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
9 第73号議案 多摩市立八ヶ岳少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
10 第74号議案 旧多摩聖蹟記念館に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
11 第75号議案 多摩市古民家の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
12 第76号議案 多摩市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
13 特定事件継続調査の申し出について	了承

協 議 会

件 名	担 当 課 名
1 連光寺複合施設大規模改修の進捗状況について	コミュニティ・生活課 児童青少年課
2 鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの大規模改修（案）について	コミュニティ・生活課 児童青少年課
3 「旧北貝取小学校跡地活用基本方針」と今後の予定について	文化・市民協働課
4 パルテノン多摩大規模改修事業の進捗状況について	文化・市民協働課

5	第4次多摩市生涯学習推進計画の策定について	文化・市民協働課
6	多摩市立温水プール改修工事基本実施設計の経過状況について	スポーツ振興課
7	多摩市スポーツ推進計画策定における状況報告について	スポーツ振興課
8	東京2020テストイベント READY STEADY TOKYOー自転車競技(ロード)に関する状況報告について	オリンピック・パラリンピック推進室
9	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた気運醸成の取組について	オリンピック・パラリンピック推進室
10	令和元年度第1回子ども・子育て会議の概要について	子育て・若者政策担当
11	会計検査院からの発表内容について	子育て・若者政策担当
12	幼児教育・保育の無償化について	子育て支援課
13	「社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例」の概要について	子育て支援課
14	「多摩市立保育所条例の一部を改正する条例」の概要について	子育て支援課
15	「多摩市特定教育・保育に係る利用者負担に関する条例の一部を改正する条例」の概要について	子育て支援課
16	「多摩市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例」の概要について	子育て支援課
17	「多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」の概要について	子育て支援課
18	「多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」の概要について	子育て支援課
19	平成30年度多摩市立子育て総合センター 子ども家庭支援センター事業実績について	子育て総合センター
20	児童館におけるゴールデンウィーク期間中の臨時開館の利用状況について	児童青少年課
21	学校用務員グループ制検証委員会報告書について	教育振興課
22	民俗・生活資料、埋蔵文化財資料の再整理状況について	教育振興課
23	関戸橋(下流橋)の保存と解説板設置について	教育振興課
24	多摩市地域学校協働活動推進事業実施要綱の制定について	教育振興課
25	多摩市学校運営協議会規則について	教育指導課
26	図書館本館再整備基本設計に係る市民説明会について	図書館
27	小学校自閉症・情緒障害学級の学区制の導入について	学校支援課
28	令和元年度 小中学校児童・生徒数、学級数について	学校支援課
29	学校給食異物混入月報(3月分)	学校給食センター

30	令和2年度使用多摩市立小学校教科書の採択について	教育指導課
31	第二次多摩市特別支援教育推進計画策定事業の概要について	教育センター
32	第五次多摩市総合計画第3期基本計画の策定について（報告）	企画課
33	行政視察	—

午前10時01分 開会

いいじま委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより子ども教育常任委員会を開会する。

本日は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、元陳情第6号 アクアブルーの改修に関する陳情を議題とする。

本件については、陳情者からそれぞれ発言の申し出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 ご異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により、発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨をお知らせするので、時間内で発言をお願いします。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って発言していただきたい。

それでは、氏名をおっしゃってからご発言願う。お願いします。

陳情者(矢口氏) 陳情者の矢口である。よろしくお願いします。アクアブルーの改修に関する陳情については、委員の手元に配付されている陳情書のとおりであるので、陳情書に記載されていない事項について補足説明させていただく。

アクアブルーの改修工事期間中、全面閉館とするキーワードは、①危険防止という観点と、②他に代替措置が存在するという2点である。以下、この点について意見を述べさせていただく。

1、危険防止の観点について。(1)アクアブルーの中心には、躯体を支える支柱が数本配置されて、周囲は広い空間となっているので、これを中心に北側と南側に工区割をすることは、外形上も機能上も可能であり、この中心部に大人の背丈を超える障壁を設置すれば危険は生じないと考えられる。

(2)アクアブルー1階の機械設備室の天井とプールエリアの床面は、厚い鉄筋コンクリートで遮断されているので、相互に影響を及ぼし合うことはないと考えられる。

(3) 改修工事の最終段階になると、床面、壁面、天井等にシンナーで溶かした塗料を塗る必要があり、塗料を塗ってから二、三日間は有害なガスを発生させるおそれがある。そこで、塗料を塗る作業は、年末年始の休館期間、1週間程度か、焼却炉の点検のための休館期間、3週間程度を利用すれば安全は確保される。

2、代替措置の存在理由。(1) 人類の起源は水と深いかかわり合いを持っており、母親の体内に胎児の生命は宿ってから人として誕生するまでの間、胎児の生命維持と発育成長によって、水は不可欠な要素となっている。このような人間の生来事情により、子どもたちはプールの中だけで心に安らぎを感じながら、浮輪や水遊びをしながら、自然と水泳を会得し、上達していくという教育的効果がある。プールのこのような自然な教育的効果を他のスポーツ施設で代替することは不可能である。

(2) 町田市の市営プールは本格的な競技用プールが主体で、子どもの水泳や水遊びには不向きである。また、同プールに通うには、車の通行の頻繁な車道を通る必要もあるなど、危険を伴うため、アクアブルーの代替措置という役割は低いと考えられる。

3、以上から、抽象的なキーワードによって人の権利や利益の制約を認めると、さまざまな弊害が生じる。戦前は国体という抽象的なキーワードを用いて、多くの有益な出版物が発売禁止になったり、国体に反するという理由で、有能な政治家や学者などが投獄された。改修工事期間中、全面閉館とするのであれば、多くのプールの利用者が納得できるだけの具体的個別的かつ明確な根拠と理由を示してもらいたい。

4、地方自治は、公正な首長を頂点とする執行機関と、構成員の議員によって構成される自治決定機関としての市議会という、二元制議会制民主制の仕組みとなっている。市民は直接に市政に参加することは許されず、執行機関の権力の濫用、行き過ぎ等は、市議会において抑制、是正していただくしか方法がない。このような観点から、本陳情について、当委員会において十分に慎重な審議を尽くされ、ご採択の上、本会議に上程され、公開討論の場を通じて、市民の権利利益の保護と市民の知る権利が全うされるよう、お願い申し上げます。以上。

最後に一言だけ。高齢者に対して、アクアブルーが利用できなくても、車を運転して、町田市の市営プールに通うことができるのではないかという考え方には反対する。この点で、6月18日の岩崎みなこ先生の一般質問と同じだと思う。ありがとう。

いいじま委員長 以上で市民発言を終わる。

本件の陳情内容について、現在の市の状況や考え方など、市側から報告などあったら願います。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 それでは、市としての考えをご説明したいと思う。今回の温水プールの改修に当たっては、工事の安全を確保するとともに、閉鎖期間をできる限り短くすることを基本として設計を進めている。プールの改修においては、既存塗装や設備の撤去の際には粉じんが発生するほか、塗装や防水作業においては、揮発性物質等を使用するため、作業員は保護服を着用して作業に従事することになる。また、工事期間中は、作業による騒音が発生し、非常放送や監視員からの注意、警告が伝わらない可能性があるほか、使用する防水塗装材料は消防法における危険物に該当し、火災のリスクが高く、万が一火災が発生した際には、一気に燃え広がるおそれがある。このため、安全を確保する上では、プールを全面閉鎖することが望ましいと考えているところである。

現時点では、今回の改修工事によるプールの閉鎖期間については、令和2年10月から翌令和3年3月までの6カ月間を予定している。

なお、各種ウエートトレーニングマシンなどを取りそろえているトレーニングルームとエアロビクス、ヨガ等に利用しているミニスポーツホールについては、短期間の閉鎖はあるものの、プールの改修期間中も利用は可能となるようにいたしている。

なお、協議会にて案件6にて報告する多摩市立温水プール改修工事基本計画の経過状況については、本陳情の審査にも関連するので、この後、鈴木スポーツ振興課長より説明申し上げる。

鈴木スポーツ振興課長 それでは、きょうの協議会の6番目でご報告させていただき予定であった温水プールの改修工事基本実施設計の経過状況について、この場で先行してご説明させていただきたいと思うので、皆様に伝えても大丈夫

か。

いいじま委員長 協議会の6番目。多摩市立温水プール改修工事基本実施設計の経過状況について、では、あわせてここでご説明ということによろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 では、願います。

鈴木スポーツ振興課長 では、経過状況についてご報告させていただきます。

今、多摩市立温水プールは、陳情いただいたように、令和2年度に設備の老朽化に対応した改修工事を予定して、昨年、今年度について、今、基本・実施設計を実施している状況である。改めて1番で、改修工事の目的であるが、温水プールについては、来年度で築20年を迎えるところである。市のストックマネジメント計画の中では、建物の大規模改修や修繕のサイクルはおおむね30年ということで定めているが、プールという、ある意味、特性上、建物の形状、また、室内環境の影響を受けて、通常よりも比較的早い段階で劣化が進行しているような状況である。

そんなところから、築30年目に向けた大規模な改修・修繕に向けて、まずこれからの10年間の利用者の安全安心の確保、また、適切な運用を継続するために、今、改修工事の準備、設計を進めているような段階である。

2番で、今の基本・実施設計については、昨年10月から始めさせていただき、ことしの8月30日を設計期間としているところである。そして、今の中で出てきた中で、工事予定期間であるが、来年の6月から令和3年3月ごろというところで、今、予定していて、その中に、具体的にプール部分についてもやはり先ほどの部長の説明にもあったが、どうしても全面休館の期間が必要であるということ。それを今、最短でやるというところの予定では、来年の10月から令和3年の3月のおおむね半年ぐらいはやはりどうしても、利用者の方に迷惑はかけるが、閉館せざるを得ない状況というのが今わかってきたところである。

なお、トレーニングルームについては、こちらのほうはずっと開館している。ただ、断水期間の工事のときのみ短期間の休館をせざるを得ないということは、今の段階でわかってきているようなところである。

そして、3番目、工事の概要であるが、この既存の施設の状況や、施設管理者のヒアリング、また、平成27年に劣化診断を行っている。それを踏まえて、改修内容を検討して、今、主な内容としては、大きくまず建築の部分では、防水の改修や建具改修。これは補修・塗装、また、外壁補修、塗装改修等がある。また、電気の部分では、ここで施設全体の監視カメラの設備更新の実施など、放送設備、そちらも一部更新等、そういった電気関係の更新作業。また、機械のところでは空調設備の一部更新、また、周りは今、オーバーホール関係、また、プールの殺菌剤生成装置も、これは分解して整備が必要なことが今、工事の中で行われている。

そして、これまでの経緯と今後のスケジュールであるが、今ちょうど基本設計がまとまりつつある中、実施設計も並行して行っているようなところで、この閉館期間も、この段階で、ある意味、明確になってきたようなところである。予定では、この実施設計の完了後、金額的に、議会の議決事項になる想定であるので、ことしの12月補正の中で、工事予算について計上させていただいて、議会のご審議を賜ればと考えている。そして、来年の6月議会のほうで工事契約の議決になる。12月議会のほうは補正で工事予算の計上になる。

工事の議決については、来年6月議会を想定している。そして、その後、来年6月から改修工事が翌年の令和3年3月。そして、プール部分の部分休館については来年の10月から3月に、今そんな予定になる見込みであるという状況である。

説明については以上である。

いいじま委員長 では、これより質疑に入る。質疑はあるか。

本間委員 まず今ご説明いただいた内容の中で、工事予定期間が令和2年6月から令和3年3月ということで、プールの部分休館が令和2年の10月から令和3年の3月ということで、この令和2年6月から令和2年10月の間というのは、どういった工事になるのか。

澤井施設保全課長 契約してから閉鎖するまでの間は、工事受注者のほうが施工に際しての準備作業。使う材料の発注や施工体制を整えるなど、そういったことになる。

本間委員 私の解釈だと、アクアブルーの改修工事の工事内容として、大きく分けると、漏水や塗装の劣化に伴うプールエリアの改修と、あとは地下にある給排水、ろ過装置などの設備機器の改修というふうに分けられるのかなと思うが、その辺はいかがか。

澤井施設保全課長 議員のお見込みのとおり、プールエリアの防水、塗装の改修等と、あと、その下のフロアにある設備機械室の機器のメンテナンス、オーバーホール等を行う予定である。

本間委員 そうすると、プールエリアのほうの改修だけで半年かかるということで、間違いないか。

澤井施設保全課長 プールエリアの閉鎖が必要な期間というのは、今、6カ月である。具体的な工程、想定している作業内容を申し上げますと、初めに施工前の養生作業に当たって、破損等を防ぐための養生という措置を行う。その後、必要な場所に足場を建てる。次に、足場を建てたら、プールの側面等の壁の塗装を行う。壁の塗装が終わると、建てた足場をまず撤去して、今度は、その足場を建てたところの防水作業、同時に壁と防水作業はできないような状況であるから、順を追って、壁、床等の作業をしていくと、おおむね6カ月と。6カ月の中には、水張り試験や試運転調整や各種検査を予定している。

本間委員 わかった。それと、その地下の給排水のろ過装置などの設備機器の改修というのは、その6カ月の間に並行して行うということによろしいのか。

澤井施設保全課長 6カ月の中で、全ての期間を機器の整備に充てるというのではなく、6カ月の間に設備機械室で作業員が混乱を生じないようなそういう工程を組んで、徐々に進めていくといった形である。

本間委員 陳情者の方がおっしゃっているプールごとに給水、排水、ろ過などのシステムが独立しているということだが、そちらが独立していたとしても、結局、期間を減らすということは、上のプールの塗装だということがあるので、そちらのほうを分けたとしても6カ月ということは変わらないということで大丈夫か。

澤井施設保全課長 陳情者の方のお見込みのとおり、プールごとに給水や排水やろ過のシステムというのはシステム的には独立している。一番懸念しているのは、

先ほど市から申し上げたとおり、プールエリアの塗装や防水の際に飛散する粉じんや化学物質、この危険性、有害性を懸念している。その期間がおおむね塗装更新作業から、試運転をやっている間、約6カ月を想定している。

本間委員 わかった。それから、プールが使えない間の、今まで通っていらして、健康を維持されていた高齢者の方への代替というか、プールにかわるものでは、その方にとってはプールというと町田市という形になってしまうのかもしれないが、それ以外に何か健康を維持、促進できるようなものというのには考えているか。

鈴木スポーツ振興課長 プールの代替というと、なかなかプールも多摩市内で利用できるのは温水プールしかない中で、非常に代替のものを用意するのは難しいというような状況である。陳情者の方も町田市の市営プールということの話も出ている。実際、ちょうど今、町田市の市営プールがちょうど改修工事というところがあって、多摩の現場のほうで聞くと、一定程度は町田市の市営プールを使った方が、今、多摩の温水プールに逆に流れてきているような状況もあるというふうには伺っている。

ただ、陳情者の方も言っているように、町田市の場合は図師にあるということで、車で行くと比較的10分ぐらいで着くようなところなのだが、公共交通機関を使うと、やはりバスとバス停からも十何分か歩くような状況で、確かにあまり今の温水プールからすると使い勝手はよくないのかなというふうには思っている。ただ、プールというところでは非常に代替措置は難しい中で、今、市のほうで代替措置まで行かないのだが、例えばその間には水というような確保は難しいので、例えばトレーニングルーム等は継続してあいているので、その中では指導員も配置している中で、年齢や体力に合わせたトレーニング方法のご相談、そういうようなことが一つは考えられるのかなというふうには思っている。

本間委員 最後にさせてもらう。工事のプールエリアのほうの工事をする際の作業員の方のことだが、例えば仮にプールエリアを分けて工区割という形でやった場合に、かなり高温になっているというところで、作業員の方への安全というのには確保されるか。

澤井施設保全課長 今、温水プール利用時の室内温度というのは、調べたら室温33度、湿度70%ということである。これは通常、熱中症になりやすい環境ということである。我々の発注者側の責務として、作業員の安全の確保やそういったことも重要視されているので、両立させるのは、使いながら工事を施工させるのは、大変な困難なことと認識しているところである。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

岩崎委員 幾つか今、本間委員が聞いてくれたので大分わかってきたことがあるが、先ほど陳情者がおっしゃっていたように、一番危険な、においの散布や、粉じんが飛ぶなど、そういうのが1週間ぐらいなのか、もっと全然半年ぐらい、いつもあるのかということではどうなのか。

澤井施設保全課長 先ほど申し上げたように、同時に全てのエリアを、壁やプールの槽を同時に作業できる状況ではない。足場を建てて、壁を塗装する。その足場をとって、プールの槽を防水する。各工程を組んでいかないとできない作業になる。それが数カ月、1週間、2週間で終わる作業ではない。

岩崎委員 それと、先ほど言っていたように、音がどうかということもおっしゃっていたが、なるべく短縮しようと、今、市はされているというふうに言っているが、それはどういうレベルの、どれぐらいの期間が短縮される可能性があるという。半年を今、考えている中で、なるべく早くしなければ、早くできればということ言うなら、どれぐらいを考えているのか。

澤井施設保全課長 今、設計段階での工期を想定しているが、その想定の中で、今、縮めて6カ月だと。余裕のあるスケジュールではない。順を追って、側面の塗装、床の防水など順序立てて、一つ一つ組み立てていくと、余裕を持った工程ではない状況で6カ月。その中には、試運転調整や水張り試験や竣工検査などがある。

岩崎委員 そうした時期が東京オリンピックが終わった後という形で始まるので、働き方の作業の方が多少はちょっと動いてくださるのかなというところはあるが、その方たちにも配慮は当然必要だと思う。そうなると、熱中症になりそうな場所で働いたり、あるいは年末年始にも働いていただくというのは無理があるかなと思うのだが、その作業は半年というのが今おっしゃったように、ぎりぎりのラインで半年に縮まったということで、もし余裕

を持つならどのくらいなのか。

澤井施設保全課長 余裕を持つというところが難しく、今回、プールの槽の漏水を防ぐために、今、漏水している状況なので、防水という作業を進めている。その防水作業した後に、試験を受ける。仮に試験をやった、漏れていた。そうしたらもう一回水を抜いて、防水作業をやりかえる。そういった作業になる。そうした場合には、場合によっては6カ月ぎりぎり、本当に6カ月ぎりぎりか、また超えてしまう可能性はあるというところである。

岩崎委員 結構である。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

大くま委員 今、陳情者の方からは、大人の背丈を超える程度の工区割をすればいいと言っているが、先ほどの市が懸念している粉じんや、化学物質の飛散、こういったものに、その規模のつい立てのようなものだと難しいかなと思うのだが、もう少し規模を大きくして防ぐということは可能なのか。

澤井施設保全課長 まず使う材料だが、消防法に基づく、関わる危険物に該当していて、危険物の第4類で、その中に第1石油類から第四石油類に該当するものがある。第1石油類というのは揮発性があるので、引火点が21度未満で引火するといった材料である。それが揮発する。仮の仮設の間仕切りとか、壁だと、それが空間内に飛んでしまうと。仮にそこが引火すると一気に燃え広がって、避難ができなくなるおそれが想定される。あと、粉じんも全て密閉しないと、仮に粉じんが飛んで、利用者の使っているプールの浴槽に混入して汚染してしまった、体に付着してしまったといったことが考えられる。

大くま委員 よくアスベストの除去作業などでは、全て密閉をするような形で作業されている。その程度のものがなければ、粉じんだり、においなど、またそれも難しいのかもしれないが、そういった工事が必要になるということなのか。

澤井施設保全課長 アスベストの工事のための火災対策というのははしなくてもいいのだが、今回の場合は、もしやとなれば、延焼防止の措置の壁をつくらなければならない。それは大変困難だと思っている。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

しらた委員 工期を分けると、工事費というのは加算されるのか。それと、これをすることによって、今後の小規模改修の予定というのはどんなふうに組まれているのか、お聞きする。

澤井施設保全課長 工区分けを行うと、当然、プールエリアの同時作業ができなくなるので、工期は延長する。そうすると、その分経費が上がる。あと、今後、今回、改修工事を行った後、どんなことが想定されるかだが、設備機器、20年目の改修というのは、主に防水や塗装以外に、設備機器のオーバーホールを行う。設備機器というのは何かというと、ろ過器や空調機やそういったもののオーバーホールを予定している。これは次の30年目の大規模改修まで何とかもたせようとするレベルのものとなっている。なので、通常の日常メンテナンスをしながら、30年目を迎えることを考えている。

しらた委員 ということは、通常のメンテナンスをきちんとしておけば、ここでしっかりした大規模改修をすることによって、30年目までは平常のメンテナンス、通常のメンテナンスで済むということで、理解でよろしいか。

澤井施設保全課長 機器ごとに、毎年同じメンテナンスでいいということはない。メーカーによると、例えば、通常で1年の保守点検以外に、例えば3年目ではもうちょっと詳細な点検をしていただきたい、もうちょっとこの部分を変えていただきたいなど、そういうのがあるので、それに準じて、設計を組む予定である。

しらた委員 ありがとう。ということは、要するに、このような半年かかるような大規模の改修のようなお時間のかかる改修作業は、通常はない。6カ月もかかることはないということの理解でいいか。

澤井施設保全課長 突発的な障害、地震等を除けば、ないと思っている。

しらた委員 もう一回いいか。あと、これは多摩市の温水プールは深さが移動できるという、これは特殊なものだと思う。ほかの地域にもない装置というか、施設なので、この辺のメンテナンスというのは、私の感じだと、防水をしなくてはいけなくて、床を上げるということは大変難しいというか、大切なところなのかなとは思っているのだが、その辺がやはり時間のかかることにも含まれているのかということと、下の給排水のパイプの工事と、そこから上の工事というのは、給排水だけやって、また上だけというふうに、

例えば分けたとしたら、6カ月以上かかるのか。同時にできるということは、やはり短縮されているということなのか。その理解の仕方を説明していただいてもいいか。

澤井施設保全課長 初めに可動床であるが、可動床の部分だけ、まずプール槽のタイルの補修を行う。プールの補修をやっている間は、作業員はそこにいるので、可動床が上下できないので、動くことはできない。なので、プールのタイル補修を行った後に、可動床もメンテナンス・オーバーホール等を行っていく予定である。あと、プールのエリアと、その下にある機械室系、配管等のある機械室系を同時ではなくて、別々にやった場合には、見込んでいる半年では工事は終わらない。

しらた委員 ありがとう。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

山崎委員 このプールエリアは50メートルプールと流水プールの2つエリアがあるが、同時に工事をされるということによろしいのか。

澤井施設保全課長 50メートルプールと流水プールは並行して行う予定である。

山崎委員 両方のプールとも6カ月程度かかるという認識でよろしいか。

澤井施設保全課長 50メートルプールのほうは、6カ月に満たないと認識している。

山崎委員 50メートルのほうは早めに終わる。ただ、その期間中は何かしら、塗装を剥がした粉じんや、塗装の塗料や、何かしらが飛散している状況になっているということか。

澤井施設保全課長 お見込みのとおりである。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

岩崎委員 町田市のプールに行こうと思ったら、今、町田市のほうからもいらしている可能性があるということをお聞きするが、自家用車でない場合、どういうルートがあるか。

鈴木スポーツ振興課長 公共交通機関を使う場合だと、ちょうど唐木田の温水プール付近を基点とすると、ちょうど駅のそばに長坂公園というバス停があると思うのだが、そちらのほうで日大三高行きのバスに乗っていただいて、その終点までお乗りいただく。そこから歩いて15分ぐらいというふうに伺っている。それが乗りかえなしで行く一番最短ルートかなと思っている。

岩崎委員 便数がどのくらいか、わかるか。

鈴木スポーツ振興課長 便数はおおむね1時間に1本程度というふうの確認はしている。

岩崎委員 それの中で、それが方法としてであると市が認識しているのか、もう少しやはりそれだと不便だから、何かしらの交通手段を考えてあげられる可能性はあるか。

鈴木スポーツ振興課長 本当に今、プールを利用している方、頻繁に利用される方については、半年間も閉館するのは、やはりそれは大変なご迷惑かけることというのは重々認識しているところである。ただ、プールという特殊なスポーツ施設となると、なかなか代替施設も用意できないところをご理解いただければと思う。その中で、今、特に、例えば町田市のプールに交通手段を何かするというようなところは、現在のところは、そこまでは考えていない。

岩崎委員 町田市の側からすると、何か多摩市のプールがあるということで、それなりの、こういう手段を講じているというのは聞いていないか。

鈴木スポーツ振興課長 一定、近隣にはこういう施設があるという、そういうご案内レベルということで認識している。

岩崎委員 つまり、このような手段で行くことができるということで、町田市さんがある程度バスの便もよくした、あるいはタクシー券を出したなど、そういうことは聞いていないということか。

鈴木スポーツ振興課長 そういうところをしているということは聞いていない。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

しらた委員 ここの利用者の年齢層というのはわかるか。

鈴木スポーツ振興課長 特に年齢層は把握できないが、ただ、あそこは総合福祉センター等の併設ということで、そういった特殊性から、シルバー料金も設定していることから、一定程度のシニア層の方は多くいらっしゃるのかなというふうには認識はしている。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

これをもって質疑を終了する。

本件は、アクアブルー多摩の改修工事に際し、工区割などを行うことなどによって、改修工事期間中もプールの一部利用が可能になる方法を講ずることを市に求めるものである。

よって、陳情内容への賛否について、委員間の意見交換を行いたいと思う。これにご異議あるか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 ご異議なしと認める。

これより意見交換を行う。意見はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 意見なしと認める。これをもって意見交換を終了する。

これより討論に入る。

大くま委員 元陳情第6号 アクアブルーの改修に関する陳情について、日本共産党を代表し、趣旨採択の立場で討論する。

塗装や防水処理が行われる、こういった工事が行われる中で、仮設的に区切ったの工事では、においや騒音、また、火災等の事故時の安全確保の観点からも難しいということがよくわかった。

一方で、アクアブルーを体力維持の場として通われている方、こういった市民の思いも受けとめていかなければいけない。閉鎖をされないトレーニングルームなどを活用し、プールが使えない間の体力維持、通いの場の維持、こういった取り組みを行って、なるべく不便を少なくしていくというような方向での対応を求めて、元陳情第6号 アクアブルーの改修に関する陳情について、趣旨採択の立場での討論とする。

いいじま委員長 ほかに意見、討論はあるか。

本間委員 元陳情第6号 アクアブルーの改修に関する陳情について、公明党を代表して不採択の立場で討論する。

アクアブルーの改修工事の工事内容として、大きく分けると、漏水や塗装の劣化に伴うプールエリアの改修と、もう一つは、地下の給排水ろ過装置などの設備機器の改修である。陳情者の言われるとおり、プールごとに給水、排水、ろ過等のシステムは独立しているので、設備機器の改修だけなら、工事なら、工区割をすることによって改修工事でもプールの一部利用

が可能となると思われる。しかし、プールエリアの防水、塗装、タイル補修等の工事だけで工事期間が6カ月かかるとなると、安全確保の上から、プールエリアの工事を分けることができないので、工事期間は最低でも6カ月必要となると思われる。

プールエリアの工事と同時進行で、地下の給排水ろ過装置などの設備機器の改修が行われるが、プールエリアの工事よりも短期間で改修できるということなので、工区割をしても期間を短くすることができないということになる。また、陳情者の方々の健康維持を図れるように、ジムエリアを使っての体操など提案していただいたり、アクアブルーを利用して心身の活性化を図っている高齢者の方々のために、一日も早く工事全体が完成できるように努力をしていただくということを申し添えて、本陳情に対して不採択の意見討論といたす。

いいじま委員長 ほかに意見、討論はあるか。

本間委員 フェアな市政を代表して、元陳情第6号 アクアブルーの改修に関する陳情、不採択の立場で討論する。

やはり安全面を第一と考えて、有害性物質が出る。それを防ぐための養生は大変厳しいものだと思う。それと火災の面においても、多摩市でも地下というか、部屋の中の工事で大きな火災があった唐木田の先の火事があった。ああいうことも含めて、ビルの中の工事というのは大変危険なものであると私たちは今、行政側の説明を聞いても、改めて認識したところである。そういうことを踏まえて、陳情者の健康を守るということに関しては、ジムエリアの使い道を少しでも皆様に使いやすいように改良していただくなどを含めて、元陳情第6号 アクアブルーの改修に関する陳情に対して、不採択といたす。

いいじま委員長 ほかに意見、討論はあるか。

山崎委員 元陳情第6号 アクアブルーの改修に関する陳情について、新政会を代表して討論する。

今回の陳情者からの切実な訴えをお聞きし、何とか陳情者からの提案にあるような、一部プールを利用しながらの改修方法について検討したが、陳情者のご提案のような工区を仕切った方法も、やはり仕切ったとしても、

プールの施設全体が工事現場という状況になってしまうため、利用者の安全面を考えると、工事をしながらプールを利用するということは、現実的には難しいという結論となった。

市側としても集中した工事を行うことで、ご利用者にご迷惑をおかけする期間をできるだけ短期間にする努力をしていただくということを申し添えて、本陳情について不採択の討論とする。

いいじま委員長 ほかに意見、討論はあるか。

岩崎委員 元陳情第6号 アクアブルーの改修に関する陳情について、ネット・市民の会を代表して、不採択の立場で意見、討論させていただく。

小さい人からご高齢の方まで、さまざまな方が利用することを考えると、安全面がやはり最も重要であると認識する。しかしながら、陳情者が、逆に言えば、泳いでいないと死活に直結する大問題というふうにもおっしゃっている。しかし、工事中に泳ぐということの死活問題にも直結する安全確保が保てないという中、大変悩ましいところだが、やはり工事の期間は、別の代替施設が必要な状況の中で、町田市に行っていただくなり、別の場所で運動をしていただくなりしなければいけないのかと思うと、大変難しいところだが、しかし、それほどまでに、陳情が出るほどまでに市民に愛され、必要とされている施設なのだということを市はしっかりと認識していただきたいと思っている。

そうすると、市は工事の周知に徹底し、そして、町田市のプールであったり、あるいはほかの施設であったりというところで、ご苦労しながら、そこを利用している方がいつもいるのだということを認識しながら、不便を感じながら、そういうことを認識した工事だということを考えながら、工事をしていただきたいと思っている。そして、工事が終わったところでは、大変ご不便をおかけしたが、無事に工事が終わったというところで、一日も、1週間でも早い開館につながるようにご苦労いただきたいと思って、陳情に関しては不採択とさせていただく。

いいじま委員長 これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、趣旨採択すべきものという意見が1名、不採択すべきものという意見が4名である。

不採択すべきものという意見が過半数に達している。よって、本件は不採択すべきものと決した。

日程第2、元陳情第8号 総合体育館及び多摩東公園駐車場有料化に対する陳情を議題とする。

本件については、陳情者から発言の申し出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 ご異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により、発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨をお知らせするので、時間内で発言をお願いします。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って発言していただきたい。

それでは、氏名をおっしゃってからご発言願う。

陳情者(伊藤氏) 補足説明する。伊藤英美。

約15年前、総合体育館及び武道館の存続について、大きな危機があった。当時の多摩市は、財政難のさなかにあり、予算を大幅に削減せざるを得ない状況であった。いろいろな設備や管理費が削減されている中、総合体育館もそのリストに上がり、特に第3スポーツホールは、団体に貸し出す、ボランティアに任せる等々の計画案が出されるほどの悲惨な状況にあったと聞いた。

と同時に、武道館の閉鎖も検討されていた。それを知った利用者は混乱し、署名を集め、当時の市長に面会を求め、実情を聞きつつ、互いに胸襟を開いて話し合いを続けたという。その結果、数日後に市長から、一転して存続決定の報を受け、一同、喜びに沸いたことは、その後、この話を伝え聞くものの涙をも誘った。

その当時の市長との面談や場所の設定等を取り決めたのは、ほかでもない、当時のスポーツ振興課であり、市長を筆頭とする関係者一同の英知が、その後の体育館で汗を流す1,000人、5,000人、延べ15年で数万人のご利用者のスポーツを続ける喜びと、健康であることの幸せのもとになっていると言っても決して過言ではない。これはある意味、奇跡でもあ

り、紛れもない真実の姿でもある。

どうか、多摩市議の皆様、市職員の皆様、市民の声に耳を傾け、今ある資産の有効活用、他の施設の公平性という枠、これらのことを私たちは十分に理解しているので、これらに固執することなく、今、何が一番必要か、必要でないか。あるいはどうしても今でなくてはならないのか。もっとさらに検討を重ねたほうがいいのではないかをしっかり見極め、見据えて、結果を出していただきたいと切に願います。

第五次多摩市総合計画の中の第3期基本計画案では、健幸まちづくりのさらなる推進に向けて、超高齢化社会への挑戦、若者世代・子育て世代が幸せに暮らせるまちの基盤づくり、市民・地域との行政との新たな協働の仕組みづくりの3つの重点事項に注力して取り組むと、6月20日の広報に出ている。

これらのコンセプトは、市民とともに作る計画という理念に基づくものなので、そうであれば、駐車場有料化は、市民からの起きてはならない事故への不安や不便さを一緒に考えようとしていない計画であり、これらにそぐわない計画であると断言する。

15年前、その当時、総合体育館でスポーツを続けていた人の一人は、今も変わらず継続されており、一同の驚嘆を集めている。私はこの事実こそが、阿部市長をはじめとして市民が願ってやまない健幸都市多摩、住んで幸せになれるまちにつながる第一歩だと信じてやまない。

よろしく願います。

いいじま委員長 以上で市民発言を終わる。

本件の陳情内容について、現在の市の状況や考え方など、市側から報告などあったら願います。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 多摩市では、総合体育館の管理運営の方法について、利用者サービスの向上を図ることを目指し、平成27年4月に、それまでの直営から指定管理者制度へ変更したところである。指定管理者制度に移行した平成27年度は、利用者が前年と比較して、約10%増加し、約20万人となり、以後、ほぼ年間20万人の方にご利用いただいている。

利用者が増加したことで、利用料金収入も増加したが、その増加分については、熱中症予防対策のための大型涼風機の配備や著名な指導者を招いたスポーツ教室事業の開催などにも充てられている。利用料金収入の増加が利用者サービスに還元されており、指定管理者制度を導入した効果の一つであると評価しているところである。

今回、駐車場を有料化することになっている。これについては、長年無料でご利用いただいていた駐車場が有料になることなので、利用者の方には新たにご負担いただくことになるが、駐車している時間については、駐車場を占有しているということもあるので、こちらについては、市民サービスの維持・向上を図るため、応分のご負担を今回求めてまいりたいと考えているところである。

なお、この駐車場での収益の一部については、総合体育館の備品の購入や更新、事業に充実などにも充てられ、利用者サービスとして還元されることが期待されているところである。

総合体育館の駐車場の有料化に当たっては、アンケートや説明会を開催し、利用者の皆さんの意見を求めてまいった。また、去る平成30年、第1回定例会において、2件の駐車場の有料化に関する陳情が議会に提出されて、ご審議いただいたところであるが、このうちの1件については、有料化を反対するという陳情については不採択されたところである。また、有料化に当たり、工夫を求める陳情については、趣旨採択となったので、今回は議会のご意見なども踏まえ、安全確保の方策について検討し、料金体系についても見直しをした上で、当初お示ししていた案を見直して、今議会において第67号議案として提案しているところである。

なお、詳細については、鈴木スポーツ振興課長より説明申し上げます。

鈴木スポーツ振興課長　今回は、元陳情第8号の中で、有料化の反対の理由として、5つ、項目が挙げられていて、それに対して考え方を述べさせていただこうと思うので、よろしく願います。

まず1点目には、減員のための機械式コインパーキング形態のバーのスペースのため、駐車スペースは減少するというので、これは陳情者のご指摘のとおりである。それから、この考え方については、有料化をキー

として、安全確保を図るため。今は実際には、中では1台も待機するようなスペースがないところがあるので、開館前は、鎖で閉めてあるところには、外の公道に車をとめざるを得ない状況なので、それを少しでも安全確保を図るために、今、中にも3台程度の一定の待機できるスペースを置こうというふうに思っている。そのために駐車スペースが減少するのは、安全確保のためにはやむを得ないことなのかなというふうには1点目は考えている。

あと、2点目は、大会時に大型車の出入りの際の混乱の対策が明確にされていないということで、大会時については、これまでも大会運営者の方が責任を持って人員を配置して、安全確保を図っていただいているので、これは有料化したとしても引き続き大会の運営者の方をお願いしたいと思っている。

なお、あそこはスペースの関係上、また前の公道が広くないということで、大型車の出入りは今、禁止していて、大型車の出入りはしていないような状況が総合体育館はある。

また、3番目の駐車場の目的外利用の排除を有料化の理由に挙げられているにもかかわらず、一方で、施設利用者に対する駐車場が今、設定が考慮されていないというところであるが、これについては、今、市のほうでは、あくまで有料化、特に施設利用者に対する割引は考慮していないが、有料化することで、目的外利用の方の一定の抑制は、ほかのケースから見ても図れると認識している。

そして、特に公共施設の場合の利用者割引については、陳情者の方がここで言っているように、ある意味、目的外利用者の排除というところがやはり大きいのかなというふうにあるが、特に体育館、東公園もそうだが、今の現状から見ても、そこまで利用者の方に割引等をして、目的外利用の方を排除するまでの必要はないということを確認していて、今の段階では、あくまで抑制というようなところの有料化ということで十分なのかなと考えている。

また、もう一つは、先ほどの部長の話でもあったが、やはり駐車場という公共スペースを一定時間は占有するというようなことから、そこは利用

者負担の適正化という観点から、応分の負担をいただければというのが市の考えである。

また、4点目の収益を想定するのであれば、駐車場スペースの拡大、出入車の方法の抜本的改革、レストランの活性化、ネーミングライツ等々と、いろいろなご提案を頂戴しているところである。その中で、なかなか駐車場スペースの拡大や、出入庫の抜本的な改革。抜本的までは行かないが、有料化した際には、当然、入り口のところには満車、空車の表示を設けたり、そういった安全確保を図るが、なかなか、多分求められているような抜本的な改革は、正直、難しいようなところがある。ただ、後段のレストランの活性化や、ネーミングライツ、そういったご提案は、これは陳情者の提案のことはごもっともな話であるので、市のほうも、例えばレストランの活性化については、今は指定管理者の業務から外しているようなところだが、こういった提案を受けた中では、今度の指定管理者の公募の中では、レストランの部分を指定管理者の業務管理の範囲に含めて、民間の創意工夫を頂戴した中で、魅力あるレストランづくり、そういったものを進めていければいいかなというふうに考えている。

また、ネーミングライツについても、こちらについてもご提案の趣旨を受けとめて、今、こういった形で取り組めるのかというのを、今、内部で検討している段階なので、ぜひこれも実現を目指して、検討をスピードアップして進めていければなというふうに今、考えている。

なお、5番目については、公園の担当部署から発言させていただく。

長谷川公園緑地課長 5点目のほうだが、東公園駐車場についてということなので、私のほうから、考えをご説明させていただければと思う。

今、鈴木課長のほうから、1点目から4点目について考えをご説明させていただいたが、同様の観点からの利用者に対する配慮が東公園についても十分示されていないといった中で、まず東公園については、ここで今、改修工事に入っている。駐車場もあわせて、今、整備を行っているところだが、駐車場については、今現在、植栽帯となっているところを潰して、駐車台数をふやした形で整備を行っている。なので、一定程度はふやした中で、より使いやすい形でやっていけるのかなと思っている。

また、駐車エリアに至るまでの走行区間というのか、その幅も現状より広くとって、すれ違いが起きるので、そういった部分も安全にできるように配慮して、工事を行っているので、駐車場の安全性、快適性のところは現状よりはよりよい形で確保できていけるのかなと思っている。

また、体育施設、武道館。東公園には武道館と、それから、陸上競技場、テニスコートがあるが、東公園の利用者は、確かにそういった施設の利用者が多いところはあるのだが、一方で、公園利用者といった方もあるので、東公園の場合は、さまざまな利用者がいる中では、やはり4点目のところで、先ほど説明あったが、駐車場の有料化といったところではさまざまな利用者がいる中で、駐車場を一定程度占有したところでの対価というところで有料化させていただければと思っているので、お願いできればと思う。

5点目については以上である。

いいじま委員長 では、これより質疑に入る。質疑はあるか。

本間委員 まずコインパーキングにした場合であるが、これは何台少なくなるというふうに。

鈴木スポーツ振興課長 実際、先ほど申したとおり、こちらの駐車場の整備、運営に関する業務は、指定管理者の範囲に入れる予定である。その中で、具体的には、決定した指定管理者のほうで、その駐車場のこういった形で整備するという計画が上がって行って、それをもとに市と協議する。その中で、最終的には、行政が提案を含めて市側の安全確保の視点も含めて検討する中では、おおむね、今、想定する中で、5台程度は減らせるのかというふうな、そんな想定はしている。

本間委員 その5台程度を少なくして、待機スペースが3台ぐらい入るような形で、バーがつくられる。それは第一ホールか。

鈴木スポーツ振興課長 あくまで、これは市の試算の中では、第一についてはゲート式ということで試算はしている。その中では、先ほど言ったような一定程度の駐車スペースが減少するというのも、安全確保の面では仕方ないのかなというふうには今考えている。ただ、あくまで、指定管理者、民間の創意工夫を余り制限するものではないので、あくまで市側のほうでは、駐車場の有料化、駐車場、そこを管理運営ということで、具体的な点は、また指定

業者のほうが提案してきて、そこで協議していくというようなことになるのかなというふうには思っている。

本間委員 安全確保というのはとても大切なことだと思うが、その第二のほうは、ゲート式ではなく、違う方法を考えているのか。

鈴木スポーツ振興課長 あくまで市の試算というようなレベルであるが、皆さんご存じのとおり、第二の駐車場については、とても敷地の関係から、入り口が非常に狭いというところで、なかなかすれ違いができないような幅がある。そうすると、その奥に入ったところで、ゲートというのはなかなか難しいというふうに考えるとなると、いわゆるフラップ式というのか。そういったものを用いれば、例えば中に入ってしまったとしても、駐車場の中でUターンができるので、そういった形が今の検討レベルでは適しているのではないかなというような、そんな考えである。

本間委員 この第二のほうは、もう一つ、出口というか、そういうものが今あって、閉鎖しているのだが、あそこは何か有料になったときに、変えるというのが、出口にするということは考えられるのか。

鈴木スポーツ振興課長 そこについても、内部等でいろいろ検討しているところだが、ただ、ご案内のとおり、あそこはかなり傾斜がきついというようなところがあり、緩やかにするにもなかなか距離的にもとれるスペースがないということからすると、という観点からも、現在でもそういった大会等で、運搬専用だけしか開放されてない状況があるので、今の市のほうの試算というか、検討レベルでは、やはりあちら側の都道側は、出入り口を使うのは正直やはり厳しいのかなというような、そんなことで思っている。

本間委員 第一と第二のほう、両方とも空車、満車という表示というのか、つけるというふうな形で考えているのか。

鈴木スポーツ振興課長 あくまでそういう形になるのかなというふうには思っている。

本間委員 そうすると、今よりは安全に対応できるというふうに考えてよろしいのか。

鈴木スポーツ振興課長 やはり今、敷地の関係、制約はあるので、その制約というのは、なかなかそういうことは非常に厳しいのだが、一定の制約の中では、こういった指定管理者の業務に含めることで、安全確保は進めていきたい。そ

の進める中では、先ほど言ったように、駐車台数を一定程度減らしても、待機場所を設けるなど、あと、今、やはり駐車場に入って行って、奥まで行って、ああ、とめるところがないというような状況もあるので、そういったのは、入り口のところで、満車、空車を表示すれば、ひと目でわかるというようなところ。あと、当然、有料化した際には、線等も引き直し等をするというところでは、制約がある中での環境の整備は図れるのかなというふうには認識している。

本間委員 駐車場の安全確保というところで、大会時などはそういう人員を配置してということで、今やっていたらということなのだが、それは変わらないということを確認させていただいたが、大会時のときではなくても、あそこのところで事故があったりということがあつたというふうには聞いているのだが、その今の時点で安全なのか。有料の駐車場になったときに、その安全の度合いがどういうふうに変わっていくのか。その辺をよろしいか。

鈴木スポーツ振興課長 確かにあそこに接する道路については、1車線、1車線という、余り広くない通りというところがある。実際、前に、声ではかなり木の枝が繁茂していて、ちょっと見づらいということがあつたということは現場のほうで受けた中では、今はその木は、かなり枝は切り落として、そういった面では、視覚的には見えやすい環境が整っているのかなというふうに思っている。

また、やはりどうしても大きな大会には満車になるようなときがあるというところがある。本来だったら、駐車場のスペースもふやせばよろしいのだが、なかなかその敷地の面から、また、裏手には公園という設備があるということが、なかなか駐車スペースをふやすのは、正直やはり今の状況では厳しい状況かなと思っている。

ただ、今回の市のほうで、次の議案でも提案しているように、有料化、そういったものを指定管理者の民間事業者を導入することによって、少しでも今の駐車場の環境を安全な状況に少しでも進めていければいいのかなというふうには思っているところである。

本間委員 それから、以前、安全のところからちょっと離れるが、目的外の駐車場

を利用されている方の排除のために有料化するというふうに以前、打ち出したことがあるというふうに聞いているのだが、それであれば、今回の有料化で、利用者に対する、割引というものがなぜないのかというふうにごく疑問に思うのだが、その辺は、先ほどその辺も聞いたが、もう一度お願いする。

鈴木スポーツ振興課長 あくまで、この有料化の目的であるが、正直、いろいろな観点があるというふうに思っている。でも、やはり一番大きいのが、特に体育館でいった場合には、総合体育館は次世代にわたって末永く良好な関係で使用するため。そこが一番大きな目的であると思っている。その中では、当然、駐車場のスペースを一定程度占有するというところから、利用者負担の適正化という面というようなことの観点もある。また、先ほど本間委員が発言されたとおり、目的外利用の排除、抑制、そういった観点も当然あると思う。ただ、その目的外利用の抑制、排除の度合いだというふうに思っている。

例えばこれが総合体育館、今の段階でも本当に利用者以外の方の利用が非常に多くて、本来の目的の方が利用できないという状況があるようなことなら、当然、ある意味、排除というような考えで、利用者の方には一定程度の割引を設けるといふようなことは十分政策としてあると思う。

ただ、今の総合体育館では、そこまでの状況ではない。とすると、あくまで、駐車場を有料化することの抑制というレベルで、そういったことで、一定程度、目的外利用の抑制が図れるという、そういうような考えから、特に利用者に対する割引サービスなどは、今回は提案の中では設けていないということである。

本間委員

その辺のことが何を根拠にということところがちょっと本当にわかりづらいなど。私たちがやはり市民の方にそれを説明できるようなものではないなというふうに感じている。

あと、それから、これまでに行ってきた市民や関係団体、多摩市体育協会に説明している説明状況と、あとは特にアンケートの7割は賛成みたいなことなのだが、そちらのほうの対象、アンケートの対象とされた方々はこういった対象なのか。また、件数などもお伺いする。

鈴木スポーツ振興課長 この駐車場有料化については、スタートとしては平成29年、市民説明会を3回ほど実施してきている。その中では、かなり反対の意見が多かったというふうに伺っている。そんなところで、そういうことがあった。並行して、29年の秋には、アンケート調査を実施している。その中では、特に無作為抽出の方も رفتりしている。具体的な人数については、無作為抽出の方が234名を含めて、体育館の窓口やホームページ等々で、合計436名の方から意見をいただいたところである。

その中で、先ほど本間委員の発言であったように、有料化が必要、やむを得ない、無料時間を設けての実施ならよいをあわせると、約76%の方の、ある意味、肯定的な意見があったというようなところである。

あと、また、体育協会など、そういうところともお話しさせていただいてきた。その中でやはり体育協会も、33の加盟団体がある中でいろいろな意見があったというふうに聞いている。皆さんが一律に賛成というような話ではなかった。反対の声も当然あった。いろいろな案をいただいたようなことを聞いている。ただ、1点、でも、市の話している利用者負担という考え方は、それについては、体育協会としては理解をするという、そんなような話である。

また、そのほか、スポーツ推進審議会のほうでも、これについてお話をさせていただいているときに、スポーツ推進審議会のほうでは、肯定的な意見のほうが多かったのかなというようなところはある。

以上、そんなような話、また、30年度にも改めてその説明会を開催してきた中で、今日に至っているところである。

本間委員 私が市民の方から聞いている内容としては、もう決まったのだというふうに説明されていると。その辺がやはり反感を持たれる原因ではないのかなというふうに思う。多摩市体育協会のほうでもやはりもうこういうふうに決まったからというので、もうしょうがないから、しょうがないというふうに理解したとおっしゃっている方もいる。それがどういう根拠で、どういうふうに決めて、どういうルールなのだということは非常に市民の方にわかりづらいというところが問題なのではないかというふうに思っている。

この公共施設の利用者の駐車場の有料化に対する市の根本的な、どういうふうにして考えて決めているのかということが、なかなかわからない。私たちもよくわからないというところだが、どういうふうにそれは考えて、そのように決めたのかをお伺いする。

小柳行政管理課長 先ほど鈴木課長からご説明があったとおり、29年度に3回、市民説明会をやらせていただいて、そこでさまざまなご意見をいただいて、アンケート調査などを行ったというところがあった。その後、30年度からすぐに有料化というのをやるのではなく、市の公共施設の駐車場に対する考え方を整理しよう。その上で、個々の施設の有料化を検討していこうというふうにさせていただいたというところである。

市の中でさまざま検討して、平成30年の6月に考え方というのを整理させていただいているのだが、その考え方については、12月議会、3月議会でもご報告させていただいたところなのだが、これまで無料であった駐車場を一括でポンと全部有料化するというふうに決めてしまうのではなくて、今もう既に公共施設の中で有料になっているものもあれば、無料のところもある。さまざまな状況にあるところというのを画一的に決めるというのはなかなか困難な状況があるので、まずもって、原則というか、大きな考え方としては、基本、有料化というスタンスには立つわけだが、その個々の施設に有料化を導入するかどうかというのは、施設の新設、改修、運営手法の見直しというところのタイミングに合わせてやっていこうとしているわけだが、では、どういうことを検討するかというと、今回、取り組みを進めたい有料化というのは、公共施設そのものが運営されていないような時間帯でも駐車場としてご利用いただくことなど、先ほど申した施設利用の適正性の改善点というところなどを、施設の立地条件等に応じた柔軟な運営手法の工夫によって、当該施設の適正な維持管理に必要な財源の確保という、市の財源確保ということだけではなく、駐車場をご利用いただく方、また、そのご利用されない市民の方にとっても有益な仕組みとして入れていけるのであれば、有料化を入れていこうというところを目指すというのが基本的な方針である。

その導入に当たっては、さまざまな状況にある駐車場というのを画一的

にするのではなくて、施設の種別や立地状況、駐車場の対応、管理上の現在の課題。他市の同種施設の有料、無料の状況といったところを判断させていただいた上で、料金そのものなど、無料時間帯の設定、減免の設定というところを検討していく。そこで、市だけでなく、利用される方、されない方含めて、有益な仕組みとなるのであれば、有料化を入れていこうというのを市の方針として6月に決めさせていただき、その考え方のもとで、再度、総合体育館や多摩東公園の駐車場についての有料化をするかどうかというのを検討し、今回、条例として出させていただいているというところである。

本間委員 最後は、その考え方というのを市民の説明会のところでしっかりと説明をしていらっしゃるのかどうか、お伺いする。

小柳行政管理課長 今回の考え方とほぼ同じものについては、資料の1ページ目のところで、説明会でもご説明させていただいているところである。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

岩崎委員 大会時のときというのは、やはり車の台数がすごい多くなると思うのだが、それは駐車場を有料化したとしても変わらないかなと思うのと、例えば来たときに満車と見た人は、そこを通り過ぎなきゃいけない。例えば子どもを乗せていたりしたら、そこで送迎であつたらおろさなきゃいけないとなったときに、中に入っておろせるという状況はあるのか。

鈴木スポーツ振興課長 満車になるとなかなか難しいところはあるのかなと思うのだが、基本的には、今の市側の案では1時間は無料ということなので、その中では、あいている中では、中に入って、当然そういったような対応はできるのかなと思う。

岩崎委員 あいているときを聞いたのではなくて、満車のときだったのだが、難しいということと、近隣に民間施設が、民間のお店があるかと思うのだが、近所と。そこに行って、とめる場所があるという認識も市は持っているのか。

鈴木スポーツ振興課長 近隣に商業施設があり、そこに駐車場があるということは当然認識はしている。そして、今回の駐車場の有料化の案もそうなのだが、そちらの商業施設のほうとは何回かお話し合いの場をもって、情報共有という

ものは行わさせていただいているような状況がある。

岩崎委員 それと、車で来ない場合があるかなと思うのだが、そうすると、自転車で来たり、公共施設を使ってくるという考え方もあるかと思うのだが、そこに行くルートというのはどういうものがあるのか。駅を考えたときに、一番近い駅はどこになるのか。

鈴木スポーツ振興課長 駅として、やはり聖蹟桜ヶ丘の駅からというようなところと、あとはやはり多摩センター駅というところから総合体育館系のバスは出ているような状況である。

岩崎委員 認識としては、そういう公共交通でいらっしゃる方が交通費を払う可能性はあるということを見ると、駐車スペース、駐車場にとめても多少お金がかかってしまうということと同じスタンスに立つとすると、公共交通で行く不便さはあるかなという場所だという認識か。

鈴木スポーツ振興課長 特にやはり立地的に駅から離れているところなので、交通が、便がとてもいいというふうには思っていない。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

しらた委員 この駐車場の目的は大体、まず第一に資産活用だったのか。それと、公園は24時間、総合体育館のほうは体育館があいているところ、時間帯。それと、駐車場のスペースの問題であれば、もっと大きくするのであれば、2階建てにすればいいだけで、そうすればたくさんとまれる。どこだって2階建ての駐車場はある。だから、そういうことも含めて、駐車場料金が今ある、公園にもあるが、場所によって、市民の方は公園にある駐車場といえば、今、乞田・貝取ふれあい館、あそこは市民からすれば、土地だけを貸しているなど、いろいろな内容があると思うのだが、市民からすれば、ただの駐車場である。あそこはたしか公園でも30分無料だと思ったのだが、今度、東公園、あそこは時間帯の無料はない。（「1時間無料ということで」と呼ぶ者あり）では、その時間帯が何で、こっちは30分、あっちは1時間。

先ほど課長の説明だと、考え方、スタンス、施設の状況、環境によって考えていくとおっしゃっていたが、では、コミュニティセンターの使い方は、コミュニティセンター全部の平米数で割るわけである。平米数で割っ

て、それで1時間幾らで、皆共通の時間帯で有料化、使用料をとっているはずだと思うのだが、そうしたら、駐車場も多摩市全体の駐車場が何台あるか。それで割ればいい。だから、あっちの公園は条件が違って、こっちの条件は駅から遠い。こっちの施設のそばにあるではなくて、コミュニティセンターだって、和田コミセンは何年か前につくられて、ほかのコミセンはもうこれから改修ではないか。この改修に何千万とかかかっていくのに、コミュニティセンターの使用料はどこも一緒。

だから、あそこの、特に総合体育館に関しては、駐車場の入り口が今、基本的には2つある。二小のほうから都道で、左折して、最初の入り口があって、その向こうにもう一個入り口があって、多分行政の考え方、手前の入り口がフラップ式、その向こうがバー式という考えだが、では、そこにサインがある。向こう側の東側の駐車場にも満車、こっち側にも満車とあった場合は、どういう順番でやるのか。どこで並んでいて、この第二駐車場の入り口より並んでいた人が、逆にここ一列に並ぶしかない。途中から割り込み、あっちがあいたから割り込み、そうやって、要は、こっちに並んでいても、全然こっちがあかないという。だから、そういう安全面のことがまだ全然確認が不十分と私は思っている。

それは駐車場台数が少なければ、先ほど言ったように、2階建てにすればいい。そうすれば、駐車場は増やせる。そういうことも何も考えないで、安全面、考えているつもりだが、まだ私としては不十分だと思っている。それと料金体制が、使用したのであれば、体育館を使用した人には何時間を無料にするなど、全然使わない人には。それと、資産活用するのであれば、24時間、なぜやらないのか、よくわからない。体育館のやっているところだけしか。そういうことを含めて、この有料化は大切なことだと思う。有料化の視点は、私は大切だと思っているので、その安全面の面から見ると、まだ不十分だと思っている。

鈴木スポーツ振興課長 先ほどしられた委員から2階建てなど、いろいろ提案があった。市のほうも実際に有料化に当たっては、1年間にわたって、それは定点観測だが、平日や土日祝日の10時、3時、夜の8時など、時間帯の定点観測をした。その中で、やはり一定程度の台数がとまっている時間帯は、大体

平日で1割ぐらいで、祝日だと2割前後というようなところからすると、そこまで2階建ての施設の拡大までは、正直、必要ないという、そんな判断である。

あと、両方満車だった際には、基本的には公道でとまれるというところは、基本的にはよくないというか、入れないというところなので、そこはご説明しながら、駐車というのは除いていくのかなというふうには思う。

あと、もう一点、資産活用ではないが、そもそもやはりこれは行財政刷新計画の中で、今ある資産の有効活用、それは裏を返せば、持続可能な施設を維持運営していくということなのだが、その中で、当初、体育館のほうでも24時間というようなことでは提案をしていた。ただ、やはり市民説明会の中で、いろいろなご意見を頂戴して、特にあそこは多摩東と違って、住宅が多いというようなところからというご意見をいただいた。それを踏まえて、確かに市民のご意見を踏まえた中で、そこについては、体育館については、体育館の利用時間というふうにそんなことで修正してみた、そんな経過がある。

長谷川公園緑地課長 委員から質問あった公園の部分では、乞田・貝取ふれあい館と今回の多摩東公園の料金体系が違うのはなぜかといったところであるが、まず今回の多摩東公園については、ご案内のとおり、公園のほとんどを体育施設が占めているので、実質、利用者もほとんどが体育施設利用目的で来られているというのがアンケートからも明らかになっている。ただ一方で、それだけではなくて、公園散策される等で利用されている方も一定程度いる中で、利用者がさまざまな状況にあるというのが、乞田・貝取ふれあい館とは違う状況にある。体育施設の利用時間帯というのもある中で、それも鑑みると、30分単位ではちょっとそぐわないというようなところがあったので、東公園については違う時間帯での設定となった。

あとは、ふれあい館のほうもそうであるが、基本的に運営は、駐車場は運営事業者にお任せすることになるので、やはり立地状況によって料金体系も違ってくるといったところが見積もりをとった中からも明らかになっていたので、そうしたところの影響も受ける中では、やはり均一的な料金体系にするのは難しいかというところでの結果となっている。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

大くま委員 総合体育館に関しては避難所等にもなっているかと思う。そういった場合に利用していただいた場合、有料化した場合であるが、その分は例えば市が補償するということになるのか、どういった扱いなのか。

鈴木スポーツ振興課長 今、大くま委員の災害時というところで、まさに一時避難所になっているので、当然その際には無料開放というような対応になると思う。ただ実際、これから指定管理者を新たに募集していく中では、その補填というところまでは、正直まだ詰め切れていないようなところがあるので、そこは協議して、補填するかしないかというのは一定程度、管理基準の中で入れていくというふうには思っている。

大くま委員 これから詰めていくということなので、細かくはお聞きできないということだと思うが、災害時ということで、早朝や深夜、またそこにほかの地域から行くのもなかなか大変だというような状況も生まれかねないと思う。そういった際に、避難されてきた方々がきちんと利用できるようなことが、私はそれがうまく運用できるのかというのはちょっと疑問も今持っているところである。今後詰めていくということだが、そういった状況もあるのではないかということ意見を意見として述べておきたいと思う。

鈴木スポーツ振興課長 基本的に、我々市の職員もそうであるが、一定程度、多摩市で震度5弱以上が発生した際には自動参集というようなことになっているので、万が一、今もそうなのであろうが、こういう段階になっても、その際には自動参集して、速やかに開放するという、そんな感じなのかなというふうには思っている。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

山崎委員 では、1点だけ。指定管理者との契約の方法なのであるが、施設の運営管理の契約と駐車場の管理とはあくまでも一体として考えるのか。それを分けて、切り離して、別々の契約にすることは考えられるのか。

鈴木スポーツ振興課長 今、あくまで指定管理者の業務範囲ということで、駐車場含めて施設全体を考えている。その中で、先ほど申し上げさせていただいたように、今は除外しているレストラン部分、そこについても指定管理者の業務に入れるべく予定で検討を進めているところである。

山崎委員 乞田・貝取ふれあい館のように、別に契約するようなことも可能であるか。

鈴木スポーツ振興課長 不可能ではないと思う。ただ、せっかく指定管理者制度を入れている中では、一体で運営していただいたほうが、いろいろなメリットが生かせるかというふうには考えている。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

しらた委員 今回の山崎委員の続きであるが、では駐車場だけ指定管理者、多摩市の駐車場全部を指定管理者とかいうふうな分け方も可能なのか。今回は総合体育館だけやっていただくということが可能なのかをお聞きする。

鈴木スポーツ振興課長 特に大会等については、施設もそうであるが、やはり駐車場の使用許可、そういったものも指定管理者の業務に入っているというところからすると、やはり1つの指定管理者が一番適しているのかなというふうには思う。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

本件は、総合体育館及び多摩東公園駐車場の有料化により、健康増進や地域交流の場が失われる懸念や、機械式コインパーキング形態のバーの設置によりさまざまな危険性が危惧されることなどから、駐車場の有料化に反対するものである。

十分質疑も交わされたことから、意見・討論とさせていただいてもよろしいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 ご異議なしと認める。

それでは、これより討論に入る。意見・討論はあるか。

大くま委員 元陳情第8号 総合体育館及び多摩東公園駐車場有料化に対する陳情について、日本共産党多摩市議団を代表し、採択の立場での討論を行う。

公共施設は本来、誰もが気軽に利用できる場でなければならないはずである。多くの市民が利用する総合体育館など、こうした施設が多世代交流の場ともなっているという指摘が陳情の中でも述べられている。こうした

コミュニティを残し、その力を育むためにも、駐車場を有料化するべきではないと考える。市民参画を掲げ、健幸都市を目指す多摩市の方針と、公共施設の有料化をどんどん拡大していくということは矛盾していると考えている。

このことを申し上げて、元陳情第8号 総合体育館及び多摩東公園駐車場有料化に対する陳情について、日本共産党多摩市議団を代表して、採択の立場での討論とする。

いいじま委員長 ほかに意見・討論はあるか。

本間委員 元陳情第8号 総合体育館及び多摩東公園駐車場有料化に対する陳情について、公明党を代表して趣旨採択の立場で討論する。

公明党会派の考え方として、公共施設の駐車場の有料化は進めるべきであると考えている。この陳情書の陳情趣旨の部分に、有料化は近年、多摩市が大々的に目標と掲げている健幸都市多摩、住んでいると健幸になれるまちという取り組みからは逆行しているとの文言があるが、公明党会派ではそのようには考えていない。レストランの活性化などについて考慮して次期指定管理者を選定されるなど、またネーミングライツなども検討するというところでは、陳情の部分的に受け入れられないという箇所がある。

しかし、現在多摩市が考えている進め方については疑問を持っている。駐車場の経営方法として指定管理者に任せるのか、民間にお願いするのか、それとも直営にするのか、多摩市全体の大小含めた駐車場有料化のビジョンが見えていないことから、市民からの理解が得られず、混乱を招いているというふうに感じている。また、体育施設利用者への割引についても考慮すべきと考えている。市の考え方、基準について、市民にわかりやすいルールを検討し、多摩市の駐車場有料化のビジョンを示すために、今回は条例としては見直すべきというふうに考えている。

陳情者の趣旨、十分に理解をし、市が今回出された現状での総合体育館の駐車場有料化というものは反対をしている。よって、これを本陳情に対し、趣旨採択の意見・討論とする。

いいじま委員長 ほかに意見・討論はあるか。

岩崎委員 元陳情第8号 総合体育館及び多摩東公園駐車場有料化に対する陳情に

ついて、ネット・社民の立場としては、不採択の立場で意見・討論させていただく。

先日、新設の保育園近くでコインパーキングの出入り口に横断歩道があるという議場の議論があった。安全性を保てないという議論があったように、とりわけ公共施設の駐車場というのは安全性の確保が重要と考えている。

その上で、今回の陳情者は現状の有料化では反対としているため、有料化は全て反対というわけではないというふうに思えるため、大変多くの賛同できる箇所があるのも事実である。現に、市も言っているように、1番の、出入りのための機械式コインパーキング形態のバーのスペースのため、今5台の駐車場が減少する。また2番のところでは、大型車の出入りの際の出入り口の混乱というのも、大型車の出入りは今排除しているという答えもあった。そして4番のところのネーミングライツの検討であるということと、レストランの活性化、このレストランの活性化は、3月の議会に出された、これに関する同じ方の陳情で、私たちも大変理解を深め、やっていただきたいというふうにも思っているところで、市も動き出したというところがある。その点では、市は陳情を配慮し、私たちもそれは出されたことの願意にかなっているかというふうに思っているが、3番のところの目的外利用者の排除というところがどうしても受け入れられない部分であった。

目的外利用者の排除というところでは、やはりいろいろな事情でいらっしゃる方があると思う。それは東公園であっても総合体育館であっても同様かと思う。その場合に、必ず目的のときにだけ利用しなければいけないというふうになる、その排除の考え方は、これから先、それがつながっていくのは大変危惧している部分でもある。さきの市の答弁、市が答えていた部分でもあるが、やはり事情がいろいろあると思うし、その場その場で限られた場所を使うわけであるから、それを排除という考え方でいいのかというところは、これからも考えていかなければいけない問題だということで、この陳情に関しては不採択とさせていただく。

いいじま委員長 ほかに意見・討論はあるか。

山崎委員

元陳情第8号 総合体育館及び多摩東公園駐車場有料化に対する陳情について、新政会を代表して趣旨採択の立場で討論する。

市の施設の駐車場有料化については、施設が今後も長く市民の皆様にご利用いただくために、適正な施設の維持管理・運営が必要であり、その方策の1つとして駐車場有料化は必要とされる場所である。現在、各施設の駐車場有料化を進めている流れの中で、この2施設だけ無料とすることはできないと考える。総合体育館の入場口での安全面についても、入場口に場内の空・満車状況が表示されることになれば、現状より安全になることも考えられる。

ただし、陳情者の言われるとおり、施設利用者以外への対策や他施設との料金設定の整合性については、まだまだ説明が不足しているように感じるため、駐車場有料化の全体像、ルールなどを明確に示すことが必要だと思われる。市側には安全面や有料化の全体像などの説明をしっかりと提供していただきたいと思う。

本陳情に対し、趣旨採択の討論とする。

いいじま委員長 ほかに意見・討論はあるか。

しらた委員

フェアな市政を代表し、元陳情第8号 総合体育館及び多摩東公園駐車場有料化に対する陳情に対して、趣旨採択とする。

安全面の確保はまだ整っていない状態である。総合体育館の駐車場を想像してみても、あそこで渋滞になった場合、これからスポーツ、大会に出るという選手の皆さんが、真剣にこれから取り組むというところで、あそこが渋滞となって、あそこで乗りおりして、子どもたちが乗りおり、選手の方が乗りおりするということは大変危険なことでもあるし、また、選手の人たちがあそこでイライラするというか、スムーズに駐車場が確保できて、選手たちもこれから大会に出る、そしていい記録を出そうという思いもある中で、やはりスムーズな動作、そして安全面を確保できること。

しかし、財政面で見ても、やはり有料化というのはこれからの多摩市にとっても必要かと思っているので、ぜひとも安全面と、これからの市民の皆さんに理解できる財政説明をしていただいて、本陳情に対して趣旨採択とさせていただきます。

いいじま委員長 これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が1名、趣旨採択すべきものという意見が3名、不採択すべきものという意見が1名である。趣旨採択すべきものという意見が過半数に達している。よって、本件は趣旨採択すべきものと決した。

ただいま趣旨採択すべきものとした陳情であるが、この処理方法について協議したいと思う。

この際暫時休憩する。

午前11時48分 休憩

午前11時50分 再開

いいじま委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開く。

先ほど趣旨採択すべきものとした陳情については、皆様のご意見を踏まえ、執行機関に送付としたいと思う。

それでは、日程第3、第67号議案 多摩市立総合体育館条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第6、第70号議案 多摩市体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についての4案を一括議題とする。

これより市側の説明を求める。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 ただいま議題となっている第67号議案から第70号議案までについて、一括して説明する。

本市の公共施設の使用料及び利用料金については、公共施設の使用料設定にあたっての基本方針に基づき定めるものとし、4年ごとに改定を行うこととしている。今回の改定は、前回の改定から4年となる令和2年4月1日以降の利用から適用するもので、令和元年10月1日から実施される消費税率の変更分を転嫁した金額に改めるものでもある。

なお、第67号議案の多摩市立総合体育館条例の一部を改正する条例では、多摩市行財政刷新計画に基づく取り組みとして総合体育館駐車場を有料化するため、駐車場料金上限金額を新たに規定した。また、第68号議案 多摩市立武道館及び多摩市立陸上競技場の管理運営に関する条例の一

部を改正する条例では、同じく多摩市行財政刷新計画に基づき、改修を機として指定管理者制度を導入するに当たり必要な規定の整備を行うものである。

詳細については鈴木スポーツ振興課長が説明する。

鈴木スポーツ振興課長 それでは、詳細説明させていただく。新旧対照表をもとにご説明させていただきたいと思うが、67号議案は、ページで言うと49ページである。よろしいか。

まず第67号議案、総合体育館条例の一部改正である。

改正点としては、2条2のところでは指定管理者の管理運営ということ、これは文言整理である。従来の「施設の管理」を「体育館の管理」という、文言整理である。また、管理運営のところでは第2号、施設のほかに、有料駐車場化の提案のために、ここに駐車場を設けているところである。

利用料金、第5条である。第5条の第3項で、利用料金は前納であるが、駐車場利用料金については後払い式になるので、これは納期を別に定めるということで整理をしている。

なお、別表、こちらのほうが利用料金の改定に関するものである。基本的には、総合体育館についてはあくまで基本ルールによらない算定ということで、近隣の市等を参考にしている。今まで近隣市で大きな変更はなかったというところで、基本的には10月に予定されている消費税の増税分のみを対象としてお願いするものである。なお、個人利用、特に大人の方について、これは消費税が前回5%から8%になるとときには端数処理で、転嫁していなかった。これについては10円分、消費税のほうを転嫁させていただくものである。

そして、次の表の中で、駐車場に係る利用料金上限額ということで、駐車場有料化の提案として、上限額として、最初の1時間無料、1時間を超え、以後1時間ごとに100円というのをここに追加しているものである。

また、備考のところでも、市外の者の表記を、文言整理でこのような形で整理させていただいている。備考の5番では、駐車場有料化の提案に伴って、駐車場を利用する者は、市長が定める時間を超えて利用することができないということを入れているところである。

なお、こちらの総合体育館の第1ホール、第2ホールについては、分割して利用できる場所である。今回その分割した額に消費税増を掛けていくと、全面利用よりも安くなってしまふ。分けて予約したほうが安くなってしまふということが検討の際にわかったので、今回は全面利用をもととして、分割利用を計算している。その中で、第1ホールの3分の2ですとか3分の1利用、また第2ホールの2分の1利用では、少し厳格になっているようなところがある。

以上が第67号議案である。

続いて第68号議案、武道館、陸上競技場の管理運営に関する一部改正である。これは、冒頭の部長の説明であったが、大きく指定管理者制度の導入のところと利用料金の改定の2つである。

まず第2条の管理運営で、これまでは、社会教育の振興を図り、管理運営に努めなければならないという努力義務の表記だったが、より具体的に、武道館は、市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興、普及を図ることを目的として管理及び運営されなければならないということで、ある意味、責務として、この管理運営を定めたようなところである。

また第3条では、指定管理者による管理運営ということを新規で入れている。指定管理者の管理運営では、第1号では管理運営に必要な事業等に関する業務、2番目では武道館の施設等に関する利用の承認及び制限に関する業務、また第3号では施設等の維持管理に関する業務、第4号では利用料金の徴収に関する業務等、指定管理者の管理運営として追加したものである。また、それに伴って第4条で、従来の使用料で市長の承認というところから、利用料ということで、今度は指定管理者の承認ということへと、そこが変更になる。

同じような形で、第5条も「使用」が「利用」に、第6条のところは「使用料」が「利用料金」に、そしてその中で、利用料金、第2項では、利用料金は別表に定める範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定めるものとするということ、また第4項で、利用料金は指定管理者の収入にするということを明記している。

7条、今度は利用料金の減免も指定管理者の権限になってくる。第8条

も「使用料」から「利用料金」に変わるというようなところ、第9条、第10条、第11条も同じような整理である。

ただ、11条の承認の取り消し等のところで、第4号では、これまでなかった、災害、事故その他のやむを得ない事由により利用ができなくなったときというのを追加したとともに、第2項では、前項の規定により利用者が施設利用を制限された等では、利用者の損害を指定管理者はその責を負わないということを入れているものである。

第12、第13でも「使用者」が「利用者」という表現が変わるところである。

第14条は、万が一、市長が指定管理者の指定を取り消した場合には、市長のほうで業務を担うことができるというようなことを入れているところ、その際の利用料金の徴収に当たっては、使用料として徴収ができるということを入れている。

また、別表のほうでは、こうした使用料から、今度は利用料金の上限額というような表記に変えている。その中で、こちらのほうも近隣、算定ルールによらない施設ということで計算しているので、基本的には消費税の増税分を転嫁させていただいている。

なお、師範室をこの改修を機に新設して、入れているところである。

備考の「市外の者」というような表現の文言整理は、総合体育館等と通ずるようなところである。

続いて第69号議案、温水プール条例の一部改正である。これは利用料金の改定のための提案である。

こちらの別表に示した内容のとおり、これは使用料の基本ルールの算定に基づいて、経費等をもとに計算し直して、今回提案させていただいているようなところである。

続いて第70号議案、多摩市体育施設の管理運営に関する条例の一部改正である。こちらも利用料金の改定のみである。

こちらは総合体育館と同様に、基本ルールによらない算定ということである。これも近隣の市、同規模の市では大きな変更等がない状況の中で、基本的に、10月に予定されている消費税の増額分を乗せるようなところ

である。

あと備考のところ、市内の者、市外の者の表記を、項番の整理等をして、わかりやすくしたようなところである。

説明については以上である。

いいじま委員長 これをもって説明を終わる。

この際暫時休憩する。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

いいじま委員長 休憩前に引き続き、会議を開く。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

本間委員 駐車場の運営形態についてなのだが、指定管理者に任せるとか、許認可、タイムズとかそういう民間に任せるとか、それから直営ということもあり得るのかもしれないけれども、多摩市全体の、その都度決めていくというところも、もちろんきめ細かく考慮するということは大切なのだとは思うのだが、全体的にそういう形でやっていくと、結局民間で有料化を進められなくなってしまうという、ここは採算をとれないからもう管理できないというところが、ここは本当は有料化したほうが市民のためにもなるというふうなところが、実際に有料化できなくなってしまうというふうに、もし最終的に安いところからという形になってしまうとしたら、そういう形になってしまうんじゃないかと思うのだけれども、その辺はどういうふうに考えているか。

小柳行政管理課長 今、委員からご質問あったような、例えば採算がとれないので運営者がいないんじゃないかというのは当然あり得ると思うのだけれども、有料化することが、先ほども申し上げたとおり、有益な仕組みになるというところを目指しているわけだが、資産の活用という観点で、黒字と言っていいのかかわからないけれども、黒字、収益を生まないから担い手がないというような駐車場であったとしても、有料化することが、例えば目的外の利用を抑制することによって、施設の課題が解決するということを目的として有料化するという場合も当然あると思う。その場合には、委員がお

っしゃったとおり、赤字になってしまうので、担い手がないということになるかと思うけれども、そういうものだとした場合には、手法を例えば直営にするということもあるだろうし、委託化するというところで有料化は導入可能と考えている。

本間委員 それは実際にやってみなければわからないというところかもしれないけれども、直営でやるとか、ここはどういうふうにするということが、その都度決められていくというところになるかと思うのだが、そういった形だと、行政と市民との見解の違いということで、その都度こういう混乱が予想されるんじゃないかと思うが、その辺はいかがか。

小柳行政管理課長 その都度というところはあるけれども、市のほうが有料化を検討するタイミングというのは、施設の新設や改修、運営手法の見直しというところになるので、確かに委員のおっしゃるとおり、その都度というふうなところは、市民の方にご説明をさせていただく時間というのは必要と思っているけれども、今回の有料化というところは、こういうふうな有益な仕組みであるというところを丁寧に説明させていただいて、ご理解を得ていきたいと考えている。

本間委員 多摩東公園のほうは、台数が増えて、改修されてというところで理解しやすいと思う。ただ、体育館のほうは、改修するわけでもなく、かえって台数が減ったりというところで、市民にとっては指定管理者が変わること自体は、何ら目に見えて変わるというふうには認識されないわけである。その辺を理解していただくというところが本当に難しいんじゃないかと思うけれども、その辺はいかがか。

小柳行政管理課長 確かに、総合体育館については、駐車場自体の改修があるということではないというところがあるけれども、総合体育館自体の改修というのは、国体の際に行っていたが、そのときには国体の対応等で、駐車場の有料化まで議論が行かなかったというところがある。

今回、多摩東公園については、改修にあわせてというところでご理解が得やすいというお話をいただいたけれども、多摩東公園というのはスポーツ色が強い公園というところであるが、またアクアブルー多摩のスポーツ施設の駐車場は有料化している。

総合体育館も、今回運営方法の見直しにあわせてというところであるけれども、スポーツ施設の駐車場のあり方の整合性という面から、温水プールや多摩東公園とあわせて、今回有料化を導入させていただきたいというところであるが、そこで見込まれる収入については、先ほどスポーツ課長からもお話あったけれども、今後のよりよい施設運営であるとか、今、指定管理者が導入されていることによって、利用者が増えたときに利用者への還元策として、トレーニングルームの機械などの更新というようなところも指定管理者の工夫の中でやっていただいているところがある。

そうした利用者ニーズや利便性の向上というところに還元させていただく策として、今回駐車場の有料化を導入したいというふうに考えているところである。

本間委員 例えば稲城市は、全部の駐車場を一括して管理を任せて、最初の1時間は100円で、4時間まで200円という形でやっていらしたり、またあと、体育館など有料で使っている施設の駐車場に対しては、体育館使用者と一般の駐車場の利用者と200円差がつくように設定しているのだが、それは市民にとってはすごく納得しやすいシステムだなと思う。

また、利用者自身がカードリーダーを通すだけで減額できるというところでは、管理者に手間がかかるわけでもないし、利用者がそこに行くから増えるというふうには思わないと思う。

チケットというか、それ自体にお金がかかるという面では、そこが問題なのかもしれないけれども、その辺はどういうふうなお考えがあるか。

小柳行政管理課長 具体的に稲城市と言っていいのかわからないけれども、一括で駐車場を有料化しているところは、わかりやすいという面は確かにあるのかもしれないが、多摩市の例えば公園で、駐車場というところと言うと、台数も非常に差があったり、立地にも非常に差があるというところがある。

稲城市の例で言うところ、駐車場の管理運営みたいなものを委託化しているわけであって、委託化するというと、先ほど委員からもお話あったけれども、黒字と言っていいのかわからないが、収益が出る駐車場もあれば、赤字、収益が出ない駐車場もあるのだと思う。そういったものをひっくるめて全部セットにすることで、収益が確保できるようなところ

をご判断されているのが稲城市なのかと思うけれども、多摩市の場合は、そういった一括で画一的に有料化をしていくというところではなく、個々の施設ごとに有益な仕組みとなるかどうかということを検証した上で、このような案で有料化をさせていただきたい、施設ごとに判断をさせていただきたいというふうに考えているところである。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

大くま委員 今回の本間委員との質疑の中で、採算が合わないようなところでも、課題解決が有益かどうかということ判断しながら、そういった場合には委託などを使って有料化していくことで対応できるだろうということがあったのだが、どういった場合を想定されているのか。要は、利用が少なく採算が合わないということがある一方で、どういった課題解決につながるのかということ伺いたい。

小柳行政管理課長 仮定の話させていただいて恐縮だが、調布市や府中市みたいに、本庁舎が駅前などにあると、市役所に用事があって駐車場として利用されるのか、駅に用事があつたり、駅前の商業施設等に用事があって駐車場にとめられたのかということが、正直わからないというところがあることからだと思うけれども、そういった施設ではゲートを設けて駐車場を有料化しているような市が多いというふうに考えている。

ただ、そうした場合には、市役所に用事があっていらっしゃった方に対しては、認証機などを通すことで一定時間を無料にするというふうな対応をされているかと思うけれども、ほとんどの方が市役所をご利用になった場合というのは、例えばゲートを設置する費用や管理にかかるような委託料というのと、ほとんどの方が認証機を通すので無料となることから、おそらく赤字になるだろうなというふうには思っている。

ただ、赤字になったとしても、本来市役所にいらっしゃる方の駐車場として運営していくためには、赤字だったとしても有料化をすることが必要なんだろうというふうな、こういった例を想定してお話ししているところである。

大くま委員 うちはもともと有料化をどんどん進めていくべきではないという立場でいるが、この間駐車場などの有料化については、そこで収益が上がったも

のを利用者のほうに還元していくというところが、基本の考え方だとして進めていっしやっただけだと思う。

課題解決でまた違う枠組みの中でということだけれども、今言ったような事例というのは、駅前などで利用が高くて、そこが目的外利用されているというような仮定の中、今、私も仮定の中で投げかけているが、そういったことになるのだと思うけれども、今多摩市で進められている駐車場の有料化という方向性と、市の説明としては、その収益を市民に還元していくんだというところに、私は、一定程度距離があるんじゃないかと感じているのだが、その点について伺いたいと思う。

鈴木スポーツ振興課長 体育館という例で言うと、先ほど有料化の目的は大きく3つというところで、体育館は、次の世代にも今のいい環境で長く使っていただくためにということが大前提、大目的というふうに思っている。その中で一定程度、駐車場という公共スペースを占有するという。それは、今もいろんな施設を利用されている方が一定の負担をいただいているのと考え方は同じというふうに思っている。それを今回、駐車場でも当てはめることで、利用者負担の適正化を図っていきたいというところ。

あと、今の利用者目的外利用の関係であるけれども、これも先ほど述べたが、今、総合体育館のほうがほかの利用の方が非常に多くて、本来の方がとめられて困っているということだと、確かにいろいろ意見があったような形で、利用者の方には一定程度の割引等をするすることで、目的外利用の方を排除する必要があるのかと思うけれども、今は土日、大会運営のときは回した状況があるが、ならしてみるとそこまでの状況ではないということからすると、一定程度の全体の有料化ということでは、目的外利用の方の一定程度の抑制は図れる。現状では、そのレベルでいいのかというふうに思っている。

また、有料化に伴って、駐車場を整備することによって、駐車場の環境整備が、一定の制約の中だけれども図られるとともに、当然そこで出た利用の一定程度の想定のあるものについては、当然のことながら、利用者の方にサービス還元、そういったことの期待にもつながるのかなというふうには思っている。

大くま委員 市のお考えはこの間も説明いただいているので、そういうことなのだと思うが、今回、この駐車場だけではなくて、さまざまな使用料を4年ごとの見直しという中で、上がる施設と、下がる場所と混在しているのだが、これについての考え方を確認したいと思う。

小柳行政管理課長 今回ご提案させていただいている公共施設使用料の改定のお話でご質問いただいていると思うけれども、基本には、平成29年4月に改めて使用料等審議会からいただいた答申をもとに、29年5月に使用料等の改定の基本方針というものを定めている。今回は、その基本ルールに基づいて再算定をさせていただき、設定をさせていただいているわけだが、多くの施設が、最初の設置から一定程度の年数を過ぎているというようなところから、施設の建設に要した費用、起債償還に係る利子分や減価償却費などの進行によって減額しているところが多いというところがある。

ただ、10月に予定されている消費税率のアップを使用料に反映するという改定を行っているので、そこについては全てのところに消費税の部分を反映させていただいている。

スポーツ施設などについては、基本ルールによらないことが認められる施設というふうに基本方針の中で決められているので、近隣市等との比較の中で大きな改定を行うのではなく、消費税率分の反映のみを適用させるような改定を行っている施設があるというところである。

大くま委員 基本ルールによるものとよらないものがあって、よらないものに関しては消費税の増税分、上乘せ分だけがあって、おおむねやろうとしていると。基本ルールに基づくもので言うと、減価償却費や利子分などが下がることによって下がる。それと、消費税増税分の意味合いで上がるものと下がるものが出てくるというような形になろうと思う。

減価償却分また起債の利子分などは、私たちは含むべきではないというふうにこの間も言ってきたが、そういったルールでこのまま続けていくと、例えば大規模改修などを行った際には、また大きく使用料が動くこと、変わるというふうになると思うのだが、そういったことについてはどう考えているのか確認したいと思う。

小柳行政管理課長 確かに、今、委員からお話いただいたとおり、コミュニティセンタ

一や公民館などについては、今後改修が予定されているというところがあるし、総合福祉センターや一部のコミュニティセンターについては、29年度に改修を行ったものが、それによって増えた減価償却費が、次回改定から上乘せされてくるというところがある。そのため、今回下がるというふうなものだとしても、次に上がるということがわかっているというところが、令和2年度、来年4月の改定のさらに4年後の改定のところの推計でアップが見込まれる施設も確かにある。

そうしたところについては、今回の改定の際に、次回の増加分というのを見越した上で、一定の考慮を図って今回の改定案を決めさせていただいているというところである。

大くま委員　この先上がるのが見込まれるということで考慮をして、下げ幅を抑制するのか下げないのか、そういった調整をしていくということだと思う。そうすると、大規模改修などが進めば、それも織り込んで使用料がさらに上がっていくという方向になるのかを確認したいと思う。

小柳行政管理課長　次回の改定の分までを見越してというところを先ほど申し上げさせていただいたのだけれども、次回の改定においては、上がることがないようにという考慮はさせていただいているところである。次回というのは、令和6年度の改定のことである。

大くま委員　上がらないようにというような調整をしているということで、わかった。以上である。

いいじま委員長　ほかに質疑はあるか。

しらた委員　消費税分で上げるところと、消費税分じゃないあげるところは、それはどうやって決めたのか。

小柳行政管理課長　今回の改定については、基本ルールによる施設についても、算定をした後、今の税率の1.08で割って、それに1.1を掛けるということで、全ての施設に消費税のアップ分を賦課するようなものを行っている。

今、しらた委員からご質問があったところというのは、基本方針によらない算定を行う施設というところで、基本方針の基本ルールによる算定を行っている施設が何で決まっているかというご質問かと思うけれども、それは先ほど申し上げた平成29年5月に定めた基本方針の中で、その基本

方針を決める際に、使用料等審議会でご議論いただいているところだが、そのご議論の中で、ルールどおりに決めようという施設と、ルールによらない算定を認める施設ということをご審議いただいて決めていただいたところである。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

岩崎委員 今回、生活環境委員会でも似たような審議があったかと思うのだけれども、公共施設の場合の使用料というのは、その目的外ということはある得なくて、そこを使うということが当たり前というか、当然だと思うが、駐車場の場合は多目的というか、いろいろな目的でご利用になられる方も、寛容に市は受けとめるという立ち位置が、有料化の中に入っているのかと思うところが大事なことかなと思う。

そうなると、個々の施設がそれぞれの立地も違うということもお話しされている中では、基本的にはこういう料金体系にしたいという、まだここを駐車場として有料化するかわからないが、こういうスタンスで基本は有料化というところまで決まっているが、こういう立地の場合こういうところはというふうに、ある程度物差しがあつての今回であれば、有料化というのもこのラインだということになるのだが、今回は東公園と総合体育館が同時に動き出したということで有料化された。そして金額も同じだというようなことが、やはりその都度その都度であったとしても、その都度その都度でも、何かに照らし合わせないと難しいのではないかと思うところはあるのだが、その辺はいかがか。

小柳行政管理課長 今回、駐車場の有料化というところで市内で検討させていただいているのは、多摩東公園と総合体育館だけではなくて、健康センターの駐車場についても同時並行的に検討し、ご報告させていただいているところである。

健康センターについては、これまで健康推進課の事業で、駐車場を利用される方のみというところに原則的には限定していたわけだが、それが今度有料化することになると、健康センターの中に入っている例えばコミュニティセンターや北部地域包括支援センターを利用される方なども含めて、ご利用いただける駐車場というふうにさせていただくとしているところで

ある。

ただ、料金の設定に当たっては、健康課の主催事業にいらっしゃる方や、あとはコミュニティセンターとかを使われる方などについては、一定の時間を減免するというか、認証機を通すことによって無料にするようなことをするわけだけれども、それでも仮に総合体育館や多摩東などと料金を合わせてしまうと、全く関係ない駅のほうに行かれる方とかも1時間100円になると安過ぎてしまうので、そういった方に使われてしまうだろうということもあって、周辺の駐車場よりも高く修正し、高い設定をして、さらに一定時間免除するということを決めさせていただいている。

一方、総合体育館や多摩東については、今回1時間100円と決めさせていただいているのは、周辺の施設というか、立地というところから、駐車場運営事業者などにヒアリングをさせていただきながら、1時間当たりの金額を決めたり、上限額についても相談して決めさせていただいているところである。

その立地や、周りに駐車場があるかないかというようなところで大きく変わってしまうものなんだなというところが、私たちもヒアリングをさせていただく中で気づいたところなので、一定の枠を設けて案をあらかじめお示しさせていただくというのは、非常に厳しいところなのかなと思っているところである。

岩崎委員

健康センターのところは、私も市民の方からも、やはり使えないのかという相談を受けたことがあって、改善されたという考え方もできたというところもある。

ただ、今おっしゃったように、それで、ああ、そういうものなのかなというふうにわかってきたというところで、なかなか決められないという考え方は、まだまだいろいろなことが起こってくる可能性があるので、その都度決めるという考え方で、私どもは納得する部分もちろんあるけれども、ただ、市民の方に示すときに、こういう枠でできているのだということが、その都度決めるというふうに私たちが市民に言うのか、ある程度こういうときはこうなるのでできているのだよということがあるのとないのとは、理解してもらったり、納得してもらったりする上では、現段階で

は難しいところもあるのかなと考える部分もあるけれども、その辺は市民の方にどのようにお示ししたらいいというふうに思っているのか。

小柳行政管理課長 先ほどご質問いただいたとおり、ある程度の案というのをお示しできればわかりやすいというご質問かと思うけれども、立地や、施設の本来目的というところで、どの方まで減免にするのかとか、割引をするのかとか、その都度、その施設の目的や立地によって大きく変わってしまうというところがある。なので、説明というのはなかなか難しいとは思いますが、市が今まで無料であった駐車場を有料化していくというのは、新設や改修のタイミングというふうに考えているので、新設や改修に当たりましては、必ず何らかの説明会をさせていただくというふうになる。

施設自体の改修や、新設や運営手法の見直しということをご説明するタイミングに合わせて、駐車場はこういうふうに考えるのでこのような料金体系にするよとか、もしくは無料を維持するよとか、そういうことを含めてご説明させていただければと考えているところである。

岩崎委員 柔軟な姿勢というのもある意味重要だと思う。そして、新設や改修のタイミングで何らかの動きがあるんだというふうな、市民への周知もしていくことで、いろいろな形で周知されるんだろうというふうなところも、ご説明いただいた中では理解できた部分である。

そうすると、今回の総合体育館と多摩東公園の同じ料金体系にしたというのは、同じような施設だという理解でいらっしゃるということか。

小柳行政管理課長 はい、そのとおりである。

岩崎委員 総合体育館と、スポーツ施設ではあるけれども、体育館の利用、あるいは地域の住宅の中の利用、そしてコミュニティの中に入っている総合体育館と、もう一つが多摩東公園という、場所としてはここは体育施設だけれども、いろんな形でお使いになる方や、ロードレースなどもこれからある中で、同じ料金体系にしたということは、私はちょっと違うのかなという思いもあるけれども、今のお話でも、やはりそういう同じ理解だということではよろしいか。

小柳行政管理課長 今、委員からおっしゃっていただいたとおり、多摩東公園については、有料のスポーツ施設を使う方もいらっしゃれば、公園で散歩やハイキング、

ランニング等をやられる方、また例えばよこやまの道のほうにハイキングに行く方もいらっしゃるかと思うし、あそこに車をとめてロードバイクなどで尾根幹線を走るといった方もいらっしゃるものというふうには思っているところである。

それらを含めて、スポーツの振興というところになるのだろうというふうなところも考えて、スポーツ施設、有料施設を使う方に限って、例えば免除や減免の時間を設けるということではなくて、1時間を使う方であれば無料というふうにさせていただき、1時間以上のところについては100円ずつをお支払いいただくということにしようというのを、スポーツ振興課のほうと調整して決めさせていただいたところである。

一方で、スポーツ施設としての平等性というか、スポーツ施設の整合性というところでは、総合体育館というところと、あとはアクアブルーもあるので、4時間使ったときには300円になるというところについては、やはり同じレベルを維持していくほうがいいだろうという議論もさせていただいて、今回の案を決めさせていただいているところである。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

大くま委員 1つだけ、駐車場の有料化のことに伴って、今、庁内でさまざまな検討をしてきたということだったが、現在は無料で使えるわけだから、利用数というのは、おおむねの数もあまり把握はされていないのかなと思うけれども、有料化するに当たってどのぐらいの利用が想定されていて、そのことは今と比べてどうなるというふうに市はお考えなのか。増えるのか、減るのかということをお聞きしたいと思う。

鈴木スポーツ振興課長 実際に今、行政管理課長が言うように、駐車場の事業者のほうともヒアリング等をした中で、総合体育館も実際の場所等も見ていただく中で、いろいろ試算したところである。

その中で、有料化というところでは、一定程度利用する方が移動手段の変更というところは考えるところがある。ただ一方、前回、陳情者の方がいたけれども、健幸まちづくりの実現、これがやはり市のお題目であるので、それと相反しないというところはどこら辺なのか。また、近隣の状況、金額の状況を踏まえた中で、一番最小限、影響が出ないだろうというところ

ろが、今回提案させていただいた1時間無料、1時間ごと100円という案である。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

この際暫時休憩する。

午後 1時33分 休憩

午後 1時36分 再開

いいじま委員長 休憩前に引き続き、会議を開く。

この際、第67号議案に対して、大くま真一委員及び本間としえ委員から、お手元に配付したとおりの修正案が提出された。よって、この2案を本案とあわせて議題とする。

まず、大くま真一委員から提出された修正案について、提出者から説明を求める。

大くま委員 ただいま提出いたした修正案だが、今、年金不安や消費税増税の不安といったものが大きく広がる中で、公共施設の使用料を値上げすることや、また駐車場の有料化といったことを行えば、利用される市民を本当に直撃することになってしまう。市民参画や健幸都市、こういったことを多摩市が進めようとしている中で、市民の活動を支え、守り、育むためにも、値上げ部分を据え置きとし、駐車場の有料化部分を削除した、そういった修正案となっている。

ご審議のほどよろしく願います。

いいじま委員長 提案理由の説明は終わった。

これより、大くま真一委員から提出された修正案に対する質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

次に、本間としえ委員から提出された修正案について、提出者から説明を求める。

本間委員 第67号議案 多摩市総合体育館条例の修正案の提案理由を申し上げる。

公明党会派の考え方として、公共施設の駐車場の有料化を進めるべきであると考えている。しかし、多摩市全体の大小含めた駐車場有料化のビジョンが見えない、また体育施設利用者への割引についても考慮すべきだと考えている。

市の考え方、基準について、市民にわかりやすいルールを検討して、多摩市の駐車場有料化のビジョンを示すために今回は出直すべきだと考え、議案の修正を提案いたした。条例新旧対照表の駐車場にかかわる規定を削る修正になっている。

よろしくご審議願います。

いいじま委員長 提案理由の説明は終わった。

これより、本間としえ委員から提出された修正案に対する質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

以上で、第67号議案に対して提出された修正案2件の質疑を終了する。これより原案及び修正案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第67号議案 多摩市立総合体育館条例の一部を改正する条例の制定についての採決に入る。本案については、大くま真一委員及び本間としえ委員からそれぞれ修正案が提出されており、一部共通事項がありますが、評決の便宜上、これらの修正案は別個のものとみなして採決いたしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 ご異議なしと認め、そのようにする。

まず、本案に対して、大くま真一委員から提出された修正案を挙手により採決する。本修正案に賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

いいじま委員長 挙手少数である。よって、本修正案は否決された。

次に、本案に対して、本間としえ委員から提出された修正案を挙手により採決する。本修正案に賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

いいじま委員長 挙手多数である。よって、本修正案は可決すべきものと決した。

次に、修正部分を除く原案を挙手により採決する。修正部分を除くそのほかの部分は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

いいじま委員長 挙手多数である。よって、修正部分を除くそのほかの部分は、原案のとおり可決すべきものと決した。

この際、第68号議案に対して、大くま真一委員より、お手元に配付したとおり修正案が提出された。よって、これを本案とあわせて議題とし、提出者より提案理由の説明を求める。

大くま委員 第67号議案と同様に、値上げ部分を据え置きとした修正案となっている。よろしく願います。

いいじま委員長 提案理由の説明は終わった。

これより修正案に対する質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより原案及び修正案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第68号議案 多摩市立武道館及び多摩市立陸上競技場の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決に入る。

まず、本案に対して提出された修正案を挙手により採決する。本修正案に賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

いいじま委員長 挙手少数である。よって、修正案は否決された。

次に、原案を挙手により採決する。原案に賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

いいじま委員長 挙手多数である。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した。

続いて、この際、第69号議案に対して、大くま真一委員より、お手元に配付したとおり修正案が提出された。よって、これを本案とあわせて議題とし、提出者より提案理由の説明を求める。

大くま委員 前の議案と同様に、値下げ分はそのまま値下げをし、値上げ分については据え置きとする、そういった修正案になっている。よろしく願います。

いいじま委員長 提案理由の説明は終わった。

これより修正案に対する質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより原案及び修正案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第69号議案 多摩市立温水プール条例の一部を改正する条例の制定についての採決に入る。

まず、本案に対して提出された修正案を挙手により採決する。本修正案に賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

いいじま委員長 挙手少数である。よって、修正案は否決された。

次に、原案を挙手により採決する。原案に賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

いいじま委員長 挙手多数である。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した。

これより第70号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

大くま委員 第70号議案 多摩市体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日本共産党多摩市議団を代表して、否決すべきとの立場での討論を行う。

消費税増税や社会保障の切り捨ての中で、こういった大変なときだからこそ市民の活動を支え、守り、育むためにも値上げするべきではない、このことを申し上げて、否決すべきとの立場での討論とする。

いいじま委員長 ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、否決すべきものという意見が1名である。よって、これより第70号議案 多摩市体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は、可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

いいじま委員長 挙手多数である。よって、本案は可決すべきものと決した。

日程第7、第71号議案 多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。説明者の入れかわりがあるので、少々お待ちいただきたい。

では、日程第7、第71号議案である。これより市側の説明を求める。

芳野子ども青少年部長 ただいま議題となっている第71号議案について説明する。

本件は、本条例の根拠となる放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令に基づき、本条例を改正するものである。

放課後児童支援員というのは、学童クラブの指導員と呼ばれているものであるが、その資格を得るために、これまで都道府県が実施する研修を受講することとされていた。このたびの改正により、その研修機関が指定都市まで拡大され、政令指定都市でも実施できるようになった。

説明としては以上である。

いいじま委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

本間委員 確認なのだが、都道府県知事が行うというところから、地方自治法第152条の19第1項に指定都市の長と書いてあるが、この指定都市の長というのは市長を指すということによろしいか。

植田児童青少年課長 この指定都市というのは、人口が50万人以上の政令指定都市の長ということである。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

大くま委員 政令指定都市の長が行う研修が有効になるということだが、このことに

よって多摩市にどういった影響があるのか。今、課題となっている指導員の確保など、対象となる方が増えるということなのか、確認したいと思う。

植田児童青少年課長 このことによつてすぐにそういった指導員が増えるということは、特にはないかなと思つている。ただ、研修を受ける機会が、今まで都道府県であつたものが、政令指定都市でも受けられるようになるということについては、一歩拡大したのかなというふうには考へている。

大くま委員 指導員の確保というのは非常に重要な問題だから、拡大していくという方向なんだと思う。ただ、人が増えれば、質の確保について懸念も出てくるところだと思う。新たにこういった研修が認められるということだが、研修の内容等は、従来の研修と等しいものなのかを確認したいと思う。

植田児童青少年課長 我々、多摩市レベルの自治体が研修をできるようになるわけではないけれども、ちなみにこういう、今手元にあるが、都道府県が行つている研修の内容ということであるけれども、これとほぼ同様なものが政令指定都市の中でも受講できるようになるというふうに認識している。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。これをもつて質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

大くま委員 第71号議案 多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日本共産党多摩市議団を代表して、可決すべきとの立場での討論を行う。

共働きの家庭が増える中で、学童クラブの役割は大きくなつている。そこで子どもたちを見守り、生活の場として運営していくための人員の確保は大きな課題である。

今回の条例改正は、対象を拡大していくということである。本当に大切な仕事だから、きちんとその質を担保していくために、そこで働く人たちの処遇の改善なども必要だということを加えて申し上げて、日本共産党多摩市議団を代表して、可決すべきとの立場での討論とする。

いいじま委員長 ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、可決すべきものという意見が1名である。よって、これより第71号議案 多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は、可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

いいじま委員長 挙手全員である。よって、本案は可決すべきものと決した。

日程第8、第72号議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

芳野子ども青少年部長 ただいま議題となっている第72号議案について説明する。

本件は、このたびの補正予算の案件となった関戸地区に開設予定の2軒の認可保育園について、いずれも賃貸借契約を結ぶこととなっている。本条例では、現在賃貸借契約に基づく保育園整備の補助についての規定がないことから、そのような場合の保育園整備にも補助するために規定を設ける内容となる。

ただし、今回は、開設前準備の段階での補助にとどめ、開設後の補助については、令和2年第1回定例会に上程する予定である。

説明としては以上である。

いいじま委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

大くま委員 賃貸借物件での保育所の運営に対する補助ということなのだが、賃貸借の物件だからこそある課題というのがあるかと思うが、その点について確認したいと思う。

室井子育て・若者政策担当課長 賃貸借ということで、基本的には保育所に建てられた建物ではないというところで、内装工事等で保育所のために必要な設備等をやる必要があるというところは、1つの課題だと考えている。

大くま委員 やはり安全を確保して、きちんと保育所として機能するような場所にしていくためにも、手を入れる必要があるということなんだと思う。

今回新たに保育園がつくられていくというような流れが出てきたが、この補助をつくったことによって、今後の見通しというのはどうなのか。

室井子育て・若者政策担当課長 現時点で、具体的にこの補助制度を適用したいと考えているのは、6月でお認めいただいた関戸の2軒になる。ただ、待機児童対策を進めていく中で必要があれば、有効期限が令和2年度末までの制度になるので、適用について考えていきたい物件が出る可能性はあると考えている。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

岩崎委員 お散歩マニュアルとかいうのをつくるところが、そういう場所でお散歩するときに、保育士がある程度重要だと思えることを共有する意味だと思うが、そういうのを市が要請するということはあるのか。そういうものがあるのか。

芳野子ども青少年部長 お散歩マニュアルは、保育園では、特に義務づけということにはなっていないのだが、今、どこでも大体そのようなお散歩マニュアルというのはつくっているし、幼稚園の場合は、危機管理防止対策ということでそのようなものをつくりなさいということが、たしか幼稚園の教育要領にあったかというふうに記憶している。

当然、今回ご心配な点は、駅近の場合は特に交通量が多いということで、今回の賃貸借の物件の中では園庭がないという中で、公園を使わざるを得ないという中で、そこまで移動するときの安全性について、かなり気を使っていかなければいけないというのは、園は十分承知しているし、これまでも十分注意を払ってきた。

大津の事件などは、あれは園の独自の力では防げないようなケースかなというふうには考えている。そういう場合でも想定内ということで、いろいろなことを、事前にできることはやっておくというのが基本だと考えているので、今回賃貸物件ということで、開設する予定のところについても、園としてそのようなマニュアルはつくってもらいたいというふうに思っているところである。

岩崎委員 当然そういうところでは慎重になってくださると思う部分と、それが工事で、子どもたちがお散歩に行くと結構注意されたりということで、しん

どくなるということも反面、気の毒なことになってはいけないので、そういうところは柔軟な感覚で、多摩市は歩車分離になっている部分も多い中で、関戸で育った子どもたちは、自分自身の危機管理も持っているかもわからないが、その辺はバランスをとりながら市も対応していただけたらと思っています。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

大くま委員 第72号議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日本共産党多摩市議団を代表して、可決すべきとの立場での討論を行う。

新たな認可保育所設置の手法となる、こういった制度がつながっていくと思う。保育の質を確保しつつ、隠れ待機児も含め、待機児童解消を進めていくべきときが今、来ていると思う。

補助の期限については、令和2年度末までということをおっしゃっていたが、待機児の状況など、そのときの状況を勘案しつつ、今後も検討していくことが必要ではないかということをおし上げておきたいと思う。

このことを申し上げて、日本共産党多摩市議団を代表して、可決すべきとの立場での討論とする。

いいじま委員長 ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、可決すべきものという意見が1名である。よって、これより第72号議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は、可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

いいじま委員長 挙手全員である。よって、本案は可決すべきものと決した。

日程第9、第73号議案 多摩市立八ヶ岳少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

須田教育部長 それでは、よろしく願います。第73号議案についての説明をさせていただきます。

本件については、本市の公共施設の使用料の改定という関係である。公共施設使用料の設定に当たっての基本方針に基づいて、4年ごとの改定ということである。八ヶ岳少年自然の家については、いわゆる基本方針によらない施設ということであるけれども、消費税のアップ分について使用料のほうに反映させるという内容である。

詳細については、加藤教育企画担当課長から説明をさせていただきます。

加藤教育企画担当課長 本件については、自然の家の関係で、宿泊料と附帯設備に係る利用料金の上限額を、10月から適用される消費税率の改定に対応して、来年4月からの増額をするに当たっての条例改正ということになる。

一部改正条例新旧対照表の75ページをごらんいただきたい。こちらの別表1にあるとおり、市民及び富士見町民の宿泊利用料金の子ども分、こちらを600円だったものを610円に、大人分1,200円を1,220円、それ以外の方の宿泊利用料金の子ども分1,200円を1,220円、大人分2,400円を2,440円に改定するものである。

続いて、(2)附帯施設利用料金の上限額に関してというところであるが、屋内体育館に関して、半面1,000円を1,040円、全面2,000円を2,080円、野外炊飯場の1かまど当たりの料金を200円を210円にということで改定するものである。

なお、本条例改正をお認めいただいた際には、多摩市立八ヶ岳少年自然の家は、利用料金制の指定管理者制度を導入しているので、指定管理者から必要に応じて、利用料金上限額の範囲内で、利用料金の設定に関して指定管理者から教育委員会に協議があって、令和2年4月からの実際にかかる宿泊料等が決定されるものとなる。

ご審議のほどよろしく願います。

いいじま委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

大くま委員 1つだけ、利用料金の上限額という設定だが、おおむねこの上限額で利用されているような状況にあるのかどうか確認したいと思う。

加藤教育企画担当課長 おおむねこちらの利用料金上限額を適用させていただいているところである。しかしながら、ことしの4月から、その他のものの子どもの利用料金について、利用料金の上限額の範囲の中で900円ということで設定がされているところである。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

大くま委員 第73号議案 多摩市立八ヶ岳少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定について、日本共産党多摩市議団を代表して、否決すべきとの立場での討論を行う。

消費税増税や社会保障の切り捨て、こういった大変な中だからこそ、負担増となる値上げを行うべきではない。このことを申し上げて、否決すべきとの立場での討論とする。

いいじま委員長 ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、否決すべきものという意見が1名である。よって、これより第73号議案 多摩市立八ヶ岳少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は、可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

いいじま委員長 挙手多数である。よって、本案は可決すべきものと決した。

日程第10、第74号議案 旧多摩聖蹟記念館に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第11、第75号議案 多摩市古民家の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの2案を一括議題とする。

これより市側の説明を求める。

須田教育部長 それでは、第74号議案及び第75号議案について説明申し上げます。

両件については、本市の公共施設の使用料の改定ということである。基本方針に基づき定めるということで、4年ごとの見直しという内容になっている。

第74号議案の旧多摩聖蹟記念館、それから第75号議案の古民家は、旧富澤家と旧加藤家であるが、これらの使用料については、基本方針によらないといった形での内容になっている。内容については、消費税のアップ分を反映させるというものである。

詳細については、藤田文化財担当課長より説明をさせていただく。

藤田文化財担当課長 よろしく願います。本案は、令和2年4月1日付で、旧多摩聖蹟記念館のギャラリー使用料の改定を行うものである。本年10月に予定されている消費税率の変更分を転嫁した金額に令和2年4月1日付で改定を行うものである。

内容については、新旧対照表の77ページをごらんいただきたい。別表のところである。こちらは、1日当たりの使用料として、現在1,350円であったところを、1,370円に改定するものである。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

続いて、第75号議案もあわせてよろしく願います。本案は、令和2年4月1日付で、多摩市古民家の旧富澤家の奥の間と、旧加藤家の奥、座敷等の使用料の改定を行わせていただくものである。こちらは、本年10月に予定されている消費税率の変更分を転嫁した金額に令和2年4月1日付で改定を行うものである。

またあわせて、新旧対照表の79ページをごらんいただきたい。こちら、旧富澤家の奥の間については、現在720円になっているところを730円。また、旧加藤家については、現在700円であるところを710円。またあわせて、施設の使用できない日についても、別表のところ、こちらに変更があった。申しわけない。現在、旧富澤家奥の間については、(3)毎週水曜日というところで施設の使用できない日を案内しているが、こちらについては今後、ただしこの日が国民の祝日に関する法律に

規定する休日に当たるときは、その翌日とするよう改定させていただく。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

いいじま委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

暫時休憩する。

午後 2時10分 休憩

午後 2時10分 再開

いいじま委員長 休憩前に引き続き、会議を開く。

これより第74号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

大くま委員 第74号議案 旧多摩聖蹟記念館に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日本共産党多摩市議団を代表して、否決すべきとの立場での討論を行う。

消費税増税や社会保障の切り捨ての中で、こういった大変なときだからこそ市民の活動を支え、守り、育むためにも値上げすべきではないということをお願いして、否決すべきとの立場での討論とする。

いいじま委員長 ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、否決すべきものという意見が1名である。よって、これより第74号議案 旧多摩聖蹟記念館に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は、可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

いいじま委員長 挙手多数である。よって、本案は可決すべきものと決した。

この際、第75号議案に対して、大くま真一委員より、お手元に配付したとおり修正案が提出された。よって、これを本案とあわせて議題とし、提出者より提案理由の説明を求める。

大くま委員 市民活動を支え、守り、育むためにも、値下げは値下げをし、値上げ部分については据え置きとした修正案である。よろしく願います。

いいじま委員長 提案理由の説明は終わった。

これより修正案に対する質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより原案及び修正案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第75号議案 多摩市古民家の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決に入る。

まず、本案に対して提出された修正案を挙手により採決する。本修正案に賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

いいじま委員長 挙手少数である。よって、修正案は否決された。

次に、原案を挙手により採決する。原案に賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

いいじま委員長 挙手多数である。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した。

日程第12、第76号議案 多摩市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

須田教育部長 本件についても、公共施設の使用料の定期的見直しということである。

いわゆる基本方針に基づき定めるものということである。第76号議案については、永山公民館及び関戸公民館、それからそれぞれのピアノ使用料ということについてであるが、これらについては、基本方針に基づき算出した金額をもとに、今後予定される施設の大規模改修に伴う使用料の変動予想を考慮し、改定を行うものである。

内容については、北方永山公民館長より説明をさせていただく。

北方永山公民館長 よろしく願います。本件については、公共施設の使用料設定に当たっての基本方針に基づいて、令和2年4月に公民館使用料を改定するもの

である。詳しくは、新旧対照表をごらんいただきたい。81ページになる。

こちらの別表1であるが、永山公民館、関戸公民館の各諸室及びピアノの使用料、改正前と改正後ということで提示している。ほとんどの施設において、今回の改正において若干値下がりするという形にはなっているのだけれども、永山公民館の集会室、それから両公民館のギャラリーについては、値上がりをしてしまうという状況が発生している。こちらについては、算定の基本ルールに基づく使用料の算出において算出したものである。

集会室については、まず午前中、今までは1,350円だったものが1,360円に、それから午後・夜間については、1,680円だったものがそれぞれ1,820円に値上がりするような形になってしまっている。

そしてあと、永山公民館、関戸公民館のギャラリーであるが、今までは3,920円ということで、午前・午後・夜間、朝の9時から夜の10時までということになるが、算定した結果、そちらの料金が5,090円という形になってしまう。

それで、こちらのギャラリーのほうだが、算定の式で計算をしていくと、実際には7,940円というような形で出てくる。となると、3,920円から7,940円という値上がりになってしまうので、それだと2倍近い値段になってしまう。そして、この算定をするに当たって上限率というのを設けているので、そちらのほうを適用して5,090円という価格にさせていただいている。

その他のところについては、若干下がっているというような部分である。

こちらのほうをご審議いただいております。お認めいただけたら、令和2年4月から新たな使用料として改定してまいりたいと思っている。

説明は以上である。

いいじま委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

大くま委員 1点だけ、ギャラリーは算定式と上限で5,090円にしたということだが、これでいくと、このまま算定していけば、さらに4年後の改定でもまた大幅に、上限に張りつくほどのアップになっていくということになるのか。

北方永山公民館長 そういった形になってしまうと思う。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

この際、第76号議案に対して、大くま真一委員より、お手元に配付したとおり修正案が提出された。よって、これを本案とあわせて議題とし、提出者より提案理由の説明を求める。

大くま委員 これまでと同様、市民活動を支え、守り、育むためにも、値上げ部分は据え置きとした修正案である。おおむね下がっているというところは評価をしているが、値上げはせずにとことこの修正案になっている。よろしく願います。

いいじま委員長 提案理由の説明は終わった。

これより修正案に対する質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより原案及び修正案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第76号議案 多摩市公民館条例の一部を改正する条例の制定についての採決に入る。

まず、本案に対して提出された修正案を挙手により採決する。本修正案に賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

いいじま委員長 挙手少数である。よって、修正案は否決された。

次に、原案を挙手により採決する。原案に賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

いいじま委員長 挙手多数である。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した。

日程第13、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議あるか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

この際、暫時休憩する。ここで協議会に切りかえる。

午後 2時24分 休憩

(協 議 会)

いいじま委員長 それでは、1、連光寺複合施設大規模改修の進捗状況について、2、鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの大規模改修（案）について、市側の説明を求める。

松尾くらしと文化部長 協議会案件1及び2について一括してご説明させていただきます。

12月議会常任委員会で連光寺複合施設等及びコミュニティセンターの大規模改修に当たっての市の基本的な考え方についてご報告させていただきました。その後の3月議会の常任委員会では、その基本的な考え方に基づいて、連光寺複合施設及び鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの大規模改修に向けた地域住民や運営協議会の皆さんとの話し合いの状況についてご報告させていただきました。

本日は連光寺複合施設大規模改修に関する地域の皆さん等との話し合いの状況、鶴牧・落合・南野コミュニティセンターでは、運営協議会等との最終的な調整の上、取りまとめられた改修内容案について、麻生コミュニティ・生活課長から説明させていただきます。

麻生コミュニティ・生活課長 連光寺複合施設大規模改修の進捗状況について、ご報告させていただきます。

大規模改修は市で大規模改修に当たっての基本方針を策定して、順次話し合いを進めている。この基本的な考え方には老人福祉館、B型館を廃止し、コミュニティ会館として整備していく内容も含まれている。懇談会が会議体だが、連光寺コミュニティ会館整備懇談会を地域住民の方、利用者、聖ヶ丘コミュニティセンター運営協議会といった方々が入った会議体をつくって、お話し合いを進めさせていただいている。

今年1月以降、会議を5回まで進めさせていただいた。皆さんからいただいた意見、要望ではコンセプトとしては「だれもが、いつでも、気軽に利用できる館～歴史ある連光寺」といったコンセプトで改修を進めていき

たい。改修に当たっての主な要望、意見としてはエレベーターの設置やラウンジの設置、和室を残してほしいといったご要望をいただいている。次回第6回会議を6月30日に開催して、改修の内容を取りまとめていきたいと考えている。併設されている連光寺児童館の関連は、後ほど植田児童青少年課長よりご説明させていただきたい。

引き続き鶴牧・落合・南野コミュニティセンター大規模改修についてのご報告である。基本的な考え方を決定し、話し合いを進めさせていただいている。運営協議会、利用者、地域住民の方々と児童館の利用者のご意見を踏まえながら、改修を進めていこうと考えている。

運営協議会からいただいているご要望、意見である。改修に当たっての基本的な運営協議会としての考え方は、明るく開放的な室内にしたい、子どもから高齢者まで個人でも利用できる場所をつくりたい、多くの人に利用される施設にしたいといった考え方をとっているところである。

改修に当たっての主な要望、意見であるが、1階の児童館スペース、遊戯室のじゅうたん部分をフローリングにしたい、授乳室のパーテーションを改善したい、例えば児童館出入り口扉の改善といった要望をいただいている。2階のコミュニティセンター部分は、例えばサロン喫茶コーナーや壁を撤去して、開放感あるスペースにしたい、旧浴室をスタッフの事務室や運営協議会の控室にしたい、談話室が誰でも利用できるフリースペースにしたい、和室を個人でも利用できる学習コーナーにしたいといったご要望をいただいている。

これに伴っての市の改修案である。改修後30年を使用していくことを前提として省エネ、バリアフリー化といった工事を行う、健幸まちづくりの視点では誰もが利用できるフリースペース、個人でも利用できる学習コーナーの設置を検討していく、将来の機能変更にも対応可能な工夫では、地域包括の相談業務ができるようなスペース、子育て相談ができるスペースだけは確保していく考え方を持っている。子育て設備の機能の充実では、授乳室や児童館入り口扉の改善を考えていきたいと考えている。

本改修案をもとに、今後市民説明会を経て基本・実施設計に着手する予定である。基本設計で工事費や運営方法等を確認し、改修内容も精査して

いきたいと考えている。

今後のスケジュールである。令和元年8月に利用者、地域住民への説明会を行い、元年9月から令和2年11月にかけて基本設計・実施設計に入っていきたいと思っている。なお、工事は令和3年4月から令和4年1月で完成し、令和4年2月から3月に開館の準備を行いたい。令和4年4月にリニューアルオープン、グランドオープンを考えている。

なお、休館中の運営協議会は令和2年4月1日から令和5年3月31日まで工事期間を含む期間となるが、この間も指定管理者とする予定となっている。休館中の運営協議会の活動拠点、活動内容は今後調整を行っていく予定である。休館中の児童館は植田児童青少年課長よりご説明をさせていただきます。よろしく願います。

植田児童青少年課長 まず連光寺児童館である。休館となる改修中の連光寺児童館は、代替施設の運営を今検討していて、現在代替として可能な施設を模索している最中である。児童館利用者ワークショップということで、連光寺児童館主催において6月1日土曜日、主に利用者を対象としたワークショップを実施した。

次に、トムハウスの落合児童館の休館中の児童館では、今、西落合小学校の空き教室、スペースが2つあるが、こちらの部屋で実施する方向で今教育委員会、学校側と調整を進めている。

説明は以上になる。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

しらた委員 連光寺複合施設の使用料はいつごろ決まるのか。先ほど条例でやった表には載っていないが、どのように設定するのかお聞きする。

麻生コミュニティ・生活課長 連光寺複合館は令和3年から4年にかけて改修工事を行う予定である。それにあわせて条例等でコミュニティルームの料金設定をすることになるので、もう少し後にまた議会の皆様にお知らせする予定である。

しらた委員 そうするとコミュニティホールの部屋の使用料は全部の施設面積を出して割ったから、そのときもう1回全部やり直すのか。その次の鶴牧・落合・南野コミュニティセンターはこの表に載っているが、どう設定するのか。

麻生コミュニティ・生活課長 連光寺福祉館がコミュニティ会館として整備された際に、
今ある三方の森コミュニティ会館や地区市民ホールの料金と同じ単価を採用して、料金設定をしていくことになる。

岩崎委員 トムハウスで市民の意見・要望が2の(2)で出されていて、市が改修の視点を回答されている流れなのか、この要望に対してはどのように解しているのかをお聞きする。

麻生コミュニティ・生活課長 今回利用者、地域の皆様からご要望をいただいた。これの実現に向けて今後設計でどのようなことができるのかを考えながら、精査していきたいと考えている。今ここですぐに全てができるという回答ではなくて、設計の中でもう少し皆さんの意見を詰めながら進めていきたいと考えている。

岩崎委員 そうするとこの要望の例えば中庭に人工芝化と書いているが、例えばそういうこともこれはできる、できないという返し方をする回と日があるのか。

麻生コミュニティ・生活課長 市民の皆様からは中庭の改善で人工芝化をいただいている。費用や施工の関係を考えると、本当にそれができるかどうかはこれから詰めることになる。もしかするとそれにかわるアスファルトで大丈夫かとか土の面も転圧すれば大丈夫といったことももしかすると起こるかもしれない。施設保全課や関係課と調整しながら、また地域や利用者の皆さんと話し合いをしながら進めていきたいと思っている。

岩崎委員 この2を踏まえた改修案が今、市から出されているが、もう少し変わってくる可能性があるのか。

麻生コミュニティ・生活課長 表の中でもお示ししたが、ご意見について検討するとお示ししている。内容についてはまだ若干修正がかかると考えている。

松尾くらしと文化部長 今お手元の3番に上記2を踏まえた主な改修案とある。これは要望の中でそれぞれの視点においてこういう改修内容で検討していこうと取りまとめたものである。この後、具体的な設計に入っていくので、またその段階で詳細は可能、不可能も含めてしっかりと精査していくことになるかと思う。

岩崎委員 それで市民とそごのないように、可能なこともあるが、これはできない

かもしれない、こうなので無理だということもきちんと伝えた上で動いてほしいと要望しておく。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

3、「旧北貝取小学校跡地活用基本方針」と今後の予定について、市側の説明を求める。

松尾くらしと文化部長 旧北貝取小学校跡地の整備事業は、平成30年6月議会の本子ども教育常任委員会からその進め方や基本的な考え方等について説明させていただき、9月議会の補正予算でお認めいただいた基本方針策定に係る経費に基づいて、市民ワークショップ等を開催し、3月議会の子ども教育常任委員会でこの基本方針の案で報告させていただいた。その後、4月に市としてこの基本方針を正式に決定し、6月20日の補正予算で基本・実施設計の経費を計上させていただき、お認めをいただいたところである。

本日は今後の予定を中心に、古谷文化・市民協働課長より説明させていただきたいと思っている。よろしく願います。

古谷文化・市民協働課長 旧北貝取小学校跡地活用基本方針と今後の予定についてご説明をさせていただく。

先ほど来の6月の補正予算ではご審議いただいております。大変ありがとうございます。その際さまざまご質問いただいたところがあり、資料もご紹介したので詳細は省かせていただく。3月の子ども教育常任委員会では、基本方針案を概要に基づいてご説明させていただいていたが、パブリックコメントが実施中だった。パブリックコメントの実施結果と回答は別添資料にあるが、3月7日から29日に実施していて、意見件数は57件頂戴している。その中身は既にその前に市民アンケートやワークショップ、利用者懇談会等で同様のご意見をいただき、基本方針案に反映させていただいたものなので、パブリックコメントを実施した結果、基本方針案を修正することはせず、4月16日の経営会議で方針決定をさせていただいた。

その基本方針に基づいて、2の今後の予定だが、補正予算をお認めいた

いただいた基本設計・実施設計の業務委託料に基づいて、今年の夏に業者の決定をさせていただき、契約着手し、来年度5月ごろまでに基本設計・実施設計を行わせていただきたいと考えている。

同時に今年度は管理運営計画の策定についても着手してまいりたいと思っている。来年度、令和2年度は施設条例の制定、基本設計・実施設計終了後の改修工事費を補正予算でお認めいただき、来年度から再来年度にかけて工事を行ってまいりたいと思っている。来年度はそのほかに指定管理者制度の導入について検討していくと申しているが、指定管理者制度の選定議案の上程もさせていただいて、令和3年度の竣工、開館を考えている。なお竣工、開館の時期は今後の予定の最後の米印に書いてあるように、令和3年9月に東永山複合施設用地と旧多摩ニュータウン事業本部用地の交換が予定されている。今、東永山複合施設は校舎、体育館、グラウンドを利用されているので、こういったところも勘案しつつスムーズに竣工、開館できるように努めてまいりたいと考えている。

以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

続いて先に5、第4次多摩市生涯学習推進計画の策定について、市側の説明を求める。

松尾くらしと文化部長 案件5番目である。平成23年度に策定した第3次生涯学習推進計画の計画期間が令和2年度末で終了することになる。令和元年度、2年度の2カ年をかけて次期生涯学習推進計画の策定に着手したいと考えている。本日は現時点での策定に向けた基本的な進め方やスケジュール等について、古谷文化・市民協働課長から説明させていただく。

古谷文化・市民協働課長 第4次多摩市生涯学習推進計画の策定の今後の予定についてご説明させていただきたいと思う。現在、平成23年度に作成した計画期間10年間の第3次多摩市生涯学習推進計画がある。この計画期間が来年度、令和2年度で終了することになっている。そのため今年度より新たな第

4次多摩市生涯学習推進計画の策定に着手したいと考えている。

策定に当たっての留意事項としては、社会情勢の変化や国の動向、ここで策定された第3期基本計画に掲げられた基盤となる考え方、健幸まちづくりのさらなる推進や3つの重点課題等を考慮して、市民一人ひとりが学びや活動を通じて豊かな生活を送ることができる生涯学習社会の実現に向けて検討を進めたいと考えている。

1の計画策定に向けた基本的な考え方としては、まず3点あるが、1点目は多摩市の地域特性を踏まえて10年間の計画なので、10年後を見据えた計画策定としていきたいと考えている。また、計画の策定プロセスには市民のご意見をいただきたいということで、アンケートやワークショップ等の手法を取り入れて検討を進めていきたいと考えている。

また、3点目として2の項目に関係するが、策定に当たっては学識者や市民委員等で構成される策定委員会と庁内の市長を本部長とする本部会議のもとに課長級の専門委員会がある。この専門委員会での協議を中心に策定を進めたいと考えている。

生涯学習推進計画の策定体制としては、市長を本部長とする（1）生涯学習推進本部会議、（2）生涯学習推進本部専門委員会、課長級の会議体、そのほかに学識者や市民委員で構成される策定委員会の体制で考えている。策定委員会の体制は11名体制で学識者2名、学びあい育ちあい推進審議会から2名、多摩市内で生涯学習に係る活動を行う皆様から4名、教育に関する法人または組織に属する者から1名、公募市民2名で考えている。

また、本計画の策定に当たっては（4）のとおり、第4次多摩市生涯学習推進計画策定支援業務委託を予算でお認めいただいているので、7月に契約させていただいて、その事業者により情報収集分析やワークショップ支援、会議運営、計画策定の市民説明会やパブコメ、計画作成について支援を業務委託でしていただきたいと考えている。

今後のスケジュールは3に書いているとおりである。まず市長を本部長とする本部会議で計画の方針を決定していく。学識者、市民委員で構成される第1回策定委員会を同月開催させていただいて、令和2年度までに通しで9回程度開催したいと考えている。またあわせて策定プロセスへの市

民の意見の反映ということで、今年の9月から10月にかけて市民アンケートの実施、11月には市民ワークショップを実施して、方向性決定、素案決定、市民説明会、パブリックコメント、来年9月ごろに計画策定をしたいと考えている。

以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

岩崎委員 生涯学習がこれからリカレントのことで学び直しや若い方のつまずきを補完する大変重要なことだと認識している。その辺は市も同じかと思うがどうか。

古谷文化・市民協働課長 生涯学習は大変幅広い概念ではあるが、市のさまざまな施策事業があらゆる分野で生涯学習推進計画でひもづけられると認識している。今、岩崎委員がおっしゃった若い方々の孤立の問題も生涯学習で学んだことを地域に返していただくというさまざまな施策を展開していく中では、非常に重要な視点とひもづけていくべきものと認識している。

岩崎委員 この体制だが、今市長が本部長でやっていくと。(1)(2)(3)とあるが、これは時系列でいくと少しずつずれているように見えるが、体制としてどちらが上とか下ではないという認識でいいのか。

古谷文化・市民協働課長 まず(1)と(2)は計画の基本的な方向性は市長を本部長とする本部会議で指示を出させていただきたいと考えている。そこに沿った形で策定委員会と課長級の実働部隊である庁内会議でやりとりをさせていただくが、計画の中心となるのは本部会議で市長が示す方針決定のもとに、策定委員会がまず案を出していくと。その計画の具現化では専門委員会とやりとりをする。また、本部会議、専門委員会の体制も従前の体制から少し見直しをして、今おっしゃったところや地域での学び返しをどのようにするかにも担当する課長級の部署を入れたりして、多少分厚くした形で策定に臨んでまいりたいと考えている。

岩崎委員 どういう方が入るかということだが、公募市民はどういう条件とかを入れて募集をするのか。

古谷文化・市民協働課長 公募市民は多摩市在住、在勤、在学の方々を対象に、18歳以上の方ということでお願いして、たま広報でも募集させていただいている。

論文選考という形でさせていただいている。

そして11名以内と申し上げたが、残りの9名の方々の年齢構成や男女比などを勘案し、論文等の条件を勘案して公募市民の選定に当たりたいと考えている。

岩崎委員 よくあることだが、こういう方たちの間に入ると論文で選考するのがいいか悪いかはまた別だが、なかなかご意見が言えない場合やご意見が言える方しか中に入れられないこともありがちだが、広くいろいろな方に入っていたきたいという趣旨で選んでいただきたいと要望する。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

続いて4、パルテノン多摩大規模改修事業の進捗状況について、市側の説明を求める。

松尾くらしと文化部長 案件4番目である。パルテノン多摩大規模改修事業については、平成30年度は子ども教育常任委員会の所管事務調査として、これまでの進捗状況等を報告、説明させていただいている。議会との情報共有に努めてきた。3月議会の子ども教育常任委員会では、パルテノン多摩の基本設計の概要と今後の管理運営計画の策定スケジュール等について説明させていただいた。

本日は3月の子ども教育常任委員会でご要望のあったパルテノン多摩大規模改修基本設計でのパース画と管理運営計画の策定の取り組み状況、リニューアル後のパルテノン多摩の指定管理者となる多摩市文化振興財団のパートナーである民間事業者の選定について、立花文化施策担当課長から説明させていただく。

立花文化施策担当課長 本日はパルテノン多摩関係で資料を4点提出させていただいている。まず1点目はパースで、今年度に入って3月に基本設計が終了したので、現在実施設計を進めている。基本設計の段階で3月の子ども教育常任委員会でもお話があったが、皆さんでイメージを共有するというので、あくまでイメージであるが、パースを用意させていただいた。1枚目が大

ホールである。あくまでイメージだが、椅子は今は1列に直線上に並んでいるものを千鳥配置にしたり、あるいは壁にリブと言うのだが、格子状のものが入ったりということで、鑑賞条件をよくする音や見え方を中心に改修していくことになる。

それ以外の改修内容は3月の議会でも基本設計内容で説明させていただいたので、ここでは省略させていただく。

2枚目、3枚目が2階のエントランス、ロビーからホールなどのホワイエに入る場所である。下に図面があるが、赤い部分から出たところである。2枚目は大ホール、床の部分にぎざぎざに色が違っているところが、今現在壁が立っている。この壁を撤去して一帯を広い1つの空間にしていくところで、基本計画に沿って今設計を進めている。大ホールにわかりやすいしつらえを施したり、広さの表現、いつでも来て座って休める場所、いろいろな形で使える自由な空間でイメージしている。

3枚目はその右側で2階に入って博物館側になる。広い空間で今現在は正面に入ってUターンしたところに総合案内があるが、入り口正面に総合案内を移設したいと考えている。その右側にあるギャラリーが中の活動が見える形にしていく、あるいは博物館スペースを外からも見えるスペースにしていく改修になる。

次の5ページ目は4階の子ども広場のイメージになる。今間仕切り、壁があるところをほぼ壁を取り壊して、広い立体的な空間をつくり、大きな遊具も含めて、子どもたちの遊び、学び、交流のスペースにしていきたいという今のイメージである。

最後は4階の公園から子どもエリア、スペースに入る入り口の部分である。今現在はカフェになっていて出入りがわかりにくいところもある。今後中央公園、図書館の整備で一体的につながりを持つということでわかりやすい出入り口、公園も一体的な使い方をしていくところでのイメージになる。

以上、基本設計段階ではあるが、パースを用意させていただいた。

続いて、2つ目の資料で管理運営計画策定委員会という資料も提出させていただいた。管理運営計画はハードの部分は設計が進んでいるが、今後

はリニューアル後の管理運営についてソフトの部分で具体的にどういうルールで運営していこうかという議論が中心になってくる。今年度に入って管理運営計画策定委員会、専門家、市民の方々、活動団体の方々、多くの方に入っただき、総勢20名の委員会で今議論をスタートしたところである。

委員会のつくりとしては20名だが、それぞれ管理運営計画の分科会、並行して今現在市の文化施策の本部になっている多摩市の文化芸術振興方針があるが、これを見直すための分科会、この2つの分科会に分けて議論を進めている。

内容は資料の上にある管理運営計画と1つの計画ではなくて、開館時間や休館日等を定めた運営計画、事業計画、どういった事業を展開していくか、貸し館計画、使用料をどうしていくか、予約の方法をどうするかといった具体的な施設の活用についてのルールを決めていくところで、今現在は8つないし9つの計画を総合して管理運営計画と呼ぶと考えている。

従来市民ワークショップをここ数年来開催してきたが、その中でも管理運営に関する多くの市民の方の意見をいただいている。これを踏まえながら具体的なルールとして整理していきたいと考えている。

今年度の目標は管理運営計画の分科会が最後は全体会で取りまとめるが、管理運営計画とこれに基づく多摩市立複合文化施設条例、施設の設置条例の改正を目指して議論を進めていきたいと考えている。

一方で文化方針は今現在の文化方針の見直し、今後方針を見直していくのか、あるいはこの方針を条例化していくのか、具体的な計画はどうするのか、市全体の文化施策としての進め方を議論していきたいと考えている。

別紙で第1回目の計画策定委員会の資料をおつけしたが、ちょうど昨日第1回目の管理運営計画の分科会を開催した。具体的に管理運営に関する意見を活発にいただいている。内容はまたホームページ等で記録等はアップさせていただきたいと思うので、適時ごらんいただければと思うが、障がいをお持ちの当事者の方も参加する中で、本当に具体的な、私が使うとしたらこういうルールになってほしいという思いを込めたご意見をたくさん頂戴している。こういった意見をまとめて計画化を進めていきたいと考

えている。

資料の3枚目が文化振興財団で協働事業体の民間パートナー募集に関する公募型プロポーザルの実施概要という資料があるが、よろしいか。こちらは文化振興財団の資料だが、リニューアル後の指定管理者、管理運営者としては文化振興財団と民間事業者の協働事業体で行うことを決定させていただいている。このことは平成30年11月から平成31年1月にかけて子ども教育常任委員会にご報告させていただき、意見交換を経て、1月25日の子ども教育常任委員会勉強会でも確認した。休館となる令和2年4月から令和3年12月までは、この協働事業体を対象に休館中も指定管理ではなく業務委託という形で多摩市の文化振興事業、施設改修についての助言等を委託していきたいと考えている。

資料はプロポーザルで、協働事業体を設立するために文化振興財団が民間事業者の公募をプロポーザル方式で行っている。概要スケジュールをごらんいただくと4月26日から5月20日にかけて既に行った部分だが、公開サウンディングということで、この公募プロポーザルに関する民間事業者の方々の意見を募ることを行った。11社参加いただいている。今後その意見を踏まえて、7月1日から具体的に公募を行っていくということで、8月16日に二次審査、8月下旬には結果を出していきたいということである。

この審査だが、審査委員として各公共ホールや博物館等の専門家のほかに市民の団体の方等にも入っていただき、あるいは市の職員も参加させていただき、選定を行っていただきたいと考えている。ここで選定された民間事業者と文化振興財団は選定後に協議を行って、12月中に協定を結び、具体的にその協議体をつくっていくことになる。

最後に資料のスケジュールをごらんいただきたいが、パルテノン多摩改修後の管理運営に向けての動きについて、A4横のスケジュールを提出した。全体像の確認だが、基本・実施設計は今年の11月末で終了する予定である。この表の一番上だが、その基本・実施設計に基づいて12月議会では今回の改修工事の補正予算を計上させていただきたいと考えている。

事務手続、契約手続を経て来年6月には工事議決をお願いして、施工に

入るということで、休館は全1年11か月となっている。

その下の管理運営計画分科会、文化方針検討分科会はソフトだが、ご説明したとおりで来年2月に計画を策定したいと考えている。この計画に基づいて3月には複合文化施設条例、設置条例の議決をいただき、設置条例に基づいて来年度6月から指定管理者の選定作業に入っていきたいと考えている。指定管理者の議決が来年12月、工事終了後、準備期間を経て指定管理が開始される形になっている。

文化振興財団も12月に協働事業体を立ち上げて、休館の間は業務を進めながら指定管理者に選定される準備を進め、指定管理者として業務を開始する形である。

一番下にCMAに向けての動きとある。図書館本館、多摩中央公園あわせて事業が進んでいるが、一体的にこの多摩中央公園一帯を活性化させていこうという目標のもとに、今回立ち上げる協働事業体もそのCMAの準備会に参加していく段取りになっている。

全体像は以上のような形である。パルテノン多摩の改修事業についての報告は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。

この際暫時休憩とする。

午後 3時07分 休憩

午後 3時25分 再開

いいじま委員長 それでは、引き続き協議会を進める。

4番、パルテノン多摩大規模改修事業の進捗状況についての質疑からである。質疑はないか。

しらた委員 この改修をしていることによって、今後のランニングコストは削減できるとか、環境にいいことや何かやっていくことはあるのか。

立花文化施策担当課長 まずランニングコストだが、先ほどご説明させていただいた管理運営計画の資料をごらんいただくと、組織計画や収支計画、修繕計画という計画がある。どういう組織体で対応する必要があるのか、そもそも具体的にどういう事業をどこで行っていくのか、それに対応するためにはどう

いう組織体でいくのか、あるいはどういう機器が入ったらどういう修繕計画でいくのか、これから具体化していくことになる。もちろん目標としては当初総事業費の低減化も附帯決議でいただいているが、あわせてランニングコストの低減化も当然追求していつている。

施設設備の点で申し上げますと、3月にも報告したが、基本設計の中で例えば電気の関係や大ホールの改修には今天井から吹き下げて、あの空間全体を冷やしたり温めたりしているが、床から吹き上げることで人間のいる空間だけで済むと。そういうことによって大分コストも下がってくるだろうといったハード的な工夫と、今後は運営上でどう効率化を図っていくか検討していきたいと考えている。

環境の関係は先ほど申し上げたエネルギー効率をよくしていくことで、昭和62年から考えるとLEDも各機器も効率的に大分進んでいるので、エネルギー効率はよくなる。あわせて現時点で太陽光パネルを1個設置することで、ああいう大きい施設だから電気を大幅に賄えるわけではないが、一部そういった活用をしながら全体的に効率的なことで環境に配慮していきたいと考えている。

しらた委員 何キロワットぐらいのものをつける予定か。

奥空複合文化施設改修担当課長 太陽光発電設備だが、現在基本設計の中では10キロワット相当の太陽光パネルを設置する予定となっている。

しらた委員 それは蓄電システムや費用なども大体概算で出ているのか。

奥空複合文化施設改修担当課長 蓄電池設備は従来施設が使う電気量を発電が上回った場合に蓄電をするものなので、今回はそこまで上回るものは設置していないので、蓄電は設置をする予定は考えていない。また、太陽光パネルの設置費用はあくまで基本設計の概算になるが、全て架台等を含めて2,000万円余りの費用がかかると見込んでいる。

岩崎委員 このパースだが、これを見た人がこうなると思ったらまずいけど、こんな感じになると思うと、これはどういうふうに見たらいいのか。

立花文化施策担当課長 このパースにも書いてあるが、イメージということで例えば大ホールをごらんいただくとイメージパースであると、壁面のリブのパターンや色彩等の詳細は検討中だが、そういうリブを設けていく、あるいはよく

見ていただくと上にいくに連れて壁面が少し絞られて斜めになっている。それは音の反響を勘案して設計上で今進めている。そういったところはそうしていく。ただ、色や椅子の材質まではまだ決まっていないと。あくまでもイメージとしてこういったホールにしていくイメージを共有するための絵がパースである。

岩崎委員 そうすると2階が2方向からのものが出ている。博物館側と大ホール側になっている。ここで着目すると椅子の配置や色の感じではなく、人がどう動くかでなく平面、全部のバリアがとれたと見たほうがいいのか。

立花文化施策担当課長 イメージパースなので、今入ったときに例えば大ホール側の入り口を正面から入ると正面に壁になっている。その壁の右側にロビーが広がっているが、正面入ってすぐこういうぱっと開けた姿が目に入ってくるといイメージをお伝えしたい。今までも入ると暗いと指摘されているが、その明るさ、雰囲気、イメージ、こういうことを目指して管理運営の中でどうやって日常的に皆さんに集まっていただくか、どういう活用をしていくか具体化して、これはたまたま大ホールを使っているときの絵、イメージだが、使っていないときも椅子のあたりに座って休んでいる方がいると想像させるイメージでつくらせていただいている。

岩崎委員 そうすると4階の遊具もここにはあるが、まだこう決まっていないことと、もう1つ出たところの遊具、公園の今の水の場所かわからないが、そこに遊具を置くことは決まっているが、どんな遊具を置くか決まっていないということでもいいのか。

立花文化施策担当課長 まず4階だが、今お話のあったとおり設置する遊具や子どもが裸足でみんな遊んでいるが、どういう形で仕切っていくかについてこれから検討するのと今、子ども青少年部で運営事業者の募集を始めようとしているので、その事業者のご意見をいただいた中で、これを具体化していきたいと考えている。

ただ、広く使えることになるので、子どもたちが伸び伸び楽しく遊べることは大きなポイントだと思う。そういう中で集まってきた子どもたちにいろいろな形で働きかけができるだろうということで、ここのイメージにしている。遊具は決まったものではなくて、あくまでもイメージになる。

5階は見ていただくとちょうど敷地が公園部分とパルテノン多摩部分が分かれてわかるようになっているが、今の遊具が置いてあるのは公園部分である。一体的にここを活用していく流れの中で、環境部と連携しながらどこにどういうものを配置したらいいのかを、公園とパルテノン多摩の垣根なく望ましい形を連携しながら進めていこうという1つのイメージとして載せさせていただいた。

岩崎委員　　つまり私が今までも何度も言っていたが、連携はお願いする、イメージはこれがゴールではないが、いろいろな視点を考えてこれになる可能性があることでやっていくということか。ありがとう。

本間委員　　この大ホールの次のパースだが、向かって左がホワイエがあるほうという感じで見ればいいのか。

立花文化施策担当課長　今ちょうど下の平面図を見ていただくと赤くしたところが見えているエリアである。向かって2階のペDESTリアンデッキの左側の入り口を入れて、正面を見ているところだが、その正面が今でいうホワイエの位置になる。

松尾くらしと文化部長　点のところに自分が立って見ているという。なので左側が大ホールの入り口になる。

本間委員　　左が階段があって、階段をおりるとモニュメントがある。あの辺は今までと同じで変わらないのか。

立花文化施策担当課長　下におりた部分は特に大きな変更は今予定していない。ちょうど絵をごらんいただくと左側に車椅子の方がお二人描いてあるが、このちょうど先に新しく設置するエレベーターができる予定である。そのエレベーターに乗っていただくと階段下の部分におりられたり、さらにその下のトイレにもおりられる、そのさらに下に楽屋があるが、そこにもおりられるということで、2階のペDESTリアンデッキから全てのフロアにエレベーターで行ける形になる。

本間委員　　トイレに行くためのエレベーターの入り口があるということか。

立花文化施策担当課長　エレベーターは1基だが、トイレに行くときもそのエレベーターに乗って、例えば中通路に車椅子で見えたら、ご自分でエレベーターに乗って、トイレまで行けるということである。

本間委員 ホールの一番下の椅子もちろん行けると。

立花文化施策担当課長 そのとおりである。

しらた委員 1階の写真を見たら一番暗くて危ないところとか、事務所のあるところは全然変わらないのか。

立花文化施策担当課長 これはパースなので1階のパースはつくっていないが、3月の子ども教育常任委員会の際に平面図で全フロアをお示しして説明したが、1階は事務室はそれほど大きくは変わらないが、1階の受付で貸し室の受付をやっているが、これも2階の総合案内に集約していこうとなっている。そのかわりに練習室をお使いいただいている方々が、今着がえる場所がなくてなかなか大変だということがあるので、更衣室はかなり大きくしている。あと練習室が人気が高くて、これからニーズも高いということで、第5収蔵庫を練習室にふやしているところである。

本間委員 オルゴールの配置場所はどこを検討しているか。

立花文化施策担当課長 自動演奏楽器は3月の子ども教育常任委員会でご報告したが、いろいろ動きがある中で、まず決まり事はパルテノン多摩と図書館のそれぞれオープンスペースに自動演奏楽器を設置して活用していこうという方針に決定している。パルテノン多摩の4階部分は先ほどパースで見ていただいたように子どものエリアでオープンスペースにするが、今、具体的に検討している中では2階のロビー周辺、ホワイエと一体になっているので、そういったところで活用していきたいと考えている。

本間委員 まだ置く場所は決まっていないが、2階に何台など、おおまかな配置はまだ決まっていないのか。

立花文化施策担当課長 今その辺も図書館新館ができるが、そちらと両方になるので、台数はまだ確定までは至っていない。具体的にどれをどこに置くか検討中となっている。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

6、多摩市立温水プール改修工事基本実施設計の経過状況については、

先ほど陳情にあわせてご説明をしていただいた。

7、多摩市スポーツ推進計画策定における状況報告について、市側の説明を求める。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 スポーツ推進計画の策定状況についてご報告する。

これまでも議会にはご報告してきたが、年内の策定を目指して作業を進めている多摩市スポーツ推進計画の策定状況について報告するものである。詳細は鈴木スポーツ振興課長から行う。

鈴木スポーツ振興課長 それでは、計画策定の状況で資料をごらんいただきながら説明させていただきます。

まず、現在の進捗状況である。昨年、今年度2カ年かけて計画の策定を進めている。策定の段階では庁内の課長級で構成するスポーツ推進計画検討委員会、学識、市民等で構成するスポーツ推進審議会でご議論いただき、いろいろな声を拾うところでは昨年の9月から10月に市民アンケート、小中学生のアンケート調査も実施している。秋にはグループヒアリング、ワークショップなども行って、その結果について昨年の12月議会で子ども教育常任委員会でご報告させていただいている。

年度が変わってつい先月、庁内のスポーツ推進計画検討委員会を行って、6月に今年度1回目の推進審議会でも検討いただいた。

2番目として今の計画書構成の予定である。今3部構成で考えている。まず最初はスポーツ推進計画とはということで、計画策定の趣旨や計画の位置づけ、本計画の構成・期間は来年令和2年からスタートして、10年間の計画と考えている。そこにはスポーツの定義を幅広く定義する予定だが、そういったものも盛り込まれている。

第2部は基本理念・目標で、多摩市におけるスポーツの特徴、基本理念・目標を第2部で検討している。

第3部では施策の展開で、体系、具体的な展開図、展開の中ではよりわかりやすくということで参考事例等をコラムで挿入して、わかりやすさを目指していきたいと考えている。

最後にそれを下支えする実現化方策を示していきたいと考えている。

今後の予定だが、この後夏場にかけて庁内の検討委員会、スポーツ推進審議会でも集中的にご議論、来月下旬にはスポーツ関係団体ということで、多摩市体育協会、スポーツ推進委員と素案をもとにヒアリングを行わせていただきたいと思っている。8月には素案について庁内の意見照会等を行いながら、9月にはこの子ども教育常任委員会で素案を報告して、意見を頂戴したい。それを経てパブリックコメント、秋には審議会等から答申等をいただいた中で、12月には計画決定して、12月の子ども教育常任委員会ではそのご報告をしていくというのが今のスケジュール案である。

説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

8、東京2020テストイベントREADY STEADY TOKYO
Oー自転車競技(ロード)に関する状況報告について、市側の説明を求める。

小林オリンピック・パラリンピック(兼)スポーツ振興担当部長 来年の7月24日金曜日から8月9日日曜日までの17日間にわたって東京で開催されるオリンピック大会だが、本日であと393日となった。先日発表された聖火リレーの日程によると、多摩市の聖火リレーは7月11日土曜日の1番目となった。また、チケットの申し込みや抽せん結果の発表、聖火リレーランナーなどの応募も始まり、次第にオリンピックの開催が近づいていると実感できるようになってきたところである。

多摩市では自転車競技ロードレースのコースが設定されていて、来年は7月25日土曜日と26日の日曜日にトップレーサーが武蔵野の森公園から富士スピードウェイまでを目指して、多摩市内を駆け抜けるということである。この開催に当たって1年前の7月21日日曜日に自転車競技(ロード)のテストイベントが実施されるので、その取り組み状況について報告するものである。

なお、その報告に先立って6月20日のたま広報に折り込んだ開催イベ

ントのチラシがあるが、こちらのイラストがロードレースと異なるものだというご指摘もあった。今、ホームページに掲載しているデータは別のものに差しかえている。大変失礼した。

詳細は齊藤オリンピック・パラリンピック推進室長から説明する。

齊藤オリンピック・パラリンピック推進室長 それでは、資料に基づいて説明させていただく。東京2020テストイベントREADY STEADY TOKYOー自転車競技（ロード）に関する状況報告である。多摩市コースサポーターの募集、応募状況である。今回は市民枠ということで公募枠と大学連携枠ということで、大学生市内の6大学からご推薦いただいた学生さんと分けて応募をかけている。募集人数は市民公募枠が178名、応募人数は185名であった。大学連携枠は募集人員と応募人員が同じく同数100になっている。内訳はお手元資料のとおりである。

決定方法は一般公募枠は募集に対して応募のほうが多かったので、抽せんさせていただいて178名を決定させていただいた。2名辞退で落選5名の内容である。大学連携枠は各大学定員割を相談して、定員の数に基づいて各大学内で選考を行って決定している。

今後の予定は7月6日、テストイベントの活動説明会を組織委員会が行う。場所や時間、コースサポーターの方々へのご案内をさせていただいて、説明会の内容、説明者は組織委員会が行うと準備を進めている。7月21日にテストイベント開催である。

次のページに移ってほしい。テストイベント時の市内各団体の協力について、ご報告させていただく。1つ目が多摩市医師会の有志の方々による救護所の設置を考えている。2つ目は東京多摩グリーンロータリークラブの皆様による東京水の配布とあわせて熱中症予防の声かけをしていただく。3つ目は外国人おもてなし語学ボランティア育成講座修了後、アフターサークルなどで活動されている皆様を中心に、多摩センター駅周辺での来街者のアテンド、ご案内のご協力をいただくことになっている。最後は多摩市赤十字奉仕団によるコース規制前に道路清掃の活動をしていただくという報告を頂戴している。

続いてテストイベントの開催に伴う交通規制だが、先日サイドブックス

にアップロードしているので、資料のとおりである。

説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

9、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運醸成の取組について、市側の説明を求める。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 本年4月以降の機運醸成の取り組みについて、齊藤オリンピック・パラリンピック推進室長より説明する。

齊藤オリンピック・パラリンピック推進室長 資料に基づいて説明させていただく。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運醸成の取組である。

1つ目は関戸公民館のある同じフロアにオリンピック・パラリンピック準備推進室と名前をかえて移転している。それに伴って関戸公民館市民ロビーのガラス窓にうっすらだが、一番下に室名表示を掲出させていただいたというご報告である。

次に庁用車のラッピングである。機運醸成を目的にリースで7月1日から運用を予定している車である。業務上市内を走ることによって少しでも市民の方の目にとまってオリンピック・パラリンピック、特にロードレース会場ということで多摩市に来るので、そうした文言も車体に掲載しながら今後1年間機運醸成を図っていきたい。掲載内容等についてはお手元の資料のとおりである。

次のページに移って、東京2020オリンピックエンブレムの入ったうちわを今回2,000本つくって、来月7月21日はテストイベントである。実際の本番は1年後、先ほど部長から申し上げたとおり7月25日、開会式の翌日が男子レース、翌日が女子レースであるので、周知を今後うちわをつくって、各イベントでお配りしながら機運の醸成とあわせて取り組んでいきたい。

続いて次のページで国士館大学の連携事業ということで、国士館大学とは2020東京オリンピック・パラリンピックに向けた協定を締結している。今年度も今年3月にパルテノン多摩小ホールで開催した自転車関係のトップアスリートのイベント、講演会、今年の9月29日にヴィータホール、年明け3月21日にパルテノン多摩小ホールを使用して、9月はパラリンピックに関連した講演会、3月はオリンピックに関連する講演会で、国士館大学と連携しながら開催していきたいと考えている。

2つ目、ラジオ体操教室、昨年に引き続き市内のコミュニティセンター9館を中心に、地域の要望にあわせた形で国士館大学の新体操部の先生方に講師になっていただいて、ラジオ体操のいろいろな動きの確認や正確な動きを市民の方々に覚えていただくものを今年度も実施していきたいと考えている。

続いて5番、「自転車競技ロードレース応援イベント～東京2020開催まであと1年！～」と題して、テストイベント当日、7月21日にコースの沿道にある多摩大学多摩キャンパスで、今年の1月に協定を結ばせていただいた市内6大学、多摩市オリンピック・パラリンピック大学連携協議会で主催して、このイベントを開催すると。ロードレースのテストイベントの応援、来年の本大会に向けた機運醸成を図っていくということで、今準備している。

6番の東京2020オリンピック自転車競技ロードレース8市連携事業で、都内の自治体8市がコースになっている。その8市で連携して合同でPR映像をつくっている。そのPR映像を下の(2)でお示ししているイベントのとき、プレスの方を中心にお披露目させていただいて、そこからテストイベントはもちろんだが、本大会、オリンピックに向けて広く多摩地域、多摩市の魅力やコースの紹介を行っていきたいということで、準備を進めている。

次のページで7である。「一緒に盛り上がり！東京2020オリンピック・パラリンピック説明会 in TAMA」ということで、これまでも自治連合会の総会などに幾つか呼ばれてご説明をしているが、市民の方々に広くという機会がなかったので、7月11日に関戸公民館ヴィータホール

を使用して、これまでの多摩市の取り組みや、ここまで決まっているオリンピック・パラリンピックの概要をご説明させていただきたいと、この会の準備を進めている。

8番、シティセールス担当が実施している東京2020大会自転車競技ロードレース大会の機運醸成施策ということで、4つある。1つ目が地域のイベントでのPRで、4月7日と5月5日にそれぞれチラシの配布や出店を行っている。続いて市民参加型のイベントは、先週の土曜日、日曜日に午前午後の枠を使って、市内コミュニティセンター4館でこのイベントを開催している。私も出席したが、結構盛況でお越しいただいた方には感謝している。最後に7月13日、ロードレースのテストイベントの前の週にパルテノン多摩の市民ギャラリーを使って、もう一度市民参加型イベントを開催する予定である。

続いて広告PRの実施ということでごらんになっている方もいらっしゃると思うが、京王線、小田急線の中張り広告にロードレースのPR、周知を図るということで、啓発の広告を出稿している。

最後に(4)ロードレース応援機運醸成ツールとして、小冊子をA4サイズ8ページのものをつくって、先ほどご説明した市民参加型イベントでも配布するとともに、こちらにも掲載している市内小・中学校の児童生徒の皆さんにテストイベント前に配布させていただく。市内の商店街、地域のイベント、自治会を通じた回覧で市民の方々にもロードレースの観戦ガイドのような内容になっているので、見ていただいて、ぜひともごらんいただきたいという段取りで進めていきたいと思っている。

最後である。「多摩市立永山公民館から発信！東京2020オリンピック・パラリンピック展」ということで、7月5日から12日、7月19日から26日、永山公民館の3階ギャラリーを使って、東京2020大会と昭和39年、1964年の東京オリンピックに関する展示ということで、市民の方々にごらんいただくということで準備を進めている。

説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

しらた委員 関戸公民館にカッティングシートで張ったとか、車のラッピングとかう

ちわの財源はどこからか、全部東京都からか。

齊藤オリンピック・パラリンピック推進室長 ラッピングと公民館のガラスの張り込みは多摩市の一般財源で対応している。うちわは一部補助金を充当する方向で調整させていただいている。補助金額は示されているが、どこに充当するかは今精査しているところである。

しらた委員 啓発のために小冊子をつくるのは、どこから出ているのか。ロードレースの応援機運助成ツールの作成というところ。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 申しわけない、こちらはシティセールスが担当している。財源の充当はまた後でお知らせする。

本間委員 報告のPRで中づり広告というのがあるが、相当な金額が必要になると思うが、財源等幾らかかるのか教えてほしい。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 シティセールスが担当しているので、申しわけないが、改めて情報提供させていただきたい。

本間委員 後でよろしく願います。庁用車のラッピングだが、この青い車をレンタルする、リースで借りるということだと思うが、その車に東京2020がついてくると。例えば今ある庁用車にこれだけびたっとマグネットみたいなので張ったりとかそんなことは考えられないか。

齊藤オリンピック・パラリンピック推進室長 ごらんいただくとおり、東京2020で五輪マークがあって、東京2020パラリンピックのマークがあって、これはエンブレムと言う。このエンブレムをのせるときには全て組織委員会に、こういう車で、こういう形で、これぐらいの大きさを掲載することについて申請を出す。了解がとれるとこういう形で入れる。以前もご説明したアンプッシュマーケティングということで、車は必ずトヨタでなければいけない。なおかつ組織委員会が見た中で、タイヤは何々じゃなきゃいけない、だから、今回書いたりしているが、このぐらいの大きさを、この内容でと全部向こうと調整しながら、初めてそれでいいというお答えをいただく。今ある車、例えばトヨタの車で数年たっているもので、ラッピングだけつくってやるというのはハードルが高いところがあって、それを前提にして今回はトヨタの車で、リースで、ある程度人数も乗れて、荷物も積めて、作業性がよくてと相談させていただいて、シエンタにした。経済比較した

中でリースという対応にさせていただいたという経緯がある。

本間委員

このマーク、エンブレムを使うのはすごく大変だというのは、私自身が五輪音頭の踊りを教えてもらうのに、チラシをつくるのにこういうものを入れられないかといったら、そちらのほうにお伺いを立てて1カ月ぐらいはかかるみたいなことを言われて、使えるかどうかもわからないところで、せっかく宣伝しようと思っているのにハードルが高過ぎて、すごく問題あるなど感じているが、カメラは何じゃなきゃいけないとかいろいろあるので、そういう中でやっていくのは大変だということは感じている。

いろいろイベントとかいっぱい考えていただいているのはわかるが、もう少し日ごろの庶民のといったところでは、身近に目に触れたりするといっている。このうちわは1,000枚とおっしゃっていたか。

齊藤オリンピック・パラリンピック推進室長 表面で白と色つきとあるが、各1,000枚で合計2,000枚の購入を予定している。

本間委員

これはなくなったらもっとふやすことも考えられるのか。

齊藤オリンピック・パラリンピック推進室長 本来うちわは通常のオリンピック・パラリンピックの商品としてあった。裏面に自転車ロードレースのご案内を載せていただくことになったが、これはもともとなかった、本来は売っているオフィシャル商品のうちわがあるからだめだという前提だったが、市民の方々に周知していくのにチラシであると見て、そのまま捨てる方も多い。そうではなくて2020年の大会に向けて、お手元にとって、日ごろ使うもの、すぐに捨てるものではないという中に情報が入っていると周知が広がるということで、去年の秋に東京都を通じて組織委員会のブランド管理部にお邪魔して、このうちわをつくらせてもらえないかをご相談した。今回組織委員会からもともとうちわをつくっている会社にも説明いただいて、いいということだったので、今回まず1回はある。ただ、次回以降までのお約束はできないという回答をいただいている。

本間委員

これはいつどこで配るのか。

齊藤オリンピック・パラリンピック推進室長 これを示されたのが今年度に入ってからで、本来はロードレースのテストイベントに向けて間に合うような形にしたかったが、急いでとお願いしているが、最初の回答が遅かったのでテストイ

ベントに間に合うかどうかは不確定である。ただ、それを予定している。それ以外にそれぞれの市内で例えば9月29日、パラリンピックに関連する講演会を関戸公民館で開催する。3月にはパルテノン多摩小ホールでオリンピック、それ以外にも各イベント等があるので、来ていただいた市民の方々中心に配布して、機運醸成とあわせて周知を図っていくためのツールとして使用していきたいと考えている。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

10、令和元年度第1回子ども・子育て会議の概要について、市側の説明を求める。

芳野子ども青少年部長 始まる前にお願いがある。令和元年度の第1回子ども・子育て会議の概要だが、内容は各担当課長よりご説明することになるが、その進行に当たって実はこの概要に幼児保育の無償化の部分がある。その部分は後ほど出てくるNo.12から17で一括で集中的にご説明をさせていただければというお願いである。

また、この概要の(17)に子育て総合センターのことが書いてある。このことはNo.19でご説明させていただければと思う。

この子ども・子育て会議の報告事項の次第をごらんいただくとわかるが、報告事項でアンダーラインがかかって、太字になっている部分がある。そこだけを子ども・子育て会議で報告させていただいて、ほかの部分は数字的なものでもしごらんになってご質問があれば承りたいと思っているので、アンダーラインがあるところだけでご説明させていただければと思うが、いかがか、よろしいか。

いいじま委員長 よろしいか。そのようにお願いします。

芳野子ども青少年部長 ありがとう。それでは、令和元年度第1回子ども・子育て会議の概要について、最初の審査事項、令和元年度待機児童対策になる。それに絡んでまず報告事項(1)認可保育所等の平成31年度4月入所の待機児童状況についてから、順次担当課長より説明をさせていただきたいと思う。

よろしく願います。

松崎子育て支援課長 認可保育所等平成31年4月入所の待機児童状況について報告をさせていただきます。表を見てほしい。平成31年4月の入所は新規申請者が合計717名であった。新規入所者は505人になっている。認可保育所に入所申し込みしたけれども、入ることができなかった方々の数が旧定義のカウント方法で212名いらっしやった。昨年度は187人という数字であった。その旧定義のカウントから認証保育所や定期利用保育、企業主導型保育、幼稚園、私的理由などのカウントを差し引いて、新定義というカウント方法の人数が今年度77人という数である。こちらが待機児童数という数である。昨年度は83名で、今年度は昨年度より6名減少する状況になった。

ただ、依然として表の1歳、2歳児をごらんいただくとほかの年齢に比べて申請の申し込み数も多い、かつ待機児童数も多くなっている特徴が出ている。こちらの説明は以上になる。

続いて審議事項の(1)令和元年度の待機児童対策の報告を室井課長からお願いしたいと思う。

室井子育て・若者政策担当課長 審議事項(1)令和元年度以降の待機児童対策についてご説明させていただく。審議資料(1)に基づいて今年度以降に予定している待機児童対策について説明を行い、ご審議いただいた。

本年11月の開所予定の企業主導型保育所、緊急対策として来年4月開所を目指す関戸4丁目と関戸2丁目の認可保育所、令和3年4月開設を目指す多摩センター法務局跡地を活用した認可保育所について説明させていただいた。

説明では賃貸物件に対する施設整備費や開設前賃料等への補助の新設の必要性や、関戸2丁目の案件は商業地域に位置して、風営法の許可を得て営業している店が50メートル以内にあり、認可保育所が法律で保全施設に位置づけられて、それにかかる出店規制の関係が生じるところで、商業ビルオーナーに事前説明を行いながら、開設を目指すことなどを説明した。

なお、この子ども・子育て会議の後、6月6日及び6月9日に実際説明会を開いて、運営予定の事業者、設計事業者と市の3者で説明させていた

だいた。

審議の中では特段の質問やご意見をいただかず了承された。審議事項（１）の説明は以上である。

続いて、審議事項（３）の説明をさせていただく。次期子ども・子育て支援事業計画の策定についてである。まず今年度は子ども・若者支援を包含した計画策定を行うため、子ども・若者に関する施策検討懇談会から代表１名、子ども・若者問題の専門家１名、合計２名の方に関係者としてご参加いただくこととなっている。事務局から審議資料３－１に基づいて４つの基本方針をベースとした施策体系及び事業について、課長級による専門委員会で検討した案として説明した。

案の作成に当たっては５月２９日に決定した第五次多摩市総合計画の第３期基本計画を踏襲しながら検討したこと、今後施策体系等に基づき計画の文書を作成していくことをあわせて説明した。

審議資料３－２では昨年行ったニーズ調査結果を活用し、国の定める手引きにそのまま従って算出した今後５年間の教育・保育の量の見込みについて速報値として報告するとともに、このままでは現状の数値との乖離が大きいため、申し込み率等の実績、女性の就業率の伸び、その他必要な補正を行う方針について説明し、審議をしていただいた。審議の中では委員からの意見等は特になく、関係者から子どもの意見を聞く要素が欲しい、生きる、食べる、育つ、学ぶなど生活する目線でのインデックスをつけてはどうかといった意見をいただいた。

審議事項（３）の説明は以上となる。

植田児童青少年課長 続いて学童クラブの平成３１年４月入所の待機児童状況についてご報告させていただく。資料は一番下の欄が平成３０年度の統計となっていて、その一段下段が平成３１年度の合計になっている。平成３１年度の合計では、施設定員が１,８６１人で、前年度に比べて９０人プラスになっている。それに対して申請数は平成３１年度が１,７８８人。

芳野子ども青少年部長 報告資料の９番である。

植田児童青少年課長 下から２行目を見てほしい。平成３１年度の合計の申請数は１,７８８人で、前年度に比べて６５人プラスになっている。在籍の児童合

計は平成31年度合計が1,709人で、前年度に比べて111人のプラスになっている。

これに対して中ほど自宅待機者の計を見てほしい。平成31年度合計が自宅待機が37人出ている。前年度が80人なので43人のマイナスで半減しているところがわかるかと思っている。

その後は第2希望以降への入所者で34人、前年度と比べて41人で少しマイナスになっている状況。

自宅待機ではランドセル来館の登録者では平成31年度合計が12人で、前年度に比べて減っている状況になっている。

説明は以上である。

室井子育て・若者政策担当課長 次に報告事項11について説明させていただくので、報告資料11をごらんいただけるか。パルテノン多摩で実施する大規模改修後に4階西側エリアで実施する子育て支援事業について、約4年半契約での事業所をプロポーザル方式により選出する。主な事業の開始は令和4年3月予定だが、事業実施エリアのしつらえ等に対する意見を求めるため、本年10月に事業者を選定することを目的に実施方針を定め、スケジュールを中心に子ども・子育て会議へ報告した。価格競争の視点ではなく、限られた事業経費の中で企画内容等を審査し、選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、実務者、市民、税理士を含めた審査会を設置の上、所定の手続を踏みながら進めていくが、その後の調整で若干スケジュールの変更を行いながら募集を始め、2回の審査会を経て10月に事業者を選定する予定である。なお変更した日程は公示が6月26日から7月1日、募集締め切りが7月16日から7月19日、提案書締め切りが8月19日から8月22日と変更して、今後手続を進めていく予定となる。

続いて報告事項12について説明させていただくので、報告資料12をごらんいただけるか。

子ども・若者育成事業では平成30年度ひきこもりに関する講演会を2回開催して、あわせて91名の参加、子どもの貧困に関する講演会を1回開催し、284名の参加をいただいた。ひきこもりの個別相談会は隔月で実施して年間17件のご相談をいただいた。また、子ども・若者に関する

施策検討懇談会を11月から設置して、平成30年度で3回開催している。

本年度はひきこもりの講演会を2回、子どもの貧困に関する講演会を1回、ひきこもりの個別相談会を毎月開催予定としている。子ども・若者に関する施策検討懇談会を令和元年度も3回開催し、最終回で報告書をいただく予定としている。

報告事項12の説明は以上となる。

田坂公立保育園担当課長 報告資料13を見てほしい。公立保育園における休日保育実施に伴う経費についてご報告させていただいた。子ども・子育て会議にて公立保育園の機能強化としての休日保育のことを報告していたが、この費用の報告が抜けていたので、今回報告させていただいた。

資料の下にあるとおり、支給認定を受けている方は無料で休日保育をご利用いただけるが、受けていない方について表にあるとおりの金額をお支払いいただいてご利用いただくことになる。

裏面を見てほしい。市の負担については公立保育園は国からの加算等の歳入はないが、市民へのサービス低下をしないためということで、前年度と同じ運用をするために市の一般財源で運営している。その下に利用状況があるが、こころ保育園で実施していたときと同じ感じでご利用いただいている。また今回10連休で大型連休があったところでは、10名前後のご利用があったところでは、前年度と違うところかをご報告させていただいた。

以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

11、会計検査院からの発表内容について、市側の説明を求める。

芳野子ども青少年部長 本件は6月7日に会計検査院より公表された。多摩市がその対象ということで発表があった。内容としては平成26年度に実施した認可保育園の増築事業について、その事業費の算定に当たり誤りがあったということである。このことにより過大に支給していた補助金について返還する

ことになり、その総額は約3,600万円ほどになる見込みである。このことは議員の皆様方にサイドブックスからご連絡させていただいたが、今後同様なことがないように、事務の適正化については引き続き努力していきたいと思う。

申しわけない。以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

しらた委員 3,600万円、その財源はどこから出ているのか。

室井子育て・若者政策担当課長 3,600万円は保育事業者から市へ返還いただく額となっている。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

次は一括のほうがよろしいか。

芳野子ども青少年部長 そのとおりである。

いいじま委員長 12、幼児教育・保育の無償化について、13、「社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例」の概要について、14、「多摩市立保育所条例の一部を改正する条例」の概要について、15、「多摩市特定教育・保育に係る利用者負担に関する条例の一部を改正する条例」の概要について、16、「多摩市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例」の概要について、17、「多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」の概要について、一括で市側の説明を求める。

松崎子育て支援課長 12番、幼児教育・保育の無償化についてのご説明を差し上げる前に、皆様に子ども・子育て会議で幼児教育の無償化について説明をさせていただいている。審議事項(2)の資料をごらんいただければと思う。前の資料にさかのぼっていただけると大変助かる。

審議資料2-1、幼児教育・保育の無償化の具体的イメージからまず順番にご説明を差し上げたいと思う。

まず幼児教育・保育の無償化の具体的イメージの資料を見てほしい。無

償化の対象者のご案内をさせていただきたい。一番左端に3歳から5歳の男の子のイラストが入っているが、子ども・子育て支援新制度対象施設で、無償化の主な対象施設のご案内になる。その主たる対象施設は認可保育所、認定こども園、新制度幼稚園、地域型保育所、こちらは小規模保育所・家庭的保育事業所・事業所内保育所となっている。これらの施設について保育料が無償化になるという仕組みになっている。

少し下段を見ていただくと、若干枠があいているが、同じく無償化の対象となる施設、次のグループは対象者が同じ3歳から5歳児、子ども・子育て支援新制度未移行施設と、その他の保育サービスが無償化の対象となってきた。施設は旧制度幼稚園、幼稚園の預かり保育、認可外保育所、主に認証保育所、企業主導型保育所である。あと認可外保育施設、保育サービスとして一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、こちらは通称ファミリーサポートセンターということで、皆様ご承知かと思う。

これらの今、旧制度幼稚園以下でお話しさせていただいた施設、サービスは無償化に上限額が設けられているものになる。旧制度幼稚園は保育料が月額2万5,700円が無償化の上限になる。預かり保育は月額1万1,300円、旧制度幼稚園と幼稚園の預かり保育を合算して合わせて月額3万7,000円までが無償化の対象となってくる。

以下、認可外保育所、保育サービスは月額3万7,000円までが保育料が無償となる仕組みになっている。企業主導型は児童育成協会という団体から費用が負担されるが、こちらの無償化は標準的な利用料が無償化の対象になる。今、主に無償化の対象児童は3歳から5歳児というお話をさせていただいたが、住民税非課税世帯は0から2歳児のお子様も上記と同様の形で無償化の対象になる。月額4万2,000円までが保育料が無償となるという仕組みになっている。

一番下に小さく米印で書かれているが、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等を利用される場合は、無償化の対象となるためには保育の必要性の認定事由に該当することが必要になる。認定の必要性があることでご理解いただければと思う。

米印2は、認可外保育施設やベビーシッター制度は認可外保育施設の届出を出し、指導監査の基準を満たすものに基本的に限る。ただし、5年間の経過措置として指導監査の基準を満たしていない場合でも無償化の対象となる猶予期間が設けられているという仕組みになっている。

こちらが今後話す全ての基本になっているので、押さえていただければ大変ありがたい。

次のページを見てほしい。多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業で行われる保育に係る利用者負担額の基準額表がこの後続くが、まず右左で無償化前の表と無償化後の表をつくらせていただいている。無償化前は3歳から4歳児、色が塗ってあるが、保育料の金額が入ってきているが、無償化後は今まで数字が入ってきたところがオールゼロになる形で保育料が0円になるのが表で見ていただくとよくわかるかと思う。

こちらは保育の標準時間の表になるが、次のページには保育短時間も同様の形で、右左で無償化前、無償化後と表をつくらせていただいている。

あともう1枚は同じく教育施設になっているが、無償化前、無償化後で金額の入っていたものが0円になるのが象徴的なものになっている。

続いて審議資料2-5で、幼児教育・保育無償化に伴う食材料費の取り扱いについてという資料をごらんいただければと思う。食材料費（主食費・副食費）の取り扱いに関する方向性というお話を子ども・子育て会議でさせていただいている。

食材料費の取り扱いはこれまでも基本的に実費徴収または保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たってもこの考え方を維持することを基本とするとされた。そのため幼児教育無償化の実施に当たっては、市では点線の四角囲みに書いているが、主食費・副食費とともに施設による実費徴収を基本とさせていただきたいと思う。負担方法は変わるが、保護者の方がこれまで負担していたことは変わらない状況である。

加えて生活保護世帯やひとり親世帯等について、これまでも公定価格内で副食費の免除を実際してきたが、引き続きそちらは実施する予定である。

さらに副食費の免除対象者を年収360万円未満の世帯まで拡充すると

いう取り組みをさせていただく。なお、今回無償化が住民税非課税世帯のお子様は0から2歳児のお子様に限られてくるので、無償化の対象外となっている0から2歳のお子様は現行の取り扱いを継続するという形で、保育料も支払うし、食材料費の対応はこれまでどおりという仕組みになる。3から5歳と0から2歳児で違いが出てくることを承知してほしい。

そちらの表は今お話ししたことが図として書いたのが下の図になる。1号認定、幼稚園の方々はこれまで主食費、副食費ともに実費だった。保育所等の2号認定の方々は、副食費保育料分、主食費、民間保育所補助事業、市で単独補助をしていたが、無償化開始後は基本的に1号、2号ともに副食費、主食費ともに実費徴収という方向性をとらせていただきたいと思う。

次のページを見ていただくと、(2)低所得者等の食材料費に対する負担軽減策で書いているが、無償化によって軽減される保育料以上に実費徴収される金額がふえてしまう世帯が発生する状況である。その世帯は負担軽減策として食材料費に対する補助金を創設させていただく。

まず1号及び2号認定のお子様は年収360万円未満の世帯について、保育・教育給付費の加算により副食費4,500円を補填する対応を行っていく。ただ、国の徴収基準額での年収360万円未満の世帯以外に市の肩がわり分によって実費徴収される金額が無償化される保育料を超えてしまう世帯がまだ発生するところで、その方々は市の単独補助制度を創設し、負担軽減を図りたいと考えている。

上記はこれまでお話しした副食費のことだが、その副食費の対応とあわせて新たに実費徴収される2号認定の子どもの主食費の3,000円分が減額される保育料以上となっている世帯については、市で単独補助制度を創設し、負担軽減策を図りたいと思う。

審議資料2-5の説明は以上になる。

次の審議資料2-6、幼児教育・保育無償化のスケジュールをごらんいただければと思う。皆様ご承知のとおり幼児教育・保育の無償化、10月1日から開始という流れになっている。5月10日に子ども・子育て支援法の一部改正が国会で成立して、施行が10月1日の予定になっている。

そのほか次の12番でもご案内させていただくが、子育てのための施設利用給付という新たな無償化の給付を受けるための仕組みがつけられた。そちらを市民の方々にご案内していく必要がある。加えて無償化とは何かということも市民の方にご案内をしていく必要がある。7月から順次申請の手続かつ広報等の周知活動を7月、8月と進めさせていただく予定である。

本来、国の施行が10月1日で、まだ施行されていない段階だが、市の規則等をつくる中で、前段となる準備行為は7月1日から開始できるように規則を制定させていただいて、取り組みの準備を開始させていただきたいと考えている。そのことはご承知おきいただければ大変ありがたい。

こちらが子ども・子育て会議でご説明させていただいた資料になる。これらの内容を受けて、次の12番のご報告をさせていただきたい。

同様に幼児教育・保育の無償化についてと出させていただいている。幼児教育・保育の無償化に係る子ども・子育て支援法の一部改正が先ほど申し上げたが、5月10日に成立し、10月1日施行に向けて準備に取り組んでいるところである。こちらは主に基本理念の追加という改正があった。子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、ここから先が追加された内容だが、子どもの保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加するというものになっている。

これを受けて(2)子育てのための施設等利用給付の創設となる。市では先ほどのイメージで、下の段でご案内させていただいた内容になるが、子育てのための施設等利用給付の仕組みを活用して、幼稚園の預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンターを使われた方々に無償化の給付をするという流れになっている。

支給の対象も先ほどお話しさせていただいた3歳から5歳までのお子さんが主たる対象者になっている。加えて0から2歳までの住民税非課税世帯のお子様を対象になる。この方々は保育の必要性の認定という手続が改めて必要になってくる。

(3)(4)は、先ほどの子ども・子育て会議資料でご案内させていただ

いたが、(3)は保育料の表をごらんいただいたが、今まで保育料の金額を載せていたが、0円になるという仕組みになる。(4)は幼児教育・保育の無償化に向けたスケジュールは、先ほどのご案内で省略をさせていただければと思う。

これらの幼児教育・保育の無償化を実施するために、13番以降の5つの条例改正を実施する予定である。5つの条例は令和元年の9月議会に上程させていただく予定である。10月1日から施行できるように改正の手続きをとりたい。

13番の「社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例」の概要については、食材料費についてこれまで国基準では主食費を実費徴収としていたが、副食費も保護者から徴収する保育料に含まれた形で徴収していたが、令和元年から実施される幼児教育・保育の無償化により無償化とされる対象は保育料のみとなっているため、保育料に含まれていた副食費についても実費徴収するという方向に変わっていく。そのための改正を行っていくものになる。

主な改正点は、民間保育所補助事業「運営費補助金」の基準額から主食費相当額を除くという条例改正を考えている。

13番については以上である。

14番に移る。「多摩市立保育所条例の一部を改正する条例」の概要は、無償化により教育及び保育に係る3歳児から5歳児の保育料が無償になるということで、特定教育・保育施設で行われる保育に係る利用者負担額のうち、3歳から5歳児の保育料をゼロに修正するという改正になる。加えて主食費及び副食費を実費徴収する規定を追加させていただく条例改正を予定している。

14番は以上である。

15番に移る。「多摩市特定教育・保育に係る利用者負担に関する条例の一部を改正する条例」の概要についてである。14番と同様、教育及び保育に係る3歳児から5歳児の保育料が無償となるため、3歳から5歳児の保育料をゼロに修正する条例改正である。加えて主食費及び副食費を実費徴収する規定を追加するものになっている。

15番については以上である。

続いて16番に移る。「多摩市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例」の概要について。こちらの概要は幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴って、新たに子育てのための施設等利用給付の制度が創設されるため、そちらの取り組みを実施するために新たに改正するものになっている。保育の必要性の認定基準に子ども・子育て支援法第30条の4第1項第2号または第3号に規定する小学校就学前子どもに係る保育の必要性の認定に関する記載の追加という条例改正になる。きちんと無償化の利用給付ができるようにするための条例の改正である。

続いて17番に移る。「多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」の概要についてである。主に食材料費に関する条例の改正である。1点目は主食費及び副食費を実費徴収することに伴って、現行の規定、食事の提供に関する費用の徴収、免除者に関する規定があるが、こちらをまず削除する改正である。

加えて、国が実施する低所得者、およそ年収360万円未満世帯の層の1号認定、幼稚園の方々、2号認定、保育の3歳から5歳の方々の子どもに対する副食費加算の創設のために条例を改正するものである。

3点目、副食費加算の創設に伴って、食事の提供に関する費用の徴収の規定のうち、副食費加算の対象者を食事の提供に要する費用徴収対象者から除く規定を新たに設けるものである。

以上、この5つの条例改正を9月に改めて上程させていただくものである。幼児教育無償化に関する説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

本間委員 この対象者だが、3歳から5歳が無償で、0歳から2歳までの東京都の上乗せがあったはずだが、2子目が半額、3子目が無償とあるはずだが。

松崎子育て支援課長 東京都の0から2歳の主に課税世帯のお子様だが、都が新たに制度を創設ということで、多子世帯のお子様に向けた負担軽減策ということで、補助を創設するという話を伺っている。市も都と同様にそちらの取り組みを実施していく予定で検討している。

本間委員 10月1日からできると考えていいのか。

松崎子育て支援課長 10月1日からできるように、9月補正に計上させていただければと今こういった形でできるか検討させていただいている。

本間委員 きょうここは載っていないが、考えていただいているということでもよろしいか。

松崎子育て支援課長 そのとおりである。

本間委員 それの周知をあわせてしていただけるということだと思うので、それともう1つ、食費の集め方で保育士が現金を扱うのが非常に負担だという意見があったと思うが、そちらの対応は何か考えているか。

松崎子育て支援課長 委員がおっしゃられたとおり、園長会等からもそういったご意見が寄せられている。私どもも事務負担がかなり発生するということでは、事務負担軽減策もあわせて検討していきたいと考えていて、そちらも9月補正等々向けて取り組みができるように、検討を進めている。

本間委員 具体的にはどういうことを考えているか。

松崎子育て支援課長 決まり切っていないので、おおむねイメージしているところは、お金のやりとりだけの負担軽減策ではなくて、お金を受け取るだけでいろいろなところに負担度が波及していくので、事務全体が軽減されるようにシステム改修的なものができるのではないかとこのところ考えている。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

18、「多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」の概要について、市側の説明を求める。

芳野子ども青少年部長 これは家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、関連する条例について改正をしたいということである。詳細は担当課長より説明する。

松崎子育て支援課長 18番、「多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」の概要についてである。令和元年9月議会に上程させていただく予定である。

条例の一部改正の概要だが、平成31年4月1日付で家庭的保育事業等

の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことを受け、児童福祉法第34条の16に基づき、多摩市が定めている多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正するものである。

主な改正点は、家庭的保育所、0から2歳児のお子様が入所している施設である。そのため3歳以降の連携園の施設を確保していくことが今求められているが、その確保が著しく困難であって、必要な支援を行うことができる市町村が認めるときは、平成27年4月1日から5年間は連携施設を確保しないことができるとされているが、この期間をさらに5年間延長するというので、10年に延長するという改正になる。

説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

19、平成30年度多摩市立子育て総合センター 子ども家庭支援センター事業実績について、市側の説明を求める。

芳野子ども青少年部長 子育て総合センターの平成30年度の実績について、ご説明させていただきたいと思っている。ただ、実績について全て説明していくと時間的な問題もあるので、特に虐待関係を中心にご説明させていただければと思うので、担当課長よりご説明する。

角谷子育て総合センター長 平成30年度多摩市立子育て総合センター、子ども家庭支援センターの事業実績である。2ページをあけていただければと思う。

子育て総合センターは子どもと家庭に関する総合相談を行っている。平成30年度は797名のお子さんと家庭に関するご相談を受けている。こちらの数字は平成29年度に比べ136%となって増加している。そのうち新規が457人、こちらも前年比170%で、平成30年度は相談が増加している状況にある。

その下に全体的に相談も訪問や面接、電話で実施しているが、合計数は平成30年度は2万2,271回となって、前年121%と増加している状

況である。

続いて6ページを見てほしい。子育て総合センターに入る児童虐待相談対応件数になる。平成30年度は全体で391名の虐待相談を継続している。

そのうち新規が247名ということで、前年比約2倍という状況になっている。昨年は3月に重大案件があつて、多摩市においても年度当初より虐待の相談が上昇していた。今年も引き続き4月からふえている状況が続いている。特に新規の虐待相談がふえているので、昨年度は2倍だが、四、五年前に比べて3倍超えているという状況である。

虐待の相談経路である。どちらから相談、通告が入るかということで②番になるが、小・中学校から昨年は65件で一番多くなっている。続いて市町村関連ということで、今、転居に伴って情報を転出先にきちんとつなぐことがあつて、転出先からの情報ということで区市町村会議、子どもの発達の課題でご相談されている機関でそこから募集する、相談が入るのが今ふえている。あわせて家族・親族の方から40件ということで、家族の方からのご相談もしくはご相談している中で、私はたたくという自己開示という形でご相談が入っている形になる。

続いて虐待の種別に移るが、1番目は心理的虐待で暴言、暴力等を目撃するということで37%である。もちろんご夫婦間の暴力もあるし、他のご兄弟が殴られているのを見るのも心理的虐待になり、一番多く37%である。身体的虐待、ネグレクトと続いている。

子育て総合センターに入る相談の中で、どのような方が虐待者となっているかだと、多くは実母で70%である。

続いて虐待防止も含めた在宅サービスの実績が掲載されている。16ページを見てほしい。児童虐待は防止活動というのが大切になってくる。昨年、一昨年実施したものとして啓発講演会を実施している。その他各市役所等、子育て支援拠点等に啓発等の展示等を実施しているし、広報等でも周知活動を行っている。子ども自身にもSOSカードを配布して、何かあれば連絡をちょうだいということで、小学校4年生、中学校1年生に全校配布している。昨年度は特に重篤な案件があつたので、関係機関へも再度

児童虐待のマニュアルの説明や虐待防止の在宅サービスの充実ということで、そちらの事業も周知活動を積極的に行った経過がある。

説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

20、児童館におけるゴールデンウィーク期間中の臨時開館の利用状況について、市側の説明を求める。

芳野子ども青少年部長 先ほど保育園のゴールデンウィーク中の開館状況、利用状況についてお伝えした。今回突然10連休だったが、この10連休中は学童クラブが閉館になるので、我々としても子どもの行き場がない、居場所がないということで、それでは困るだろうということで、児童館を急遽幾つか開館した。その状況についてご報告させていただきたいと思うので、よろしく願います。

植田児童青少年課長 今年10連休ということで、通常の開館規定からすると閉館となる所を特例として条例を当てはめて臨時に開館した状況を説明させていただきます。

臨時開館したのは4月30日と5月1日、5月5日の3日間、午前10時から午後5時である。比較的駅に近い一ノ宮、永山、唐木田の3館の児童館を開館した。

利用状況の表を見てほしい。一ノ宮の合計と平均をごらんいただくと50.7人、永山は合計、平均を見ると58.7人、唐木田は合計、平均を見ると110.0ということで、合計すると平均で1日219人の来館になっている。一番下の表は参考までに今年の4月と5月の土曜日と日曜日の利用状況を実績として出したものである。天候の影響等もあって、通常の土曜日ほどの利用には至らなかったが、おおむね日曜日の平均の利用者と同様の来館者があったとしているので、一定の成果があったと考えている。

説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

岩崎委員 急にこういう状況に対応してくれて本当によかったと思うが、この周知はどうやったのか。子どもたちがあいているとかそういうのが知れる方法。

植田児童青少年課長 たま広報に施設のゴールデンウィーク期間中の開館、閉館の状況を載せているので、間に合ったのでそちらに載せた。児童館だよりをそれぞれ出しているの、そちらでも開館するという情報を載せて周知を図った。

岩崎委員 せっかくやるのだと本人、子どもが知っているが一番いいかと思うので、何らかの方法でやってくださったと思うが、もし子どもたちももう少し知っているともっとふえたのかというのはあるが、そこを今後よろしく願いしたいと思う。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

この際暫時休憩する。

午後 5時03分 休憩

午後 5時15分 再開

いいじま委員長 では、協議会を再開する。

21、学校用務員グループ制検証委員会報告書について、市側の説明を求める。

須田教育部長 学校用務員グループ制検証委員会の報告書ということでご報告させていただく。学校には用務員という市の職員がそれぞれの学校に配置している。労務系の職員である。この労務系職員は国や東京都の指導でなかなか今後ふやしていく、新規で採用することが非常に難しい状況にある。各学校において用務員に今働いていただいているが、定年退職その他の事情で少しずつ減ってきている。減ってくる中で臨時職員等の活用も含めて、今各学校において対応しているわけだが、この用務員の仕事の質を確保したり、より効率的な形で対応できないかということで、グループ制を導入し、昨年度試行を行った。その試行について検証を行ったということで、この報告書を作成した。その報告をさせていただく。内容は鈴木教育振興課長か

ら説明をする。

鈴木教育振興課長 本年3月29日付で検証委員会から報告が出てきた。内容は本文5ページにわたるものである。やってみる中でどういう不都合があり得るのか、あるいは試行する中でどうだったかについて多方面から検証されているので、中身についてはお時間があるときにご一読いただければと思う。

また、添付の資料として1、2、3、4、5と今回この検証を行うに当たって、対象となる用務員の案件と実際に職場で指示命令をする側の校長、副校長の案件、3、4は委員会の名簿と開催日程になる。現在こちらの報告を受けて本格的に今後どう進めていくかについて、用務員も含めて教育委員会で検討を進めている。また進展があったら皆様にご報告させていただきたいと思う。

説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

22、民俗・生活資料、埋蔵文化財資料の再整理状況について、市側の説明を求める。

須田教育部長 文化財の関係で平成27年度から今ある民俗系の文化財、埋蔵文化財について一定の基準を設けて整理をする形で進めてきている。旧北貝取小学校の跡地の関係に最終的には集約していくことで進めているが、本議会ではこれまでの整理した到達点の状況についてご報告申し上げる。資料は民俗・生活資料類の再整理状況について通知させていただいて、埋蔵文化財についても後ほどご案内いたしたいと思う。内容は藤田文化財担当課長から説明させる。

藤田文化財担当課長 よろしく願います。資料1ページを見てほしい。民俗・生活資料類の再整備状況についてである。調査スケジュールは平成27年度から令和3年度までの調査状況を表にしたものである。平成30年度は旧豊ヶ丘中学校、旧西落合中学校、諏訪複合施設、パルテノン多摩等は収蔵する施設について、分類種別ごとに資料の確認を行い、保存するものと廃棄する

ものについての検討を加え、今後旧北貝取小学校跡地施設への移転に向けての資料の調査、整備を進めるところである。

次の2ページを見てほしい。こちらの表は令和元年5月1日現在の民俗・生活資料の再整備の実施状況を表にしたもので、このときの調査で廃棄対象になった資料は下にある514点になっている。

次のページをごらんいただけるか。2ページにわたっているが、廃棄対象になった514点のうち廃棄可能という9点を除いた505点の内訳になっている。

次の5ページをごらんいただけるか。Ⅱ、埋蔵文化財資料の再整理状況についてである。1番、平成30年度の再整理状況の概要等についてだが、埋蔵文化財は2,925点の遺物の再整理を実施した。対象となる報告書の遺跡は2009年に報告した向ノ岡遺跡の再整理である。内容は向ノ岡遺跡から出土した遺物、土器、石器等の再分類・再整理、再収納を行い、データベース化して写真撮影等の業務を行った。

その結果、東京都の出土分類基準で4分類させていただいている。ア、イ、ウ、エとなっている。そのうちア、イ、ウは最重要資料、準重要資料、保存用だが別保管可で、エが廃棄可能でそれぞれ点数が載っている。

次の2だが、これまでの再整理状況の概要、平成27年度から28年、29年、30年度ということで結果を表にしている。この4カ年度で合計1万3,593点の再整理を行ったということである。今後はこの令和元年度以降の再整理予定概要等について、令和元年度以降も国庫補助金（地域の特色ある埋蔵文化財活用事業費）を継続申請して、1から2遺跡を毎年対象にして、再整理を実施していく。

今年度以降もまた東京都には補助金の継続申請を行っていくところである。

以上報告申し上げる。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

23、関戸橋（下流橋）の保存と解説板設置について、市側の説明を求めめる。

須田教育部長　ご案内のとおり関戸橋は今かけかえを行っている。下流橋が古い橋で、昭和12年にかかった橋で、今東京都でこのかけかえ事業が進められている。多摩市は東京都からの打診もあって、取り壊す橋について多摩市として残したい分についてどうかという打診に応じて、地元の皆さん方ともいろいろな話し合いをさせていただいて、一定のものを残させていただく形で整理させていただいたところについてご報告申し上げます。内容は藤田文化財担当課長から説明させる。

藤田文化財担当課長　よろしく願います。お手元の資料を見てほしい。1、保存資料、解説板内容等の方向性の確認をさせていただいた。平成31年3月までに関戸自治会の意見を踏まえ、東京都と多摩市で調整して最終確認を行った。

2番、保存要望した資料及び事項である。申しわけないが、数字が誤っていて①、②、③、④と読みかえていただきたい。保存実物資料、親柱一対である。②がバルコニー部、③コンクリート石材のコア抜き・テストピース2本、記録撮影保存ということでこの4つに分かれて保存していくところである。

また、解説説明板の設置をするところである。仮移設地に資料とともに関戸橋の下流橋の歴史保存に至る経緯等に関する解説板を設置する予定である。6月末となっているが、きょう時点ではまだ設置はされていない。

希望する場所・方法は、最終的には多摩市の関戸橋に近い都有地にかかけかえが終了した後に保存資料解説板とともに設置する予定だが、現在仮移設地として関戸のろくせぶ公園に仮という形で保存移設している。

今後解説板を設置する。今回の移設費等については東京都が負担している。

解説板の内容は解説文と写真と文面で説明している。

また、その他最終的な移設地は、保存資料と解説板のほかに多摩川のアユや歴史的な背景のあるモチーフ化したモニュメント等の設置も自治会としては希望している。

下の写真を見ていただけるか。親柱が赤丸で囲ってあるたもとの基部に

なる部分、バルコニーは張り出した部分になる。

次のページをごらんいただけるか。保存に至る経緯である。当初は関戸橋に近い大河原公園を予定していたが、東京都から重機等の出入り等の技術的な問題があるということで、こちらには置けないという意見があったので、改めて場所の仕切り直しをした。その結果、この青囲みになっているろくせぶ公園に設置させていただいた。

また、最終的に関戸橋の工事が終わったら、右上、用地買収費で指し示しているところに置ければと現時点で考えている。

次のページを見てほしい。現在のろくせぶ公園の移設状況を写真にしたものである。親柱を両脇に置いて、バルコニー・欄干ということで設置している。バルコニーは開通当初、こちらにガス灯がついていてその張り出しということでついていたものである。

下の写真をごらんいただけるか。赤丸に解説板を設置する予定である。

次のページをお願いします。現行の解説板になる。両側に写真を配置して、真ん中に関戸橋の歴史と特徴ということで両脇の写真は関戸橋が工事される前、竣工当時の写真、関戸橋がかかる前、渡し船で人が行き来していたころの写真や鵜飼いがかつて行われていた写真、また現在の写真ということで、この解説板を設置して、多摩市として初めてかかった歴史的な橋の保存をしていく。

以上、報告申し上げます。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

24、多摩市地域学校協働活動推進事業実施要綱の制定について、25、多摩市学校運営協議会規則について、一括して市側の説明を求める。

須田教育部長 24、25と一括で、いずれもコミュニティスクールの関係でいろいろな規定類等について整理させていただいている。それらを含めて一定のご説明を申し上げたい。内容は加藤教育企画担当課長から説明いたさせる。

加藤教育企画担当課長 こちらの案件は昨年9月及び12月の子ども教育常任委員会協

議会でご報告させていただいている。関係規定で2つの事業になるが、規定を整理させていただいて、本年4月1日から施行している。こちらについてご説明させていただく。

本市では学校と地域の連携協働を推進するために、平成23年度から教育連携支援事業（多摩市版学校地域支援本部）に取り組んできた。各学校と地域の窓口となる教育連携コーディネーターを配置して、地域の力をかりながら多様な学習機会の提供や教育環境の向上に資する活動を進めている。段階的に進めて、平成30年度に全校にコーディネーターを配置するところまでできた。

また、国では学校を取り巻く問題の複雑化、困難化から社会総がかりで子どもたちを育てていくところが必要だということで、学校と地域が連携・協働する仕組みである学校運営協議会制度——コミュニティスクールになる——と地域学校協働活動を両輪とした取り組みを推進している。

本市も今までの取り組みを基盤として、学校と地域が連携・協働する仕組みに移行していくと考えている。

横判のコミュニティスクールの導入についてという資料である。今まで取り組んできた学校と地域の連携に関しては、持続可能な教育活動支援と仕組みづくりが課題となっていた。そこに向けて多摩市で既に各学校で設けている学校運営連絡協議会を学校運営協議会、学校支援地域本部を地域学校協働本部に移行して、お互いに連携・協働しながら子どもたちの「ほっと」（安心）を支え、「もっと」（意欲）に応え、「はっと」（学び）を引き出す多摩コミュニティスクールとしていきたいと考えている。

具体的には、資料下の左側になる、令和4年度までに段階的に仕組みの転換をしていくことで進めていく。資料右下に絵が入っている。左側が学校運営協議会、コミュニティスクールになる。右側が地域学校協働本部になる。

まずは今回24では右側の地域学校協働本部のご説明になる。要綱が4月1日から施行されている。第1条に目的があるが、学校において地域、家庭、学校が連携・協働して、子どもたちの豊かな人間性を涵養し、地域の活性化と子どもが安心して暮らせる環境づくりを推進していくものにな

っている。

本事業の活動については第3条の8、このページの一番下になる。授業支援、授業時間以外の補習、環境整備、子どもたちの安全確保に係る活動を地域の方々のお力もかりながら進めていくものになる。

1 ページめくって、第4条を見てほしい。活動にかかわる地域と学校が年に3回情報を共有しながら活動を進めていくことで取り組み及び体制が充実することを考えている。

学校と地域をつなぐ役割を担うのはその下の第5条になる。地域学校協働活動推進員になる。従前の教育連携コーディネーターで地域と学校の窓口になる方になる。

地域学校協働活動には、今年度から多摩中学校、大松台小学校、南鶴牧小学校が移行している。さらに年度内に移行を検討している学校も幾つかある状況である。

24番についてのご説明は以上である。

続いて25、多摩市学校運営協議会規則についてである。先ほど絵で見たいただいた左側のものになる。この規則は今年度からの4年間に多摩市立学校全校を対象として、コミュニティスクールを段階的に導入するに当たって、その円滑な導入、実施のために必要な事項を定めたものになっている。コミュニティスクール、学校運営協議会制度は保護者や地域の方々が学校と一緒に目指す子ども像を考え、共有し、その実現に向けて協働しながら取り組む仕組みになっている。この仕組みの導入によって学校と保護者、地域と一緒に子どもの成長を支え、地域に開かれ、地域とともにある学校づくりを持続的に推進していくことを目的としている。

これまで教育委員会協議会や総合教育会議でいただいた意見等をもとに、資料の一番下、第5条の委員の任命においては、法定の地域住民や保護者、地域学校協働活動推進員のほか、自治会やPTA等の団体の代表者など、学校の運営に資する活動を行う者や学識経験者などを校長先生の推薦により、教育委員会が任命するものとしている。

また、学校運営協議会の主な役割として、学校運営の基本方針の承認が必須になる。あと学校運営、教職員任用に関する意見の申し出は任意だが、

そういったものがある。このうち2ページ進んでいただいた第13条にあるが、学校運営の基本方針の承認事項について6点定めている。教職員の任用に関する意見の申し出に関しては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正において、協議会の意見の対象となる事項の範囲について、教育委員会規則で定めることとされている。本規則、その下の第14条の2にその範囲を定めている。

このほかその下になる第15条だが、対象学校の運営状況の点検及び評価、情報提供では、学校運営協議会の委員である地域住民や5者等の学校関係者による評価の実施並びに学校だよりなどによる活動状況の公開を通して、地域の方々による学校運営に対する理解と参画を得ながら、学校、家庭、地域の連携・協働のもとに地域とともにある学校づくりを推進するものとしている。

説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

続いて本日追加された報告案件であるが、多摩市立八ヶ岳少年自然の家食事料の改定について、多摩市立八ヶ岳少年自然の家食事提供における事故について、一括して市側の説明を求める。

須田教育部長 2件まとめてのご説明で恐縮である。まず1件目、八ヶ岳少年自然の家の食事料の改定ということで、使用料ではなくて食事料である。中身は消費税の分ということで、そのまま材料費に当たってくる部分があるので、これについて一定の金額アップということでお願いしたい。

2点目は先般八ヶ岳少年自然の家での移動教室において、食事に関する事故があったので、それについてご報告申し上げます。いずれも内容については加藤教育企画担当課長から説明いたさせる。

加藤教育企画担当課長 まず食事料の改定についてご説明させていただく。自然の家の食事料は多摩市立八ヶ岳少年自然の家条例第18条第3項の規定によって、指定管理者が教育委員会の承認を受けて決定するものとなっている。自然

の家の指定管理者から消費税率の変更に係る本年10月からの食事料の改定について協議があり、令和元年6月16日付で受理をしている。内容とすると朝食、昼食、夕食に関して10円から30円の幅での改定である。

6月24日の教育委員会で承認をされているので、今年の10月からこの食事料で提供することになっている。

本件の報告は以上である。

続いて同じ自然の家の食事提供における事故である。口頭でのご報告になる。多摩第一小学校の6年生が6月12日から14日まで移動教室に行った際の中日、13日の自然の家での朝食で、賞味期限が今年4月7日までのふりかけを提供した。125袋用意したうちの40袋が賞味期限切れで、そのうち5袋開封して、1人か2人食べた。早い段階で気づいたので手をつけた子は少なかった状況である。すぐにかわりのものに取りかえる対応をした。食した子どももその後健康被害は発生していない。

14日に学校に帰った際、多摩第一小学校から本件について保護者に賞味期限切れの食品を提供した事実、健康被害は発生していないことなどを報告する手紙なども出している。現時点での指定管理者からの報告では、本件が起きたのは棚卸をした際に、箱に記載の賞味期限を確認して、中の袋に関しての確認を怠ったこと、配膳の際に賞味期限を確認するというルールになっていたが、徹底がされていなかったことによるものだと報告を受けている。指定管理者には再発防止策を含めた対応を強く求めている。

ご報告は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

26、図書館本館再整備基本設計に係る市民説明会について、市側の説明を求める。

須田教育部長 図書館本館再整備基本設計に係る市民説明会である。4月、5月、6月と基本設計に関する市民ワークショップを行ってきた。その状況を踏まえて今一定の到達点についてご説明申し上げます。そのための市民説明会を企

画しているので、その概要等について説明させていただく。内容は萩野図書館本館整備担当課長から説明いたさせる。

萩野図書館本館整備担当課長 中央図書館の整備を令和4年秋に開館することを目指して準備に取り組んでいる。4月から6月にかけて基本設計に関するワークショップを開催させていただいた。それらの意見を踏まえて7月中に基本設計をまとめたいと考えている。その前段として市民の方々に今現在の到達点についてお示しさせていただいて、ご意見をいただきたいという趣旨で市民説明会を開催する。

資料2、開催日程である。7月4日、8日、13日と関戸、永山、多摩センターの3カ所でそれぞれ開催させていただく。定員は書いてあるとおりである。保育について、手話通訳、要約筆記についても限定されているが、用意する予定である。

内容は基本設計の内容であるが、別紙で市民説明会に配布する予定の資料案をつけている。黄色い表紙の資料である。

次のページをお開きいただけるか。これまでの経緯からご説明させていただく。これまでの経緯として平成29年3月に図書館本館再構築基本構想を策定した。また平成30年1月には建設予定地、中央公園の北西角地の決定をさせていただいて、昨年8月に図書館本館再整備基本計画も策定した。この中で一貫してのビジョンとしては知の地域創造という考え方である。本を通じて人と人がつながり、支え合い、知的な刺激を享受することで人間性豊かなまちづくりを目指そうという考え方である。基本設計にもこれらの考え方をつなげている。

次のスライドであるが、知の地域創造の実現に向けて大きく3つ取り組んで、基本設計に反映させている。まず1つ目が地域社会を支える豊富な資料群ということで、基本計画で定めた開架冊数、席数、閉架冊数を実現するための設計値をここでお示ししている。

次のスライドだが、知の地域創造の実現に向けて多様な出合いや交流の機会を創出したいと考えている。そのために本や情報を通じた学びと交流を実現する広場スペースや市民協働の拠点としてパートナーズスペース等をご用意している。

5枚目のスライドだが、③課題解決型の支援として基本設計における考慮点としてはサテライトカウンターの分散配置や時代に即した新たな機能を整備したいと思っている。

6枚目のスライドで、今後のスケジュールとしては、まず基本設計としては7月中にまとめたいと思っている。その先8月以降は実施設計というより詳細な検討をしていきたいと思っている。開かれた図書館を目指しているので、その後秋以降の開催を予定しているが、中央図書館の運営や使い方に関する市民ワークショップについても今後開催していきたいと考えている。

具体的な設計内容の案である。スライドの8枚目をまずごらんいただけるか。図書館が建つ場所である。ご案内のとおり中央図書館の北西角地で、こちらの図の右下が敷地になっている。

スライド番号9番だが、階構成は地上2階、地下2階を想定している。地上の2階は中央公園に面したフロアで、このフロアはこども開架、一般開架を想定している。地上1階はレンガ坂からスムーズに入れる広場になる。一般開架を想定している。地下はMF階、BF階と2つの階がある。MF階は事務室や会議室、BF階は一番下の階だが、思いやり駐車場や公用車庫を用意する想定である。一番下のフロアが中央公園通り、道路に面したフロアになる。

次の10ページ以降に具体的なゾーニング図をご用意している。2階はこども開架を充実させるとともに、一般開架と隣接させることで、親子がともに利用しやすい環境を用意したいと思っている。また、北側のフロアカフェやパートナーズスペース、市民活動室等を用意したいと思っている。

スライド番号11番になるが、1階のフロアになる。1階のフロアは一般開架を充実させる予定である。また、北側は地域資料、参考資料等を充実させるとともに、北側と南側両方に静かな環境で勉強したい、学びたいという方のための静寂読書室を用意する想定である。

12枚目のスライドだが、地下のMF階は閉架書庫や事務室、会議室、スタッフルウンジを用意する想定である。

次の13枚目のスライドだが、バイクや自転車用の駐輪場、思いやり駐

車場、配本ヤード、公用車庫等を用意する想定である。

14ページ以降がイメージ図をご用意させていただいている。まだ今後修正をしたいと思っているが、15枚目のスライドはレンガ坂から見た図書館のイメージ、緑の中で図書館が建っているようなイメージ図である。

16枚目は大池の上空から図書館のイメージである。公園と図書館が一体化したイメージをごらんいただけるかと思う。

17枚目は公園とレンガ坂を図書館でつなぐステッププラザという考え方、大階段を用意したいと思っている。左側が多摩中央公園の高さ、2階になるが、こちらから1階のレンガ坂までスムーズに上りおりができるしつらえの大階段を用意したいとっていて、この階段では次のスライド18番、これは習志野市役所のイメージになるが、大きな階段を使ってパブリックビューイングで使われた際の様子の写真をつけている。このようなことも図書館でできたらいいと考えている。

次のスライド19番だが、ラーニングコモンズと言って市民同士が学び合いながら、パソコンや本を使いながら、ホワイトボード等も用意として議論し合う環境を用意したいと思っている。

スライド20枚目だが、図書館の2階のイメージである。非常に開けた環境で人と人が支え合い、つながり合うというイメージをあらわしている図である。

21枚目、22枚目は部分開館の検討ということで、図書館が開館する前の時間、図書館が閉館した後の時間にも図書館を一部使いたいというご意見が市民の方から多々あったので、それらの意見を参考にさせていただきながら、一部開館できるスペース、セキュリティエリアを設けて用意したいとっていて、2階と1階にそれぞれ用意する想定で考えている。

また、スライド番号24枚目以降は環境配慮型建築を目指した取り組みとして、省エネについても積極的に進めたいと思っている。

25枚目のスライドはZEB Ready 建築を目指すという表現をしている。この図書館の規模感でいったときのエネルギー消費量を半減させることを目指して今検討を進めている。この半減がZEB Ready という規格になるが、そのような建築を目指していきたいということである。

スライド26番にもあるが、太陽光パネルも図書館に設置したいということ考えて検討している。

スライド番号27枚目以降は平面図なので後ほどごらんいただければと。この内容を市民説明会でご説明する予定である。説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

本間委員 パルテノン多摩と図書館をつなぐ、傘を持たずに行き来ができる、その辺はどう考えているのか。

萩野図書館本館整備担当課長 図書館の基本設計について今考えている中で、公園とのつながりの部分はまだ庁内の調整を今しているという回答になる。現時点ではまだ固まっていない。

しらた委員 冷暖房は集中冷暖房、多摩センターの地域冷暖房を使うのか。

萩野図書館本館整備担当課長 地域冷暖房を使う想定はない。

しらた委員 ということは個々のやつということ。

萩野図書館本館整備担当課長 そのとおりである。

岩崎委員 ワークショップに参加した方からのお話があったが、先ほど須田教育部長がおっしゃったように、ワークショップを同じメンバーで3回してきて、3回目に模型や図面を見せてもらったことがあった中で、1回だけで今度は市民説明会ではなくて、もう少し市民の人たち、ワークショップの人たちに説明をするという考え方はあるのか。今まで3回のワークショップの人たちがもう1回集う場はあるのか。

萩野図書館本館整備担当課長 今のご質問に対して確かにそのようなご意見を一部の方から私も聞いた。ただ、市民説明会の段階でもまだご意見を伺う場と捉えているので、今後もこの市民説明会3回の中で意見を引き続きいろいろいただきながら、基本設計にできるだけ反映させていきたいと思っている。

岩崎委員 先ほど7月ぐらいまでに基本設計を終えたいというお話だったが、実施設計に入るといろいろなことが決まる怖さもあるのかという思うところでは、今の市民説明会が終わった後の実施設計に入るまでの間に要望を詰めたり、話し合ったりすることもあるのか。

萩野図書館本館整備担当課長 市民説明会でいただいた意見を反映したいと思っているの

で、その市民説明会の後に市民の方に説明する機会は基本設計の固まった後という報告のイメージで考えている。

須田教育部長 補足的だが、ワークショップの3回目のときはお集まりの皆様方に市民説明会の日程などのお知らせをして、言い足りなかったことはおそらくあるはずである。だが、時間の制限もどうしてもあるので、ぜひ市民説明会にもおいでいただいて、お話をいただいたりという形でさらに参画をお願いできたらというご案内を申し上げた。

岩崎委員 市民説明会はまだ限られているところでは、発言ではなくても何かしらの方法で伝える方法はこれからあまり時間がないとおっしゃるけれども、そこで書いていくとか何か伝えていく方法は考えていらっしゃるか。

萩野図書館本館整備担当課長 市民説明会の中で質疑応答の時間を長くとることはする。あとはメモでもご意見でも紙に書いていただければ、こちらでは当然把握させていただきたいと思っている。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

27、小学校自閉症・情緒障害学級の学区制の導入について、28、令和元年度小中学校児童・生徒数、学級数について、市側の説明を求める。

須田教育部長 学校支援課関係の2件についてあわせて報告をさせていただく。1件目は小学校自閉症・情緒障害学級の学区制の導入ということで、これまで2校だった学級について、4校になったので地域を見ながら一定の学区制を敷きたいという報告である。もう1件が今年の5月1日現在の小中学校の児童・生徒数、クラス数についての集計、状況についてご報告申し上げます。内容はいずれも伊野学校支援課長から説明いたさせる。

伊野学校支援課長 説明をさせていただく。資料は小学校自閉症・情緒障害学級の学区制の導入についてというペーパーの中ほどのこれまでの経緯をごらんをいただければと思う。

特別支援学級は、発達の状態などにも応じた特別な指導を必要とする児童・生徒のために特別に編成される学級ということで、多摩市では知的障

害学級、自閉症・情緒障害学級をそれぞれ小学校と中学校に設置している。この特別支援学級について平成27年の学区制を導入することを検討し、平成28年度の就学より実際導入している。その際に小学校の自閉症・情緒障害学級は、当時2校しかなかったということと配置バランスがよくなかったので学区制の導入を見送っている。その後、平成29年4月に多摩第二小学校、そして本年4月に南鶴牧小学校に開設されたため、4校体制になったので令和2年度就学より学区制を導入するといった内容である。

緩やかな学区制という言い方をしているが、学区というものを定めながら一定の条件に該当する場合は柔軟に対応していくという趣旨で緩やかな学区制という形をとっている。

資料は特別支援学級の学区制の導入ということで、当時学区制を検討したときの記録を記載しているので、お目通しいただければと思う。

次のページに条件等をつけているが、これは他の特別支援学級と全く同じ条件である。具体的な小学校・自閉症・情緒障害学級の学区についても資料としてつけたので、お目通しいただければと思う。

次に、令和元年度の小中学校児童・生徒数、学級数についてであるが、毎年5月1日現在で統計法に基づいて学校基本調査を実施している。その際に東京都教育委員会に報告しているが、学級数、児童・生徒数を報告しているもので、その内容を資料として提示するものである。

既に公式ホームページでも掲載しているので、同じ内容なのでお目通しいただければと思う。

説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

29、学校給食異物混入月報(3月分)について、市側の説明を求める。

須田教育部長 学校給食において、今永山調理所と南野調理所とある。異物が入ったりすることは残念ながらどうしても避けられない場合がある。調理所で異物が混入した、もしくはそのように推定される案件については、本常任委員

会で一定のご説明を申し上げている。今回は3月分の異物混入が1件あって、報告するものである。内容は澤井学校給食センター長から説明いたさせる。

澤井学校給食センター長 学校給食異物混入月報の3月分についてご説明する。

こちらは3月19日に南野調理所管内の小学校で約8ミリ×6ミリと8ミリ×3ミリの緑色のプラスチック片が6年生のジャージャン豆腐の中に入っていたものである。こちらの混入物は調理所に設置している食缶洗浄器のコンベアの一部と判明した。同機器は食缶本体用とふた用の2レーンから形成され、それぞれ樹脂製のパイプやプレートを使用している。どうしても樹脂製なので経年劣化による交換修理を実施する計画だったが、想定よりも劣化が早まったということで、今回異物が発生したものである。

新年度の給食の前に修理を完了させて、それまでの間は調理員で洗浄直後と配管前に本体とふたの両方の目視点検を強化するよう指示している。

報告は以上である。

いいじま委員長 市側の説明伊野学校支援課長は終わった。質疑はないか。

岩崎委員 ジャージャン豆腐とは何か。

澤井学校給食センター長 自分でも見ていないが、多分ジャージャン麺に豆腐をまぜた感じかと思う。もしあれなら献立表、きょうの献立というので前に載っているので、そちらでご確認いただければ。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

30、令和2年度使用多摩市立小学校教科書の採択について、市側の説明を求める。

須田教育部長 小学校は新しい学習指導要領の本格適用が来年度からということで、それに向けての教科書採択を行うことで今進めている。その状況等についてご報告申し上げます。内容は山本教育部参事から説明させていただく。

山本教育部参事 令和2年度使用の小学校の教科書採択について、説明をさせていただく。令和2年度より小学校で新しい学習指導要領が全面実施になる。そのため

これまで使っていた教科書ではなく、新しい教科書を用いた授業が行われることとなる。その採択の事務についてだが、まず資料1の採択要綱第2条にあるとおり、教科書選定協議会と教科書調査委員会を設置する。今年度の特徴は2年前に採択した教科道徳を再び採択することと、小学校5年生、6年生で新たに教科となる英語の教科書を採択することになる。資料4に見本本の一覧を載せているが、11教科13冊の教科書を採択することとなる。

各教科の調査委員会は教科ごとの教科書の内容について調査研究を行う。基礎基本の定着に適した教科書となっているか、主体的に学習を進められる構成になっているかなどの内容や使用の便宜、多摩市においては持続可能な社会づくり、ESDを視点に置いた教科書となっているかということも検討していただく。

構成員は採択が完了するまで非公開となるが、資料2にあるとおり多摩市立小学校校長11名が教科ごとの調査委員長となり、調査委員としては各教科5名以内の市内の小学校の教員で構成されることになる。7月下旬までに調査資料をまとめていただく予定にしている。

次に、教科書選定協議会だが、教科書調査委員会がまとめた調査資料の内容について確認したり、内容を検討したりすること、また、教科書は各学校からも意見をいただけるようにしているので、その内容をまとめること。さらに市民の方からの意見もいただけるようにしているので、その意見をまとめること。市民の方のご意見は現在見本本を図書館に設置しているので、そこにポストを設置して意見を述べていただける形をとっている。

それらの対応を整理し、教科書選定協議会は教育委員会に答申として上げていくことが主な職務内容となる。この選定協議会の構成は会長として小学校校長1名、各教科の調査委員長11名、そして保護者代表の方、学識経験者の方の計14名となる。多摩市教育委員会では、その答申を受けて8月下旬の教育委員会で審議し、令和2年度から使用する各教科の教科書が採択されることとなる。また、採択されたものは8月31日までに東京都教育委員会に報告することになる。なお、見本本の展示については、現在は市立図書館本館に7月11日まで展示し、7月13日から7月

28日までは永山図書館に展示している。

以上、令和2年度から使用する小学校の各教科の教科書採択の事務の流れを説明させていただいた。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

大くま委員 この教科書の見本展示だが、以前は行政資料室でも見れたような気がするが、今回はこの2カ所か。

山本教育部参事 今回は見本本は各市に配布される冊数が決まっていて、今年度教科書の教科数が多くなったためにそちらに置くことができなくなっている。教育の調査委員会に1セットずつ渡しているの、その関係で今年度は図書館に設置させていただいていることになる。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

31、第二次多摩市特別支援教育推進計画策定事業の概要について、市側の説明を求める。

須田教育部長 本件は現在平成28年度から来年度、令和2年度までの間ということで、多摩市特別支援教育推進計画があって、それに沿って対応しているが、令和2年度までで、令和3年度からの第二次計画を今年度から策定、更新する作業に入るので、その段取り等についてご説明申し上げます。内容は田島教育センター長から説明いたさせる。

田島教育センター長 概要について説明させていただく。ただいま申し上げたとおり、現在の特別支援教育推進計画は平成28年度から令和2年度の5年間にわたるものとして、特別支援教育の基本的な方向性を示すものとして策定し、推進しているところである。今回令和3年度から第二次特別支援教育推進計画を今年度と令和2年度、来年度の2カ年をかけて策定する。

計画の位置づけになるが、第五次多摩市総合計画第3期基本計画のもと、子どもたちの教育に関する計画である多摩市教育推進プランに挙げられている特別支援教育の推進について具体化し、その方向性を示すものとなる。

次のページを見てほしい。スケジュールになる、日程予定を見てほしい。

7月23日から今年度は策定委員会を4回実施して、令和2年度は2回、合計6回を予定している。また今年度学習会を行い、特別支援教育に関して多くの方に知っていただく機会をつくる予定である。策定委員は学識、特別支援学校である多摩桜の丘学園の校長先生、市内の小・中学校の校長先生や教員、公募市民、子育て支援課長、障害福祉課長、健康推進課長の13名の予定である。計画の進捗状況などは議会へその都度報告させていただきながらパブリックコメントをいただき、決定していきたいと思っている。

報告は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

本間委員 特別支援教室で肢体不自由児の教室ということは計画には入れたりとか考えることはできるのか。

田島教育センター長 現在進めているこの計画がそうだが、教室の数をどうしていくかを検討しながら、どういう方向性でその後の5年間を進めていくかという基本的なところは書いているので、その議論の中でそういうご意見があった場合にはそこをどうするか検討することはあるかと思う。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

32、第五次多摩市総合計画第3期基本計画の策定について、市側の説明を求める。

田島企画課長 資料は総務常任委員会の協議会資料の1番目を参照いただければと思う。資料は2枚、計画の策定と概要版でA3のものをつけている。

まずA4だが、これまで第3期基本計画の策定を進めてきた。議会には3月議会の前日、2月26日に全員協議会を開催したので、その後の検討状況を1番に書いてある。その後、全員協議会でいただいたご意見等も踏まえて庁内の専門委員会——部長級で構成している——でパブリックコメント、当初は3月から行う予定だったが、4月に繰り下げて、3月中は庁内でさらにパブリックコメント案の検討をさせていただいた。

総合計画審議会を3月22日に開催して、パブリックコメントに出す案の最終確認をして、4月5日から24日の日程でパブリックコメントを行った。パブリックコメント期間中に市民説明会を4月13、14と2日間にわたって行った。

パブリックコメントを踏まえて、5月16日に最後の総合計画審議会を開催して、パブリックコメントからいただいた意見を一部反映したもので、最終的には市長に計画案として答申いただいた。

その後、5月21日に専門委員会で最終確認し、最後、庁内で全ての管理職が入った策定委員会で5月29日付で最終決定を行ったところである。

第3期基本計画は、6月からスタートさせていただいた。

2が概要と重点的なものについて書いている。第3期基本計画は基本構想と基本計画に総合計画が分かれているが、基本構想の部分は目指すまちの姿、将来都市像は基本構想で定めている、主に20年を見据えたもので今回修正をかけていない。基本計画で位置づけをしている政策、施策の部分を見直しさせていただいた。特に政策は今回見直しをかけていないが、その下の施策の部分は体系も含めて今回見直しをさせていただいた。

基本計画は計画期間は令和元年度、2019年度からおおむね10年間で想定した計画になっていて、第五次総合計画からこのような考え方をとっているが、10年計画でつくっているが、4年ごとにローリング、改定をしている。

今回の第3期基本計画で、一番大きな考え方として基盤となる考え方を置いた。第2期基本計画の3つの取り組みの方向性の1つとして位置づけた健幸都市・スマートウェルネスシティ多摩の創造を第2期で位置づけたが、第3期では健幸まちづくりをさらに推進していくことを基盤となる考え方、最も上位の考え方に据えている。

これを推進していくに当たって3つの重点課題を今回とった。1つ目が超高齢社会への挑戦をしていくこと、2つ目が若者世代・子育て世代が幸せに暮らせるためのまちの基盤をつくっていくこと、3つ目が市民・地域と行政との新たな協働の仕組みをつくっていくこと。こちらを10年計画だが、基本的には4年間で重点的に取り組んでいきたいと思っている。

3が概要版、本日おつけしたA3判である。それ以外に本編とわかりやすい版、こちらはかなり内容を抽出したもので、小中学生、障がいをお持ちの方でも理解がしやすい版を今回つくらせていただいた。

ちょうど本日付で冊子が業者から上がってきて、こちらが本編で、こちらがわかりやすい版で、議会の皆様にもあした以降、会派等に1冊ずつお配りしたいと思っている。

内容はもう1つの資料のA3の表裏をごらんいただければと思うが、今、申し上げたように基本構想と基本計画の二層構造に総合計画はなっているので、上段に書いてある基本構想は20年を見据えたもので、将来都市像と目指すまちの姿を6つ置いているが、こちらは変更をかけていない。今回下段の基本計画の部分を左にこの計画策定の背景とあるが、社会動向の変化、多摩市を取り巻く状況変化を踏まえて、今回中段にある政策A1からF1に掲げた、特に今後4年間で重点的に取り組んでいくものについて、各施策ごとに取り上げさせていただいたものである。

先ほど申し上げた1番の基盤となる考え方を、健幸まちづくりをさらに進めていくことにしたので、中段下に掲げたが、先ほど申し上げた重点課題の3つに、特にこの4年間、重点的に取り組んでいく。さらにその下に3つの重点課題ごとに6つの視点を置いたので、各視点を踏まえてこの政策、施策に取り組んでいくことに今回はさせていただいている。

一番下が分野別のA1からF1、主に行政分野ごとに体系をつくっているが、それ以外の部分で例えば行財政運営手法を転換していく、仕組みの転換を行っていく、公共施設のマネジメントを進めていく、内部改革、シティセールス等について、行政分野の中に入ってくるものだが、並行して取り組んでいくところを今回は背景として位置づけさせていただいた。

裏面が今回体系になるので、体系自体は大きく第2期と変えていないが、施策、目指すまちの姿が6割、政策が13、その下に施策が38ある。こちらは大きく変えていないが、施策の中でも第2期で位置づけしていなかったものが幾つかある。例えばA1の4、子ども・若者に対する多角的な支援、こちらはひきこもりの支援等を第2期が始まった後に行ったので、こういった新たな分野の施策については、今回第3期基本計画で位置づけ

をるところである。

説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

次に33番、行政視察についてに入る。

今年度の子ども教育常任委員会の行政視察の実施について協議したいと思う。まず視察の実施の有無について、また実施する場合には日程、目的や内容、候補地などを協議したいと思う。

ここで協議会を休憩する。

午後 6時27分 休憩

午後 6時39分 再開

いいじま委員長 それでは、休憩前に引き続き協議会を再開する。

委員の皆さんの意見を踏まえ、視察の日程については候補日として10月16日から18日まで、または10月23日から25日までを予定したい。視察地が決定するまでの間、各委員のご予定をあけていただくようお願いする。

また、視察の候補地については兵庫県明石市としたいと思う。

また、今後事務局が先方と調整し、日程や視察地などを各委員に連絡し、必要があれば再度協議するというところでよろしいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 では、そのようにさせていただく。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午後 6時40分 再開

いいじま委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって子ども教育常任委員会を閉会する。

午後 6時40分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

子ども教育常任委員長

いいじま 文彦